

**令和 8 年度 防安 千曲市公共下水道事業
尾米排水ポンプ場 燃料貯留槽改修工事**

数量計算書
(土木)

数 量 計 算 書 (土木)

工種	条件	内容	単位	設計数量			摘要
				当初	変更	差引	
【施設整備工】							
貯留設備工							
作業土工							
床掘り		$9.02 \times 5.07 \times 4.37 + 6.38 / 10 \times (2.51 + 2.44) + 9.59 / 10 \times 4.34 + 1.3 \times 2 + (2.49 + 4.69) \times 0.44$	m3	212.93			
埋戻し		$213.73 - (57.81 + 3.75 / 10 \times (2.51 + 2.44) + 2.28 / 10 \times 4.34 + 1.0 \times 2)$	m3	150.27			
土砂等運搬		$212.93 - 150.27 / 0.9$	m3	45.96			
残土処分		45.96×1.2	m3	55.15			
貯留施設工							
基礎砕石	t=60	$6.9 \times 2.95 - 0.43 \times 0.43 \times 3.14$	m2	19.77			
コンクリート	捨-8-40N	19.77×0.05	m3	0.99			
コンクリート	ラップコンクリート	$6.9 \times 2.95 \times 1.17$	m3	23.82			
型枠	一般型枠	$(6.9 + 2.95) \times 2 \times 1.17$	m2	23.05			
鉄筋工	SD295 D10		t	0.10			
鉄筋工	SD295 D13		t	0.10			
鉄筋工	SD295 D16		t	0.80			
鉄筋工	SD345 D19		t	2.40			
コンクリート	24-15-20N	17.07	m3	17.07			
型枠	一般型枠	$39.7 + 2$	m2	41.7			

数 量 計 算 書 (土木)

工種	条件	内容	単位	設計数量			摘要
				当初	変更	差引	
側溝工							
排水構造物工 U字側溝	鉄筋CoU型側溝 U360A	2.51+2.44	m	4.95			
排水構造物工 蓋版据付	鉄筋CoU型 甲蓋 360型(1種) 長1.0m	4.95	枚	4.95			
排水構造物工 U字側溝	固定式横断U型側溝 U400 L=2.0m	4.3	m	4.30			
コンクリート	18-8-25N	0.1*0.63*4.3	m3	0.27			
型枠	一般型枠	0.1*2*4.3	m2	0.9			
排水構造物工 蓋版据付	横断用グレーチング (U字溝) 車道用 400型【T-25・細目】 L=1.0m ボルト固定	4.3	枚	4.30			
管理樹設置	400×400		基	2.00			
【構造物撤去復旧工】							
構造物撤去復旧工							
構造物撤去工							
舗装版切断		4.1+4.51	m	8.61			
舗装版破砕		34.61	m2	34.61			
歩車道境界ブロック	撤去、再利用	9.7+15.7	m	25.40			
浸透管撤去工	φ200	15.7	m	15.70			
構造物とりこわし	無筋構造物	1.16*25.4+15.27*0.08	m3	30.69			
殻運搬	無筋構造物	1.16*25.4+15.27*0.08	m3	30.69			運搬距離4.2km
殻運搬	AS掘削廃材	34.61*0.04	m3	1.38			運搬距離4.2km
現場発生品運搬	木くず (樹木根)	0.6m3*0.25t/m3	t	0.15			運搬距離23.1km
現場発生品運搬	鉄くず	0.5	t	0.5			運搬距離4.2km

数 量 計 算 書 (土木)

工種	条件	内容	単位	設計数量			摘要
				当初	変更	差引	
コンクリート廃材処分費	無筋	9.29*2.35	t	72.11			中部興業(有)
アスファルト廃材処分費	AS掘削廃材	34.61*0.04*2.3	t	3.18			中部興業(有)
木くず処分費	樹木根	0.6	m3	0.60			(有)ACEN
スクラップ		0.5	t	0.50			
構造物復旧工							
フィルター層	洗滌砂 t=10cm	7.76+12.22	m2	19.98			
下層路盤	RC-40 t=20cm	7.76+12.22	m2	19.98			
上層路盤	M-25 t=10cm	7.76+12.22	m2	19.98			
表層	開粒度13 t=4cm	12.92+19.22	m2	32.14			
排水構造物復旧	燃料貯留槽側	13.22-0.6*3	m	11.42			
L型側溝復旧	ポンプ場側	13.22-0.6	m	12.62			
浸透柵設置		2	基	2.00			
浸透管復旧	φ200 再利用	3	m	3.00			
取付管用継手	SRF φ200	2+4	個	6.00			
給水管布設替工		1	式	1.00			
【全レベル1共通】							
仮設工							
水替工							
ポンプ設置・撤去			箇所	1.0			
ポンプ運転			日	10.0			
足場工							
足場工	手摺先行型枠組足場	(2.75+6.7)*2*4.37	掛m2	82.59			

**令和 8 年度 防安 千曲市公共下水道事業
尾米排水ポンプ場 燃料貯留槽改修工事**

数量計算書
(機械設備)

更 新 工 事

数量01

一般労務費 ・ 機械設備据付労務費集計表

〔人工集計表〕

機械設備

<div> <div>労務費</div> <div>名称</div> </div>	配管工 (人)	設備 機械工 (人)	溶接工 (人)	電 工 (人)	はつり工 (人)	ダクト工 (人)	普通 作業員 (人)	技術者 (人)	機械設備 据付工 (人)	備考
機器等据付方							1. 62		14. 59	
鋳鉄管等据付方 (φ 350以下)										
鋳鉄管等据付方 (φ 400以上)										
鋼 管 据 付 方										
小配管据付方	17. 11									
複合工・仮設工										
ダクト据付方										
電気機器据付方										
計	17. 11						1. 62		14. 59	
設計書計上数量	↓ 17	↓	↓	↓	↓	↓	↓ 1	↓	↓ 14	

一般労務費へ

↓
機械設備据付労務費へ

数量02-(1) 機器等据付工

機 器 等 据 付 歩 掛 り 分 類 表

分 類	分 類 目 標	機 器 等 名 称	範 囲
第1類	比較的高速回転の回転機器	ポンプ、ブロワ、モータ減速機、真空ポンプ、空気圧縮機、エンジン、遠心濃縮機、遠心脱水機等	① 本体に付属するバルブ以後の給油及び給水等小配管は、管の歩掛りによる。 ② 流体機器の吸込み、吐出フランジ以降は、弁又は管の歩掛りによる。 ③ 共通ベットのものは、これを含む。
第2類	芯出し調整の楽な機器	自動(電動、空気)弁(φ100以上)、手動弁(φ400以上)、フィルタ(湿式、乾式)、モータ用抵抗制御器、ファン、回転円板、水中ポンプ(着脱装置含む)、水中攪拌機水中機械式曝気機等	① 自動(電動、空気)弁φ90以下、手動弁φ350以下の弁類で铸铁管配管中のものは、铸铁管歩掛りにより算出し、鋼管配管中のものは、小配管歩掛りに含む。 ② 弁のフランジ接合は、管の歩掛りによる。 ③ 付属するモータ、減速機等(バルブコントローラ)を含む。
第3類	芯出し調整が必要な機器	流入ゲート、制水扉、塩素関係機器、ボイラ等	① バルブコントローラのあるものはこれを含む。 ② 配管を除いた油圧装置を含む。
第4類	貯留機器	タンク類、塔類(スクラバ、サレンサ)、熱交換器、ストレーナ類、急速ろ過機(鋼製)等	① 取出しフランジ以後は、管の歩掛りによる。
第5類	散気設備	散気板、散気筒(散気管)	
第6類	比較的低速回転で、現場組立て部品の多いもの	沈砂池機械、沈殿池機械コンベヤ類、ホッパ類、汚泥濃縮タンク機械、物上げ機械、脱水機(BP、加圧)、機械曝気機(オキシデーションディッチ用)等	① 付属するモータ、減速機等駆動装置を含む。
第7類	安全設備、架台等	鋼製渡り、手摺、鋼製蓋類、管支持架台、点検歩廊、階段防泡金網、カバー等	

数量02-(2) 機器等据付工

機械設備

特大	一般
----	----

[illegible]

※撤去の場合、機械設備据付工は設備機械工に読み替える。

数量02-(3) 機器等据付重量表

No. _____

機械設備

(単位重量)

[illegible]

数量05-(1)小配管据付人工表

機械設備

口径 (mm)	1.配管用(白・黒), 水道用鋼管											
	設計 数量 (m)	屋内		設計 数量 (m)	屋外		設計 数量 (m)	埋設		設計 数量 (m)	既設錯綜	
		歩掛 (人/m)	人工 (人)		歩掛 (人/m)	人工 (人)		歩掛 (人/m)	人工 (人)		歩掛 (人/m)	人工 (人)
15A		0.13			0.10			0.06			0.16	
20A	1.98	0.16	0.31		0.12			0.07			0.20	
25A		0.19			0.15			0.09			0.24	
32A		0.23		4.18	0.18	0.75	2.31	0.11	0.25		0.29	
40A	3.14	0.27	0.84	12.50	0.21	2.62	2.75	0.12	0.33		0.35	
50A	5.06	0.33	1.66	12.50	0.26	3.25	2.70	0.15	0.4		0.42	
65A	0.11	0.41	0.04	0.50	0.32	0.16		0.19			0.53	
80A		0.49			0.39			0.21			0.63	
100A		0.60			0.48			0.27			0.78	
125A		0.74			0.59			0.32			0.96	
150A		0.88			0.70			0.40			1.14	
200A		1.16			0.92			0.57			1.50	
250A		1.44			1.15			0.77			1.87	
300A		1.72			1.37			0.93			2.23	
350A		1.99			1.61			1.11			2.58	
計	㊦	2.85		㊧	6.78		㊨	0.98		㊩		

口径 (mm)	2.ライニング鋼管											
	設計 数量 (m)	屋内		設計 数量 (m)	屋外		設計 数量 (m)	埋設		設計 数量 (m)	既設錯綜	
		歩掛 (人/m)	人工 (人)		歩掛 (人/m)	人工 (人)		歩掛 (人/m)	人工 (人)		歩掛 (人/m)	人工 (人)
15A		0.11			0.08			0.06			0.14	
20A		0.14			0.11			0.07			0.18	
25A		0.16			0.12			0.09			0.20	
32A		0.19			0.15			0.11			0.24	
40A		0.23			0.18			0.12			0.29	
50A		0.27			0.21			0.15			0.35	
65A		0.34			0.27			0.19			0.44	
80A		0.41			0.32			0.21			0.53	
100A		0.50			0.40			0.22			0.65	
125A		0.61			0.48			0.26			0.79	
150A		0.73			0.58			0.34			0.94	
200A		0.95			0.76			0.48			1.23	
250A		1.18			0.94			0.64			1.53	
300A		1.41			1.12			0.77			1.83	
350A		1.63			1.30			0.91			2.11	
計	㊪			㊫			㊬			㊭		

数量05-(2)小配管据付人工表

機械設備

口径 (mm)	3.ステンレス鋼管											
	設計 数量 (m)	屋内		設計 数量 (m)	屋外		設計 数量 (m)	埋設		設計 数量 (m)	既設錯綜	
		歩掛 (人/m)	人工 (人)		歩掛 (人/m)	人工 (人)		歩掛 (人/m)	人工 (人)		歩掛 (人/m)	人工 (人)
15A		0.17			0.13			0.07			0.22	
20A		0.20			0.16			0.09			0.26	
25A		0.24			0.19			0.11			0.31	
32A		0.29			0.23			0.12			0.37	
40A		0.35			0.28			0.15			0.45	
50A		0.42			0.33			0.19			0.54	
65A		0.53			0.42			0.21			0.68	
80A		0.63			0.50			0.24			0.81	
100A		0.78			0.62			0.35			1.01	
125A		0.96			0.76			0.45			1.24	
150A		1.14			0.91			0.54			1.48	
200A		1.50			1.20			0.75			1.95	
250A		1.86			1.48			1.00			2.41	
300A		2.22			1.77			1.27			2.88	
350A		2.58			2.20			1.50			3.35	
計	㊦			㊧			㊨			㊩		

口径 (mm)	4.塩化ビニル管											
	設計 数量 (m)	屋内		設計 数量 (m)	屋外		設計 数量 (m)	排水通気管		設計 数量 (m)	既設錯綜	
		歩掛 (人/m)	人工 (人)		歩掛 (人/m)	人工 (人)		歩掛 (人/m)	人工 (人)		歩掛 (人/m)	人工 (人)
φ 13		0.08			0.06						0.10	
φ 20		0.09			0.07						0.11	
φ 25		0.11			0.08						0.14	
φ 30		0.13			0.10						0.16	
φ 40		0.15			0.12			0.11			0.19	
φ 50		0.18			0.14			0.15			0.23	
φ 65		0.22			0.17			0.19			0.28	
φ 75		0.26			0.20			0.22			0.33	
φ 100		0.32			0.25			0.28			0.36	
φ 125		0.39			0.31			0.34			0.44	
φ 150		0.46			0.36			0.41			0.53	
φ 200								0.53			0.68	
φ 250								0.66			0.85	
φ 300								0.79			1.02	
φ 350								0.93			1.20	
計	㊭			㊮			㊯			㊰		

数量05-(3) 小配管据付人工表

機械設備

種 類 管 種	屋 内	屋 外	埋 設 又は 排水・通気管	既 設 錯 綜	配管工計
1.配管用(白・黒), 水道用鋼管	Ⓐ 2.85	Ⓑ 6.78	Ⓒ 0.98	Ⓓ	10.61
2.ライニング鋼管	Ⓔ	Ⓕ	Ⓖ	Ⓗ	
3.ステンレス鋼管	Ⓘ	Ⓙ	Ⓚ	Ⓛ	
4.塩化ビニル管	Ⓜ	Ⓝ	Ⓢ	Ⓟ	
人工集計〔数量01へ〕 ←					10.61 人

数量05-1-(1) 小配管集計表

機械設備

1.直接材料表

[illegible]

数量05-1-(2) 小配管集計表

機械設備

2.配管据付工

口径	設計数量(m)												口径	設計数量(m)			
	配管用(白,黒),水道用鋼管				ライニング鋼管				ステンレス鋼鋼管					塩化ビニル管			
	屋内	屋外	埋設	既設 錯綜	屋内	屋外	埋設	既設 錯綜	屋内	屋外	埋設	既設 錯綜		屋内	屋外	排水 通気	既設 錯綜
15A													φ 13				
20A	1.98												φ 20				
25A													φ 25				
32A		4.18	2.31										φ 30				
40A	3.14	12.5	2.75										φ 40				
50A	5.06	12.5	2.7										φ 50				
65A	0.11	0.5											φ 65				
80A													φ 75				
100A													φ 100				
125A													φ 125				
150A													φ 150				
200A													φ 200				
250A													φ 250				
300A													φ 300				
350A													φ 350				

数量05-1-(3) 小配管集計表

機械設備

3. 弁類材料表

[illegible]

数量05-1-(5) 小配管集計表

小配管スケルトン別集計表 (直接材料)

機械設備

名称	仕様	材料区分 規格	口径	寸法 (ピース材料)	1	2	3						計	設計数量
SGP		管材 (×0.65)	32				2.31						2.31	2.31
SGP		管材 (×0.65)	40		2.75								2.75	2.75
SGP		管材 (×0.65)	50			2.7							2.7	2.7
SGP		管+塗 (×1.00)	40			0.11							0.11	0.11
SGP		管+塗 (×1.00)	65			0.61							0.61	0.61
SGP		管+支+塗 (×1.70)	20		1.98								1.98	1.98
SGP		管+支+塗 (×1.70)	32				4.18						4.18	4.18
SGP		管+支+塗 (×1.70)	40		15.52								15.52	15.5
SGP		管+支+塗 (×1.70)	50			17.55							17.55	17.6

数量05-1-(5') 小配管集計表

小配管スケルトン別集計表 (据付人工)

機械設備

分類	名称	据付	口径	1	2	3								計	設計数量
鋼管	SGP	屋内	20	1.98										1.98	1.98
鋼管	SGP	屋内	40	3.03	0.11									3.14	3.14
鋼管	SGP	屋内	50		5.06									5.06	5.06
鋼管	SGP	屋内	65		0.11									0.11	0.11
鋼管	SGP	屋外	32			4.18								4.18	4.18
鋼管	SGP	屋外	40	12.49										12.49	12.5
鋼管	SGP	屋外	50		12.49									12.49	12.5
鋼管	SGP	屋外	65		0.5									0.5	0.5
鋼管	SGP	埋設	32			2.31								2.31	2.31
鋼管	SGP	埋設	40	2.75										2.75	2.75
鋼管	SGP	埋設	50		2.7									2.7	2.7

小配管スケルトン別集計表 (弁類)

[illegible]

数量05-2-(1) 小配管集計表

機械設備

[illegible]

数量05-2-(1) 小配管集計表

機械設備

スケルトンNo.	2	管名称	小出槽オーバーフロー管								
名称	材質仕様	口径	ピース寸法	据付区分	材料区分	付属材料費率B	被覆区分	計算式	実長 又は 個数	設計数量A [65A以下 ×1.1]	換算数量 [A×(1+B)]
SGP		40		屋内	管+塗	1.00		0.1	0.100	0.110	-
SGP		50		屋内	管+支+塗	1.70		0.6+0.15+1.3+2.25+0.3	4.600	5.060	-
SGP		65		屋内	管+塗	1.00		0.1	0.100	0.110	-
SGP		50		屋外	管+支+塗	1.70		0.2+0.15+1.0+2.05+3.05+4.6+0.15+0.15	11.350	12.490	-
SGP		65		屋外	管+塗	1.00		0.45	0.450	0.500	-
SGP		50		埋設	管材	0.65		0.75+0.9+0.65+0.15	2.450	2.700	-
可とう管	ゴム(100mm偏心)	50			JIS10KF			1	1.000		
可とう管	ゴム(100mm偏心)	65			JIS10KF			1	1.000		

数量05-2-(1) 小配管集計表

機械設備

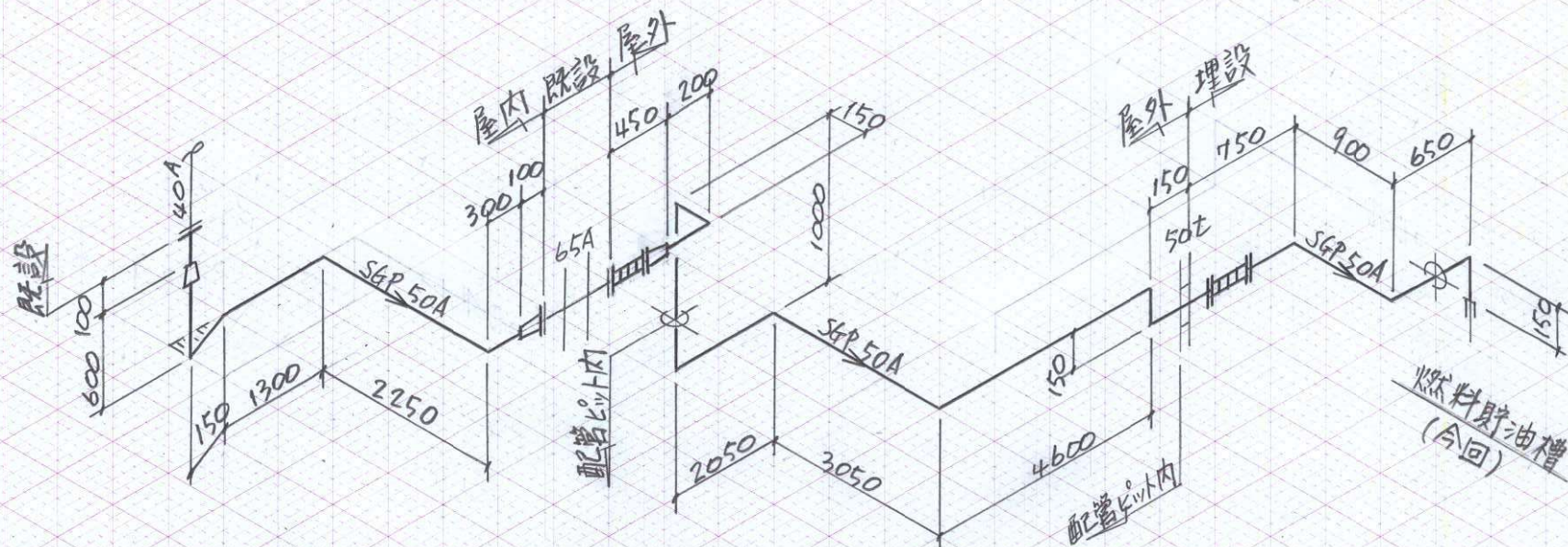
[illegible]

数量07 複合工, 仮設工集計表

機械設備

No.	名 称	鉄筋コンクリート $\sigma = 24 \text{N/mm}^2$ m^3	モルタル充填 1:2 m^3	モルタル仕上工 1:2 2cm厚 m^2	モルタル仕上工 1:3 2cm厚 m^2	鉄筋工 D=13 ϕ kg	型枠工 m^2	はつり工 (有筋) m^3
10	配管貫通部		0.007	0.097			0.097	0.007
合 計			0.007	0.097			0.097	0.007
(端数処理)		↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
設 計 数 量			0.01	0.1			0.1	0.01

NO.10		名 称	配管貫通部			数 量	1
別紙参照							
(鉄筋・無筋) コンクリート工		m ³	型 枠 工		0.097 =0.097	0.097 m ²	
モルタル 充填工	(1:2)	0.007 m ³	耐薬品 塗装			m ²	
	0.007						
	=0.007						
モルタル 仕上工	(1:2, 2cm厚)	0.097 m ²	鉄 筋 工			kg	
	0.097						
	=0.097						
はつり工 (有筋)		0.007 m ³					
	0.007						
	=0.007						

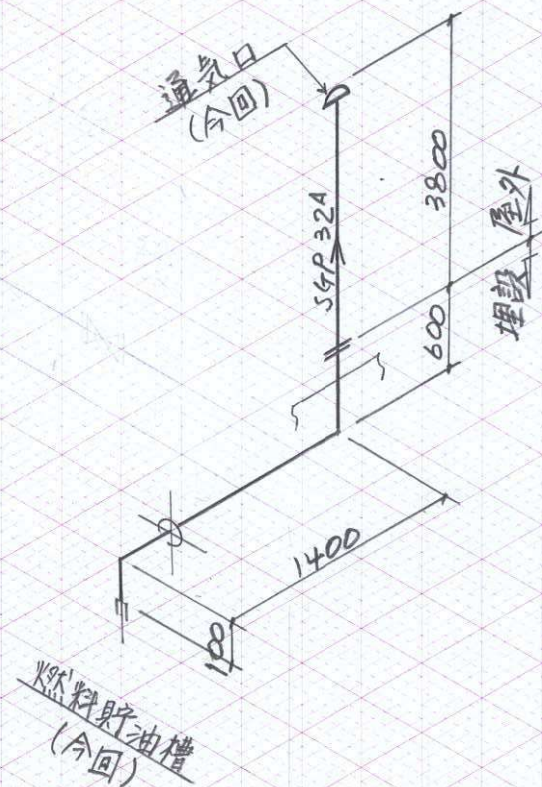


<屋内/屋外/埋設>

スケルトン No. 2

小出槽オ-バ-70-管

更新



<屋外/埋設>

スケルトン No. 3

燃料貯油槽通気管

更新

撤 去 工 事

数量01'

一般労務費・機械設備据付労務費集計表

〔人工集計表〕

機械設備(撤去)

名称	労務費	配管工 (人)	設備 機械工 (人)	溶接工 (人)	電 工 (人)	はつり工 (人)	ダクト工 (人)	普通 作業員 (人)	技術者 (人)	機械設備 据付工 (人)	備考
機器等据付方			0.86					0.09			
鋳鉄管等据付方											
鋼 管 据 付 方											
小配管据付方		2.26									
複合工・仮設工											
ダクト据付方											
電気機器据付方											
計		2.26	0.86					0.09			
設計書計上数量		↓ 2	↓ 1	↓	↓	↓	↓	↓ 1	↓	↓	

一般労務費へ

機械設備据付労務費へ

数量02'-(2) 機器等撤去・据付工

機械設備(撤去)

[illegible]

※撤去の場合、機械設備据付工は設備機械工に読み替える。

数量02'-(3) 機器等撤去重量表

No. _____

機械設備(撤去)

(単位重量)

[illegible]

数量05-(1)小配管据付人工表

機械設備(撤去)

撤去率40%,但し排水通気は30%

口径 (mm)	1.配管用(白・黒), 水道用鋼管											
	設計 数量 (m)	屋内		設計 数量 (m)	屋外		設計 数量 (m)	埋設		設計 数量 (m)	既設錯綜	
		歩掛 (人/m)	人工 (人)		歩掛 (人/m)	人工 (人)		歩掛 (人/m)	人工 (人)		歩掛 (人/m)	人工 (人)
15A		0.05			0.04			0.02			0.06	
20A	4.45	0.06	0.26		0.04			0.02			0.08	
25A	1.95	0.07	0.13		0.06			0.03			0.09	
32A	5.9	0.09	0.53	0.85	0.07	0.05		0.04			0.11	
40A	2.75	0.10	0.27		0.08			0.04			0.14	
50A		0.13			0.10			0.06			0.16	
65A	3.6	0.16	0.57	3.75	0.12	0.45		0.07			0.21	
80A		0.19			0.15			0.08			0.25	
100A		0.24			0.19			0.10			0.31	
125A		0.29			0.23			0.12			0.38	
150A		0.35			0.28			0.16			0.45	
200A		0.46			0.36			0.22			0.60	
250A		0.57			0.46			0.30			0.74	
300A		0.68			0.54			0.37			0.89	
350A		0.79			0.64			0.44			1.03	
計	㊦	1.76		㊧	0.50		㊨			㊩		

口径 (mm)	2.ライニング鋼管											
	設計 数量 (m)	屋内		設計 数量 (m)	屋外		設計 数量 (m)	埋設		設計 数量 (m)	既設錯綜	
		歩掛 (人/m)	人工 (人)		歩掛 (人/m)	人工 (人)		歩掛 (人/m)	人工 (人)		歩掛 (人/m)	人工 (人)
15A		0.04			0.03			0.02			0.05	
20A		0.05			0.04			0.02			0.07	
25A		0.06			0.04			0.03			0.08	
32A		0.07			0.06			0.04			0.09	
40A		0.09			0.07			0.04			0.11	
50A		0.10			0.08			0.06			0.14	
65A		0.13			0.10			0.07			0.17	
80A		0.16			0.12			0.08			0.21	
100A		0.20			0.16			0.08			0.26	
125A		0.24			0.19			0.10			0.31	
150A		0.29			0.23			0.13			0.37	
200A		0.38			0.30			0.19			0.49	
250A		0.47			0.37			0.25			0.61	
300A		0.56			0.44			0.30			0.73	
350A		0.65			0.52			0.36			0.84	
計	㊪			㊫			㊬			㊭		

数量05-(2)小配管据付人工表

機械設備(撤去)

撤去率40%,但し排水通気は30%

口径 (mm)	3.ステンレス鋼管											
	設計 数量 (m)	屋内		設計 数量 (m)	屋外		設計 数量 (m)	埋設		設計 数量 (m)	既設錯綜	
		歩掛 (人/m)	人工 (人)		歩掛 (人/m)	人工 (人)		歩掛 (人/m)	人工 (人)		歩掛 (人/m)	人工 (人)
15A		0.06			0.05			0.02			0.08	
20A		0.08			0.06			0.03			0.10	
25A		0.09			0.07			0.04			0.12	
32A		0.11			0.09			0.04			0.14	
40A		0.14			0.11			0.06			0.18	
50A		0.16			0.13			0.07			0.21	
65A		0.21			0.16			0.08			0.27	
80A		0.25			0.20			0.09			0.32	
100A		0.31			0.24			0.14			0.40	
125A		0.38			0.30			0.18			0.49	
150A		0.45			0.36			0.21			0.59	
200A		0.60			0.48			0.30			0.78	
250A		0.74			0.59			0.40			0.96	
300A		0.88			0.70			0.50			1.15	
350A		1.03			0.88			0.60			1.34	
計	㊦			㊧			㊨			㊩		

口径 (mm)	4.塩化ビニル管											
	設計 数量 (m)	屋内		設計 数量 (m)	屋外		設計 数量 (m)	排水通気管		設計 数量 (m)	既設錯綜	
		歩掛 (人/m)	人工 (人)		歩掛 (人/m)	人工 (人)		歩掛 (人/m)	人工 (人)		歩掛 (人/m)	人工 (人)
φ13		0.03			0.02						0.04	
φ20		0.03			0.02						0.04	
φ25		0.04			0.03						0.05	
φ30		0.05			0.04						0.06	
φ40		0.06			0.04			0.03			0.07	
φ50		0.07			0.05			0.04			0.09	
φ65		0.08			0.06			0.05			0.11	
φ75		0.10			0.08			0.06			0.13	
φ100		0.12			0.10			0.08			0.14	
φ125		0.15			0.12			0.10			0.17	
φ150		0.18			0.14			0.12			0.21	
φ200								0.15			0.27	
φ250								0.19			0.34	
φ300								0.23			0.40	
φ350								0.27			0.48	
計	㊭			㊮			㊯			㊰		

数量05-(3) 小配管据付人工表

機械設備(撤去)

撤去率40%,但し排水通気は30%

種 類 管 種	屋 内	屋 外	埋 設 又は 排水・通気管	既 設 錯 綜	配管工計
1.配管用(白・黒), 水道用鋼管	Ⓐ 1.76	Ⓑ 0.50	Ⓒ	Ⓓ	2.26
2.ライニング鋼管	Ⓔ	Ⓕ	Ⓖ	Ⓗ	
3.ステンレス鋼管	Ⓘ	Ⓙ	Ⓚ	Ⓛ	
4.塩化ビニル管	Ⓜ	Ⓝ	ⓐ	Ⓟ	
人工集計〔数量01へ〕 ←					2.26 人

数量05-1-(2) 小配管集計表

機械設備(撤去)

2.配管据付工(撤去率40%,但し排水通気は30%)

口径	設計数量(m)												口径	設計数量(m)			
	配管用(白,黒),水道用鋼管				ライニング鋼管				ステンレス鋼鋼管					塩化ビニル管			
	屋内	屋外	埋設	既設 錯綜	屋内	屋外	埋設	既設 錯綜	屋内	屋外	埋設	既設 錯綜		屋内	屋外	排水 通気	既設 錯綜
15A													φ 13				
20A	4.45												φ 20				
25A	1.95												φ 25				
32A	5.9	0.85											φ 30				
40A	2.75												φ 40				
50A													φ 50				
65A	3.6	3.75											φ 65				
80A													φ 75				
100A													φ 100				
125A													φ 125				
150A													φ 150				
200A													φ 200				
250A													φ 250				
300A													φ 300				
350A													φ 350				

数量05-1-(1) 小配管集計表

機械設備(撤去)

5.撤去配管重量表

[illegible]

数量05-1-(5') 小配管集計表

小配管スケルトン別集計表 (据付人工)

機械設備(撤去)

分類	名称	据付	口径	101	102	103	104							計	設計数量
鋼管	SGP	屋内 撤去(40%)	20		4.45									4.45	4.45
鋼管	SGP	屋内 撤去(40%)	25			1.95								1.95	1.95
鋼管	SGP	屋内 撤去(40%)	32				5.9							5.9	5.9
鋼管	SGP	屋内 撤去(40%)	40			2.75								2.75	2.75
鋼管	SGP	屋内 撤去(40%)	65	3.6										3.6	3.6
鋼管	SGP	屋外 撤去(40%)	32				0.85							0.85	0.85
鋼管	SGP	屋外 撤去(40%)	65	3.75										3.75	3.75

数量05-1-(5''') 小配管集計表

小配管スケルトン別集計表 (撤去重量)

機械設備 (撤去)

分類	名称	据付	口径	101	102	103	104							計	設計数量 (実長)
鋼管	SGP	屋内 撤去(40%)	20		4.45									4.45	4.45
鋼管	SGP	屋内 撤去(40%)	25			1.95								1.95	1.95
鋼管	SGP	屋外 撤去(40%)	32				0.85							0.85	6.75
鋼管	SGP	屋内 撤去(40%)	32				5.9							5.9	
鋼管	SGP	屋内 撤去(40%)	40			2.75								2.75	2.75
鋼管	SGP	屋外 撤去(40%)	65	3.75										3.75	7.35
鋼管	SGP	屋内 撤去(40%)	65	3.6										3.6	

数量05-2-(1) 小配管集計表

機械設備(撤去)

[illegible]

数量05-2-(1) 小配管集計表

機械設備(撤去)

[illegible]

数量05-2-(1) 小配管集計表

機械設備(撤去)

[illegible]

数量05-2-(1) 小配管集計表

機械設備(撤去)

[illegible]

数量07 複合工, 仮設工集計表

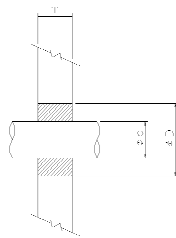
機械設備(撤去)

No.	名 称	モルタル充填 1:2 m ³	モルタル仕上工 1:2 2cm厚 m ²	型枠工 m ²	はつり工 (有筋) m ³
101	配管貫通部撤去	0.002	0.016	0.016	0.001
合 計		0.002	0.016	0.016	0.001
(端数処理)		↓	↓	↓	↓
設 計 数 量		0.002	0.02	0.02	0.001

NO.101	名 称	配管貫通部撤去			数 量	1
別紙参照						
(鉄筋・無筋)コンクリート工		m ³	型 枠 工		0.016	0.016 m ²
				=0.016		
モルタル充填工	(1:2)	0.002 m ³	耐薬品塗装			m ²
	0.002					
	=0.002					
モルタル仕上工	(1:2, 2cm厚)	0.016 m ²	鉄 筋 工			kg
	0.016					
	=0.016					
はつり工(有筋)		0.001 m ³				
	0.001					
	=0.001					

No. 101 配管貫通部撤去・補修

計算式



モルタル充填工

$$\phi D \hat{=} 2 * \pi * t$$

4

モルタル仕上工・型枠(壁)

$$\phi D \hat{=} 2 * \pi * 2$$

4

はつり工

$$(\phi D^2 - \phi d^2) * \pi * t$$

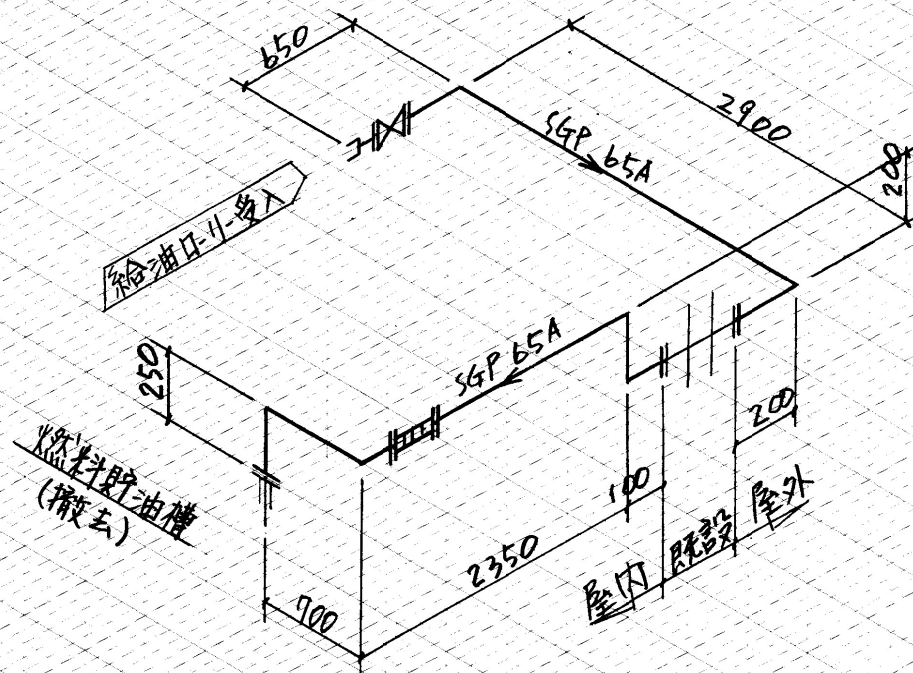
4

モルタル仕上工・型枠(床)

$$\phi D \hat{=} 2 * \pi$$

4

スケルトンNo.	口径	厚み	数量	スリーブ径	区分	モルタル充填	モルタル仕上げ	型枠工	はつり工
	m	m	ヶ所	m（□）	壁、床	m3	m2	m2	m3
104	0.032	0.200	1	0.100	壁	0.002	0.016	0.016	0.001
			計			0.002	0.016	0.016	0.001

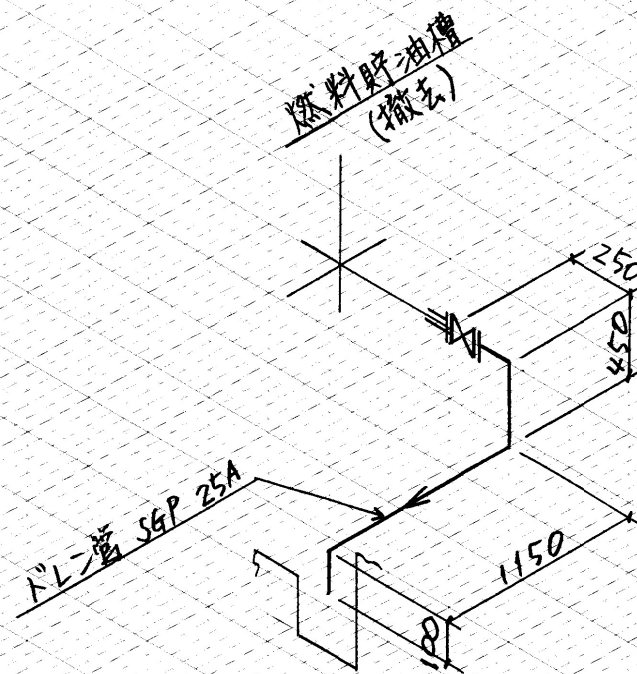
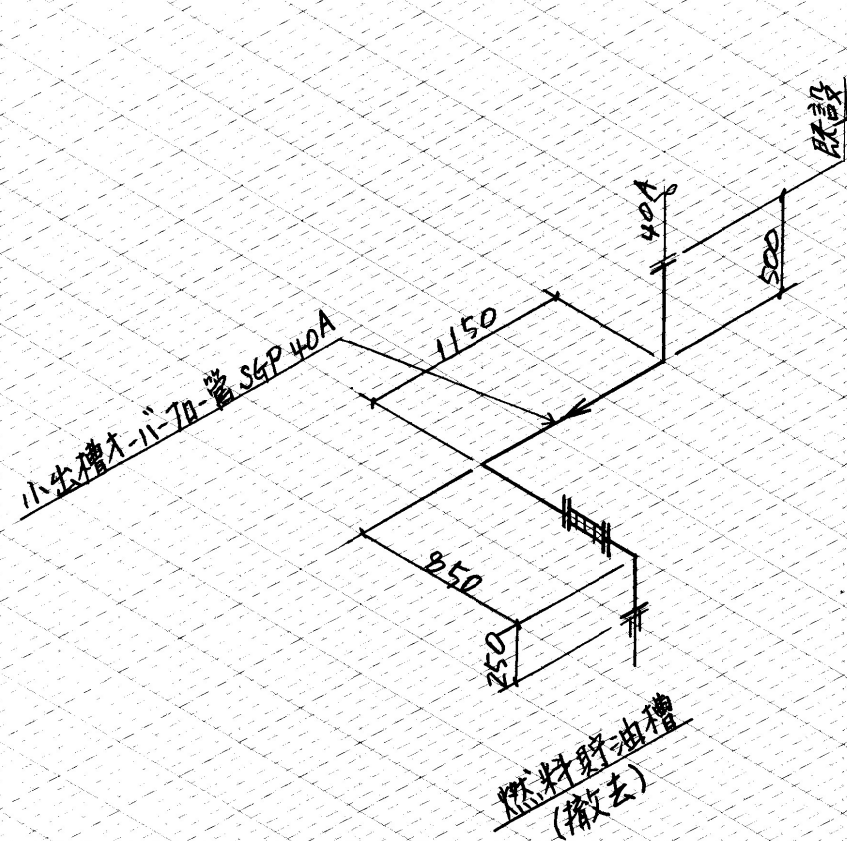


<屋内/屋外>

スケルトン No. 101

燃料給油管

撤去

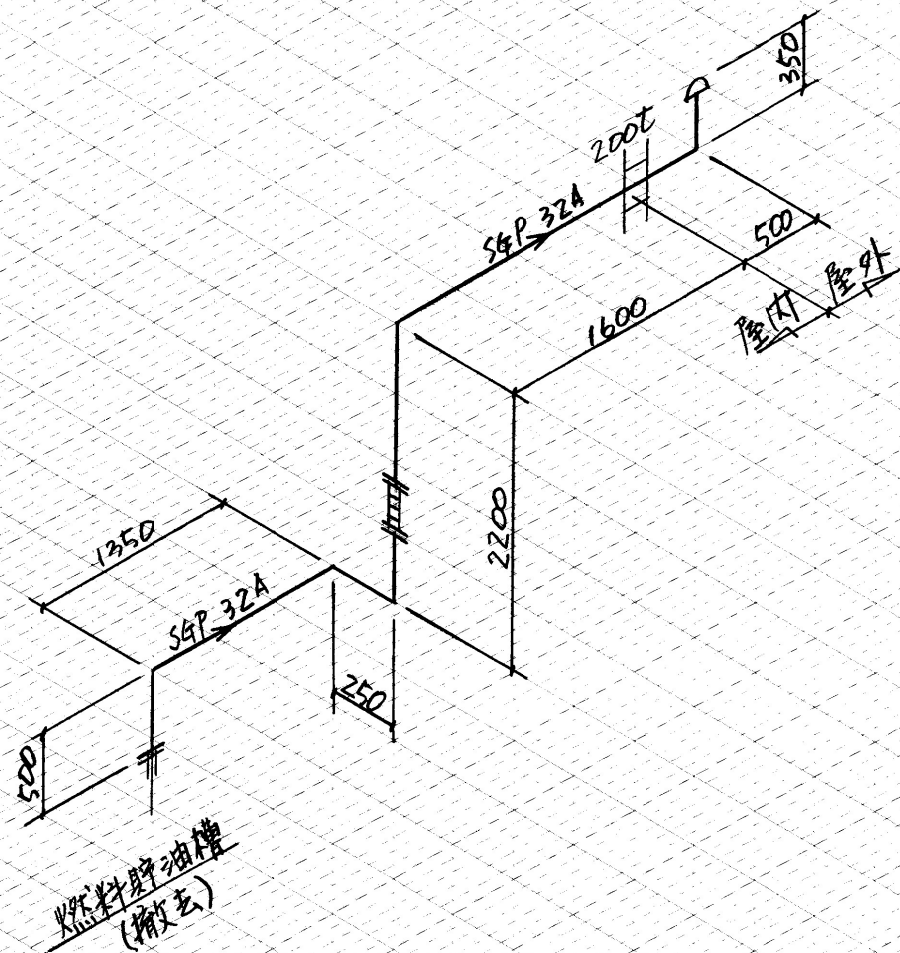


〈屋内〉

スケルトン No. 103

小出槽オーバーフロー管

撤去



<屋内/屋外>

スケルトン No. 104

燃料貯油槽通気管

撤去

**令和 8 年度 防安 千曲市公共下水道事業
尾米排水ポンプ場 燃料貯留槽改修工事**

数量計算書
(電気設備)

補助
(電気設備)

目 次

燃料貯留槽改修工事

1. 合計一覧-----	1
2. 人工集計表-----	3
[本工事]	
3. 材料集計表-----	4
4. 材料内訳表-----	7
5. 拾い出し根拠表-----	10
6. 設備材料一覧表-----	12
7. 配線表-----	13
[撤去工事]	
8. 材料集計表-----	14
9. 材料内訳表-----	16
10. 拾い出し根拠表-----	17
11. 配線表-----	18

数量は機器金額入力欄の数量とします [燃料貯留槽改修工事]

現場総括盤 機能増設

式 1

人工集計表

[燃料貯留槽改修工事]

[illegible]

[燃料貯留槽改修工事]

電工量小計= 1.371

[燃料貯留槽改修工事]

電工量小計= 3.211

[燃料貯留槽改修工事]

Z- 1 / 1	電工量小計=0.60	特殊作業員工量小計=1.12
----------	------------	----------------

材 料 内 訳 表

7

材 料 内 訳 表

8

材 料 内 訳 表

9

燃料貯留槽改修工事 新設 (1/ 2)

拾い出し根拠表

[燃料貯留槽改修工事]

N o	自	至	種別・サイズ・本数	経路	合計	計 算
1001	変換器ボックス	KP-1 現場総括盤	600V EM-CE 2 sq - 2 c	P&D	15.4	1.3 + 0.9 + 2.9 + 10.3
				RACK		
				CP	11.7	1.6 + 1.7 + 0.4 + 0.5 + 7.3 + 0.2
				FEP		
			EM-IE 3.5 sq	CP	11.7	1.6 + 1.7 + 0.4 + 0.5 + 7.3 + 0.2
				露出		
1002	変換器ボックス	KP-1 現場総括盤	EM-CEE-S 1.25 sq - 2 c	P&D	15.4	1.3 + 0.9 + 2.9 + 10.3
				RACK		
				CP	11.7	1.6 + 1.7 + 0.4 + 0.5 + 7.3 + 0.2
				FEP		
				CP		
				露出		
1003	変換器ボックス	KP-1 現場総括盤	EM-CEE-S 1.25 sq - 2 c	P&D	15.4	1.3 + 0.9 + 2.9 + 10.3
				RACK		
				CP	11.7	1.6 + 1.7 + 0.4 + 0.5 + 7.3 + 0.2
				FEP		
				CP		
				露出		
1004	変換器ボックス	KP-1 現場総括盤		P&D		
				RACK		
				CP		
				FEP		
				CP		
			HIVE 22 mm	露出	10.9	(2.9)+ 0.5 + 7.3 + 0.2
1005	変換器ボックス	KP-1 現場総括盤		P&D		
				RACK		
				CP		
				FEP		
				CP		
			HIVE 36 mm	露出	10.9	(2.9)+ 0.5 + 7.3 + 0.2
				埋込		

燃料貯留槽改修工事 新設 (2/ 2)

拾い出し根拠表

[燃料貯留槽改修工事]

N o	自	至	種別・サイズ・本数	経路	合計	計 算
1006	変換器ボックス	KP-1 現場総括盤		P&D		
				RACK		
				CP		
				FEP		
			GP 22 mm	CP		
				露出	4.8	(1.1)+ 1.6 + 1.7 + 0.4
				埋込		
1007	変換器ボックス	KP-1 現場総括盤		P&D		
				RACK		
				CP		
				FEP		
			GP 36 mm	CP		
				露出	4.8	(1.1)+ 1.6 + 1.7 + 0.4
				埋込		

(撤去)材料集計表 - 2

[燃料貯留槽改修工事]

[illegible]

C- 2 / 2 (K= 0.4)

電工量小計= 0.401

(撤 去) 材 料 内 訳 表

[illegible]

燃料貯留槽改修工事 撤去 (1/ 1)

拾い出し根拠表

[燃料貯留槽改修工事]

N o	自	至	種別・サイズ・本数	経路	合計	計 算
R 2001	燃料貯留槽液位計PB	現場総括盤	CVV 2 sq - 4 c	P&D	6.9	(4.0)+ 1.0 + 1.7 + 0.2
				RACK	8.5	8.5
				CP	6.7	3.1 + 0.3 + (3.3)
				FEP		
				CP		
				露出		
				埋込		
R 2002	燃料貯留槽液位計	燃料貯留槽液位計PB	CVV 2 sq - 2 c	P&D		
				RACK		
				CP	7.1	1.0 + 1.3 + 4.6 + 0.2
				FEP		
			GP 28 mm	CP		
				露出	7.6	(0.5)+ 1.0 + 1.3 + 4.6 + 0.2
				埋込		
R 2003	燃料貯留槽液位計	燃料貯留槽液位計PB	CVV-S 2 sq - 2 c	P&D		
				RACK		
				CP	7.1	1.0 + 1.3 + 4.6 + 0.2
				FEP		
				CP		
				露出		
				埋込		

単独費
(電気設備)

目 次

切り回し工事

1. 合計一覧-----	1
2. 人工集計表-----	3

[本工事]

3. 試験工集計表-----	4
4. 材料集計表-----	5
5. 材料内訳表-----	10
6. 拾い出し根拠表-----	17
7. 設備材料一覧表-----	18
8. 複合工拾い出し表-----	21
9. 配線表-----	23

[撤去工事]

10. 材料集計表-----	24
11. 材料内訳表-----	27
12. 拾い出し根拠表-----	30
13. 設備材料一覧表-----	32
14. 複合工拾い出し表-----	33
15. 配線表-----	35

材 料 数 量			(*) 印は工量無	[切り回し工事]
(1)	低圧ケーブル	600V EM-CE 2 sq- 2 c	m	49.2
(2)	制御ケーブル	EM-CEE-S 1.25 sq- 2 c	m	99.8
(3)	その他電線	EM-IE 3.5 sq	m	21.3
(4)	電線管類	FEP 50 mm (埋込)	m	41.8
(5)	電線管類	GP 54 mm (露出)	m	8.80
(6)	電線管類	GP 22 mm (露出)	m	8.69
(7)	電線管類	ベルマウス FEP 50 φ 用	個	2 (*)
(8)	電線管類	異種管接続材 FEP 50 φ 用	個	2 (*)
(9)	電線管類	ブルボックス (SUS-WP) 300*300*200	個	1
(10)	電線管類	ケーブル埋設標 コンクリート製	本	3
(11)	電線管類	ケーブル埋設シート	m	18.4
(12)	複合工費	掘削	m3	18.8 (*)
(13)	複合工費	埋戻し	m3	13.8 (*)
(14)	複合工費	フィルタ層 (砂)	m3	0.63 (*)
(15)	複合工費	山砂 地中保護用	m3	0.79 (*)
(16)	複合工費	残土処理	m3	4.71 (*)
(17)	複合工費	舗装取壊し	m ²	6.30 (*)
(18)	複合工費	舗装版切断工 t=40	m	16.8 (*)
(19)	複合工費	アスファルトガラ処理	m3	0.19 (*)
(20)	複合工費	表層工透水性混合物 t=40	m ²	6.30 (*)
(21)	複合工費	上層路盤工粒調碎石 M-40t=100	m ²	6.30 (*)
(22)	複合工費	下層路盤工再生クラッシュラン RC-40t=200	m ²	6.30 (*)
(23)	複合工費	開口止水処理 500*200	式	1 (*)
(24)	一般労務費	電 工 (据付)	人	10
(25)	一般労務費	特殊作業員 (据付)	人	1

材 料 数 量

(*) 印は工量無

[切り回し工事]

(26) 技術労務費

技術者 (組合試験)

人

1

[切り回し工事]

[illegible]

切り回し工事 新設 (1/ 1)

試 験 工 集 計 表

[切り回し工事]

機 器 名 称	形 状	単位	数量	技術者		電 工		技術者単体調整				歩 掛 ページ	備 考
				単位工量	工量	単位工量	工量	単位工量	工量	単位工量	工量		
ハイス水路水位計		ループ	1		0.60								発信器類(制御あり)
ハイス水路流量計		ループ	1		0.32								発信器類(制御なし)
計 (T-401)				0.92									

[切り回し工事]

電工量小計=	2.163
--------	-------

[切り回し工事]

電工量小計= 4.585

[切り回し工事]

Z- 1 / 3	電工量小計=1.073
----------	-------------

[切り回し工事]

$$\overline{Z-2/3}$$

[切り回し工事]

Z- 3 / 3	特殊作業員工量小計=0.76
----------	----------------

[切り回し工事]

10

切り直し工事 新設 (1/ 1)			拾い出し根拠表				[切り直し工事]						
N o	自	至	種別・サイズ・本数	経路	合計	計 算							
4001	ハ°イハ°水路水位計	KP-1 現場総括盤	EM-CEE-S 1.25 sq - 2 c	P&D	25.3	1.0 + 1.6 + (3.3)+ (4.0)+ 1.3 + 0.9 + 2.9 + 10.3							
				RACK									
				CP	2.3	0.1 + 1.3 + 0.5 + 0.4							
				FEP	18.4	6.4 + 4.2 + 1.8 + 4.3 + 1.7							
				CP									
			GP 22 mm	露出	3.5	0.1 + 1.3 + 0.5 + (1.2)+ 0.4							
4002	ハ°イハ°水路流量計	KP-1 現場総括盤	600V EM-CE 2 sq - 2 c	P&D	25.3	1.0 + 1.6 + (3.3)+ (4.0)+ 1.3 + 0.9 + 2.9 + 10.3							
				RACK									
				CP	1.0	0.1 + 0.5 + 0.4							
				FEP	18.4	6.4 + 4.2 + 1.8 + 4.3 + 1.7							
			EM-IE 3.5 sq	CP	19.4	0.1 + 0.5 + 0.4 + 6.4 + 4.2 + 1.8 + 4.3 + 1.7							
			GP 22 mm	露出	2.2	0.1 + 0.5 + (1.2)+ 0.4							
4003	ハ°イハ°水路流量計	KP-1 現場総括盤	EM-CEE-S 1.25 sq - 2 c	P&D	25.3	1.0 + 1.6 + (3.3)+ (4.0)+ 1.3 + 0.9 + 2.9 + 10.3							
				RACK									
				CP	1.0	0.1 + 0.5 + 0.4							
				FEP	18.4	6.4 + 4.2 + 1.8 + 4.3 + 1.7							
				CP									
			GP 22 mm	露出	2.2	0.1 + 0.5 + (1.2)+ 0.4							
4004	流出ゲートPB	建屋HH		P&D									
				RACK									
				CP									
				FEP									
				CP									
			GP 54 mm x 2	露出	4.0	(4.0)							
4005	流出ゲートPB	建屋HH		P&D									
				RACK									
				CP									
				FEP									
				CP									
			FEP 50 mm x 2	露出									
	埋込	19.0	(0.6)+ 6.4 + 4.2 + 1.8 + 4.3 + 1.7										

切り回し工事 新設 (1/ 2)

設 備 材 料 一 覧 表

[切り回し工事]

N o	区 分	明 細 名	材 料 名	形 状	単 位	数 量
4001	流出ゲート プルボックス	電線管類	プルボックス (SUS-WP)	300*300*200	個	1
4002	止水処理材充填	複合工費	開口止水処理	500*200	式	1
4003	地中管路掘削 ①	〃	掘削		m3	7.988
4003	〃	〃	埋戻し		m3	5.325
4003	〃	〃	山砂		m3	2.663
4003	〃	〃	残土処理		m3	2.663
4003	〃	電線管類	ケーブル 埋設標	コンクリート製	本	3
4003	〃	〃	ケーブル 埋設シート		m	14.2
4003	〃	〃	ベルマウス	FEP 50φ用	個	2
4003	〃	〃	異種管接続材	〃	個	2
4003	〃	複合工費	コア抜き	壁 75φ×200L (歩掛り)	か所	2
4004	地中管路掘削 ②	〃	掘削		m3	2.268
4004	〃	〃	埋戻し		m3	0.22
4004	〃	〃	フィルタ層 (砂)		m3	0.315
4004	〃	〃	山砂	地中保護用	m3	0.788
4004	〃	〃	残土処理		m3	2.048
4004	〃	〃	舗装版切断工	t=40	m	8.4
4004	〃	〃	舗装取壊し		m ²	3.15
4004	〃	〃	アスファルト ガラ処理		m3	0.095
4004	〃	〃	表層工 透水性混合物	t=40	m ²	3.15

切り回し工事 撤去 (1/ 1)

設 備 材 料 一 覧 表

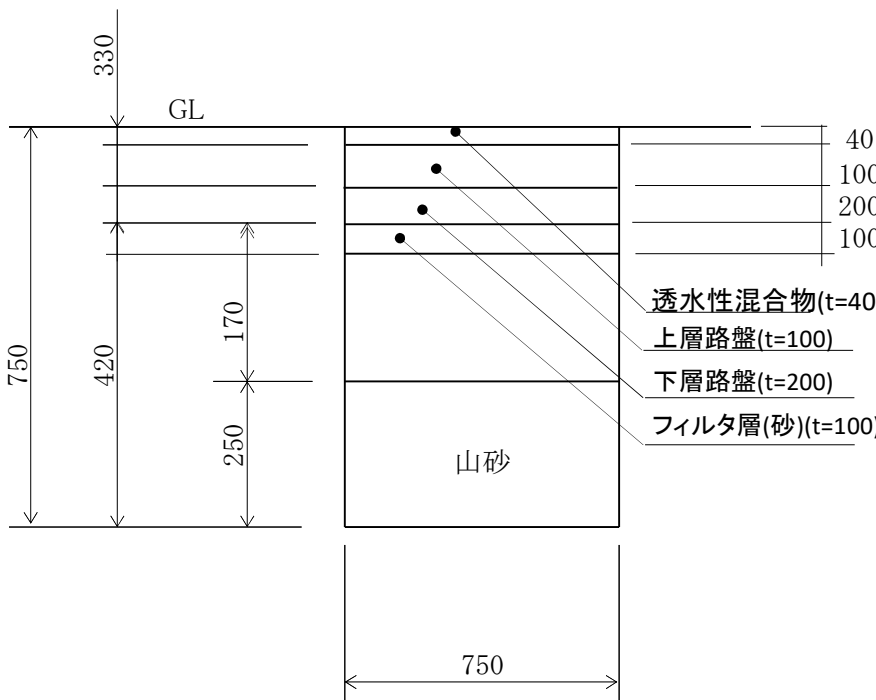
[切り回し工事]

N o	区 分	明 細 名	材 料 名	形 状	単 位	数 量
5002	地中管路掘削 ①(撤去)	複合工費	掘削		m3	6.3
5002	〃	〃	埋戻し		m3	6.3
5003	地中管路掘削 ②(撤去)	〃	掘削		m3	2.268
5003	〃	〃	埋戻し		m3	1.953
5003	〃	〃	フィルタ層 (砂)		m3	0.315
5003	〃	〃	舗装版切断工	t=40	m	8.4
5003	〃	〃	舗装取壊し		m ²	3.15
5003	〃	〃	アスファルト ガラ処理		m3	0.095
5003	〃	〃	表層工 透水性混合物	t=40	m ²	3.15
5003	〃	〃	上層路盤工 粒調碎石	M-40 t=100	m ²	3.15
5003	〃	〃	下層路盤工 再生クラッシュラン	RC-40 t=200	m ²	3.15

複 合 工 計 算 書

名 称	地中管路掘削①	14.2m	掘削	$0.75 \times 0.75 \times 14.2$ = 7.988	計 7.988 m ³
建屋HH～流出ゲート FEP φ 50×2 （ベルマウス×2、異種管接続材×2、コア抜き φ 75×2）			埋戻	掘削 － 残土処理 = 7.988 － 2.663 = 5.325	5.325 m ³
			山砂	$0.25 \times 0.75 \times 14.2$ = 2.663	2.663 m ³
			残土処理	同 上	2.663 m ³
			ケーブル埋設標柱		3 本
			ケーブル埋設シート		14.2 m

複 合 工 計 算 書

名 称	地中管路掘削②	4.2m	掘 削	$(0.1+0.2+0.42) \times 0.75 \times 4.2$ = 2.268	計 2.268 m ³
建屋HH～流出ゲート（舗装部） FEP φ 50×2 			埋 戻	掘削 － 残土処理 = 2.268 - 2.048 = 0.22	0.22 m ³
			フ ィ ル タ 層	$0.1 \times 0.75 \times 4.2$ = 0.315	0.315 m ³
			山 砂	$0.25 \times 0.75 \times 4.2$ = 0.788	0.788 m ³
			残 土 処 理	$(0.1+0.2+0.1+0.25) \times 0.75 \times 4.2$ = 2.048	2.048 m ³
			舗 装 工	・ 舗装版切断工 t=4cm 4.2×2 = 8.4	8.4 m
				・ 舗装版取壊し 0.75×4.2 = 3.15	3.15 m ²
材 料	ケーブル埋設標（コンクリート製）	本		・ アスファルトがら処分 $0.75 \times 0.03 \times 4.2$ = 0.095	0.095 m ³
	ケーブル埋設シート	4.2 m		・ 透水性混合物工 (t=40) 0.75×4.2 = 3.15	3.15 m ²
				・ 上層路盤工 (t=100) 0.75×4.2 = 3.15	3.15 m ²
				・ 下層路盤工 (t=200) 0.75×4.2 = 3.15	3.15 m ²

[切り回し工事]

電工量小計= 0.83

[切り回し工事]

Z- 1 / 1 (K= 0.4)	電工量小計=0.455
-------------------	-------------

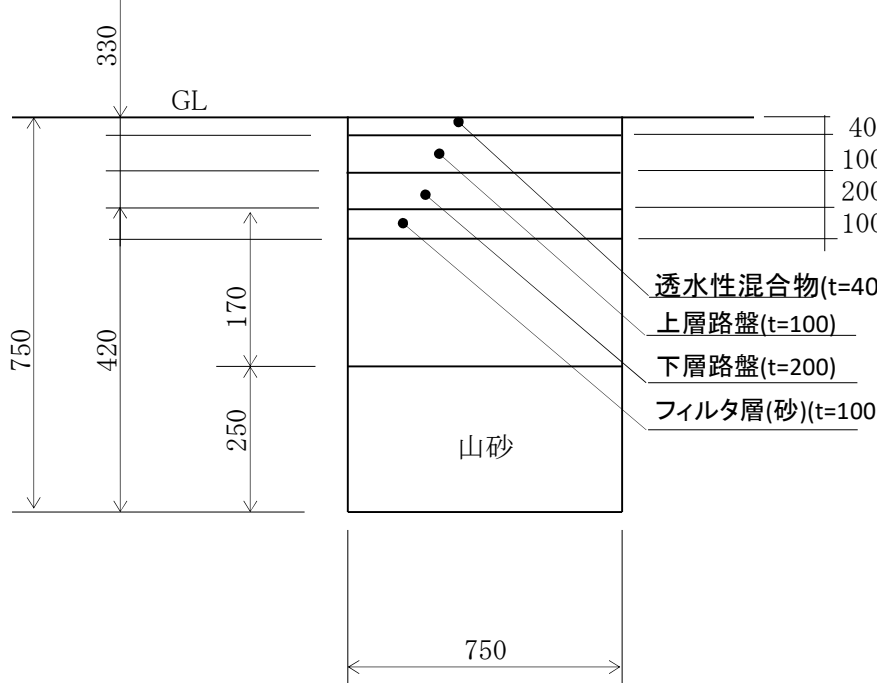
切り直し工事 撤去 (1/ 2)			拾い出し根拠表			[切り直し工事]		
N o	自	至	種別・サイズ・本数	経路	合計	計 算		
R 5001	ハ°イハ°水路水位計	KP-1 現場総括盤	CVV-S 2 sq - 2 c	P&D	23.5	1.6 + (3.3)+ (4.0)+ 0.5 + 0.9 + 2.9 + 10.3		
				RACK				
				CP	2.4	0.1 + 1.9 + 0.4		
				FEP	15.4	1.0 + 3.0 + 3.3 + 1.0 + 4.2 + 2.9		
			PE 22 mm	CP				
				露出	3.6	0.1 + 1.9 + (1.2)+ 0.4		
R 5002	ハ°イハ°水路流量計	KP-1 現場総括盤	600V CV 3.5 sq - 2 c	P&D	23.5	1.6 + (3.3)+ (4.0)+ 0.5 + 0.9 + 2.9 + 10.3		
				RACK				
				CP	3.7	0.1 + 1.3 + 1.9 + 0.4		
				FEP	15.4	1.0 + 3.0 + 3.3 + 1.0 + 4.2 + 2.9		
			IV 3.5 sq	CP	19.1	0.1 + 1.3 + 1.9 + 0.4 + 1.0 + 3.0 + 3.3 + 1.0 + 4.2 + 2.9		
			PE 28 mm	露出	4.9	0.1 + 1.3 + 1.9 + (1.2)+ 0.4		
R 5003	ハ°イハ°水路流量計	KP-1 現場総括盤	CVV-S 2 sq - 2 c	P&D	23.5	1.6 + (3.3)+ (4.0)+ 0.5 + 0.9 + 2.9 + 10.3		
				RACK				
				CP	3.7	0.1 + 1.3 + 1.9 + 0.4		
				FEP	15.4	1.0 + 3.0 + 3.3 + 1.0 + 4.2 + 2.9		
			PE 22 mm	CP				
				露出	4.9	0.1 + 1.3 + 1.9 + (1.2)+ 0.4		
R 5004	流出ゲートPB	建屋IH		P&D				
				RACK				
				CP				
				FEP				
			PE 28 mm	CP				
				露出	4.0	(4.0)		
R 5005	流出ゲートPB	建屋IH		P&D				
				RACK				
				CP				
				FEP				
			PE 42 mm	CP				
				露出	4.0	(4.0)		
				埋込				

切り直し工事 撤去 (2/ 2)			拾い出し根拠表			[切り直し工事]	
N o	自	至	種別・サイズ・本数	経路	合計	計	算
R 5006	流出ゲートPB	建屋III		P&D			
				RACK			
				CP			
				FEP			
			FEP 50 mm x 2	CP			
				露出			
				埋込	16.0	(0.6)+ 1.0 + 3.0 + 3.3 + 1.0 + 4.2 + 2.9	
				P&D			
				RACK			
				CP			
				FEP			
				CP			
				露出			
				埋込			
				P&D			
				RACK			
				CP			
				FEP			
				CP			
				露出			
				埋込			
				P&D			
				RACK			
				CP			
				FEP			
				CP			
				露出			
				埋込			
				P&D			
				RACK			
				CP			
				FEP			
				CP			
				露出			
				埋込			

複 合 工 計 算 書

名 称	地中管路掘削①（撤去）	11.2m	掘 削	0.75×0.75×11.2 = 6.3	計
					6.3 m ³
建屋HH～流出ゲート FEP φ 50×2			埋 戻	同 上	6.3 m ³
<div><div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div></div></div>					

複 合 工 計 算 書

名 称	地中管路掘削②（撤去）	4.2m	掘 削	$(0.1+0.2+0.42) \times 0.75 \times 4.2$ = 2.268	計 2.268 m ³
建屋HH～流出ゲート（舗装部） FEP φ 50×2			埋 戻	掘削 － フィルタ層 = 2.268 - 0.315 = 1.953	1.953 m ³
			フ ィ ル タ 層	$0.1 \times 0.75 \times 4.2$ = 0.315	0.315 m ³
					
			舗 装 工	・ 舗装版切断工 t=4cm 4.2×2 = 8.4	8.4 m
				・ 舗装版取壊し 0.75×4.2 = 3.15	3.15 m ²
				・ アスファルトがら処分 $0.75 \times 0.03 \times 4.2$ = 0.095	0.095 m ³
				・ 透水性混合物工 (t=40) 0.75×4.2 = 3.15	3.15 m ²
				・ 上層路盤工 (t=100) 0.75×4.2 = 3.15	3.15 m ²
				・ 下層路盤工 (t=200) 0.75×4.2 = 3.15	3.15 m ²
材 料	ケーブル埋設標（コンクリート製）	本			
	ケーブル埋設シート	4.2 m			

(工業用雑品スクラップ)

資 料 1 (集 計)

スクラップ控除 (鉄くず)

名 称	仕 様	単位	数量	備 考
電線管重量		kg	15	資料2
合計 (ヘビーH2)		t	0.01	

スクラップ控除 (銅くず)

名 称	仕 様	単位	数量	備 考
銅屑1号銅線		kg	0	資料3
銅屑2号銅線		kg	9	資料3
合計		kg	9	

スクラップ処理 (ナゲット処理)

名 称	仕 様	単位	数量	備 考
ナゲット重量 (1号銅線)		kg	0	資料3
ナゲット重量 (2号銅線)		kg	29	資料3
合計		kg	29	

電線管重量

[illegible]

資料 3

ケーブル銅重量

項 目	形 状	単位	数量	単位重量 (kg/m)	ケーブル重量 (kg)	銅単位質量 (kg)	銅重量 (kg)
				1号銅線	0.00		0.00
CVV	2 sq - 4 c	m	24.3	0.195	4.7385	0.072	1.74
CVV	2 sq - 2 c	m	7.81	0.13	1.0153	0.036	0.28
CVV-S	2 sq - 2 c	m	7.81	0.155	1.21055	0.036	0.28
600V CV	3.5 sq - 2 c	m	46.9	0.165	7.7385	0.064	3
CVV-S	2 sq - 2 c	m	92.3	0.155	14.3065	0.036	3.32
600V IV	3.5 sq 1	m	21	0.045	0.945	0.032	0.67
				2号銅線	29.95		9.29
銅屑(1号銅線)重量(kg)					0.00		0.00
銅屑(2号銅線)重量(kg)					29.00		9.00
計					29		9

資材単価等について

本工事に関わる工事費の積算にあたっては、長野県建設部の「令和８年度実施設計単価表」や「刊行物単価」により設定されている単価により予定価格を算出しています。

「刊行物単価」とは(財)建設物価調査会及び(財)経済調査会が市販している、いわゆる「物価資料」を示します。

また、見積りなどによる調査単価は下記のとおりです。

なお、使用した単価は、予定価格算出上のものであり、特定の製品や民間取引を指定したものではありません。

１．刊行物単価

10月号物価資料

２．調査単価

品 名	規 格	単位	採用単価（円）
土砂処分費	第４種建設発生土	m3	3,500
固定式横断U形側溝U400	L=2000 同等品以上	個	121,000
横断用グレーチング（U字溝）車道用	400型 T-25 細目L=1.0mボルト固定 同等品以上	枚	67,100
CD角柵グレーチング	400×400 細目 T-2 同等品以上	枚	46,700
CD角柵 縁塊	□400*H100 同等品以上	個	30,300
CD角柵 側塊	□400*H300 同等品以上	個	17,500
CD角柵 底版	400用 □530*t70 同等品以上	個	16,800
底塊フィルター	同等品以上	個	5,700
HSDL柵(PL2集水柵)グレーチング	T-25 細目 開閉式 縁塊部A 同等品以上	枚	94,500
浸透柵 側塊	H=300 □500 同等品以上	個	10,200
浸透柵 側塊	H=400 □500 同等品以上	個	14,400
浸透柵 浸透塊	H=500 □500 同等品以上	個	17,600

品 名	規 格	単位	採用単価（円）
浸透枳 底塊	t=60 □500 同等品以上	個	8,800
燃料貯留槽	鋼製強化プラスチック製二重殻タンク（地下埋設式）	基	8,020,000
輸送費	燃料貯留槽 往復分	式	66,900
現場総括盤機能増設		式	650,000
防火区画処理補修	床500×400	箇所	90,100
防火区画処理補修	壁500×200	箇所	45,000
開口部止水処理		式	78,500
ナゲット処理費		kg	35
非鉄スクラップ	銅 2号銅線	kg	-1880

R8 防安 千曲市公共下水道事業 尾米排水ポンプ場 燃料貯留槽改修工事 刊行物単価等

[illegible]

令和 8 年度 防安 千曲市公共下水道事業
尾米排水ポンプ場 燃料貯留槽改修工事

特記仕様書
機械

目 次

第 1 章 総則.....	1
§ 1 概 要.....	1
§ 2 適 用.....	1
§ 3 工 事 場 所.....	1
§ 4 工 事 期 限.....	1
§ 5 施 工 範 囲.....	1
第 2 章 雨水ポンプ設備.....	2
§ 1 燃 料 貯 油 槽.....	2
第 3 章 複 合 工.....	4
§ 1 配 管.....	4
第 4 章 撤 去 工.....	6
§ 1 撤 去 機 器.....	6
§ 2 撤 去 配 管.....	7
第 5 章 施 工 計 画（ 案 ）.....	9
§ 1 燃 料 貯 油 槽.....	9

第 1 章 総則

§ 1 概要

本工事は、尾米排水ポンプ場の機器の改修工事を行うものである。主要機器は下記のとおりである。

- ・ 燃料貯油槽

型 式：鋼製強化プラスチック製二重殻タンク（地下埋設式）

仕 様：容量 15,000L（有効容量 13,000L）×1 基

§ 2 適用

本工事は、契約書、設計書、本特記仕様書、設計図及び機械設備工事一般仕様書（日本下水道事業団）、機械設備標準仕様書及び機械設備工事施工指針等により据え付けを行うこと。

§ 3 工事場所

千曲市杭瀬下六丁目

§ 4 工事期限

令和 9 年 3 月 2 6 日

§ 5 施工範囲

本工事の施工範囲は、本特記仕様書に示す機器の据え付け工事である。

現地及び設計図を事前に調査し、本工事の変更に係わる事項が発生した場合は、速やかに監督員に報告し、協議しなければならない。

第2章 雨水ポンプ設備

§1 燃料貯油槽

1. 使用目的

燃料貯油槽は雨水ポンプ用エンジン及び自家発電設備用燃料を貯留するものである。

2. 仕様

項目	仕様	備考
(1) 型式	鋼製強化プラスチック製二重殻タンク (地下埋設式)	
(2) 容量	15,000L	危険物の規制に関する政令の容量
(3) 有効容量	13,000L	
(4) 数量	1基	

3-1 構造概要

本タンクは、燃料油（A重油）を安全に貯蔵するためのものである。

3-2 製作条件

本タンクは、製作に当たっては消防法等関係法令に基づき行うものとする。機材及び施工に当たっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」及び同標準図に準拠する。

3-3 各部構造

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」及び同標準図に準拠する。

3-4 使用材料

- | | |
|-------------|--------------|
| (1) 本体 | 外殻：FRP、内殻：SS |
| (2) 配管 | SGP |
| (3) ハンドホール蓋 | FC製 |

3-5 保護装置

油面の上限、下限にてフロート式油面計により警報ができるものとする。

外殻と内殻の間隙に設置する漏洩検知装置により警報ができるものとする。

3－6 試験・検査

水圧試験値は70kPa以上とし、保持時間は10分間とする。

一般事項については、日本下水道事業団「機械設備工事一般仕様書」による。

3－7 据付け

一般事項については、日本下水道事業団「機械設備工事一般仕様書」による。

3－8 標準付属品（1基につき）

(1) フロート式油面計（現場指示、4～20mA 発信）	1 式
(2) ハンドホール	1 式
(3) 配管用フレキシブルチューブ（本体側配管含む）	1 式
(4) 注油口（ローリーアース, 接地極含む（給油口とは別途設ける）	1 式
(5) 漏油検知装置	1 式
(6) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書 （機械設備工事編）」で示された付属品	1 式

4. 特記事項

- ・ 浸水影響を考慮し液面計及び給油口は地下タンク蓋の内部に設置すること。
- ・ 地下タンク蓋は計画浸水深（GL+3.00）に耐えうる防水蓋とすること。
- ・ 変換器（漏油検知装置）は地下タンク蓋の内部に設置できないため、浸水深以上の雨水排水ポンプ場 2F バルコニー壁に設置し、給油時に確認ができる箇所とする。

第3章 複合工

§1 配管

1. 配管仕様および施工範囲

番号	配管名	材質	施工範囲 (A, φ)	施工範囲 (~)	備考 (配管被覆 等)
1	給油引抜管	SGP	40A・20A	燃料貯油槽～既設管	
2	小出槽オーバーフロー管	SGP	65A・50A・40A	既設管～燃料貯油槽	
3	燃料貯油槽通気管	SGP	32A	燃料貯油槽まわり	

2. 一般仕様書の適用

3. 特記事項

- (1) 詳細は、機器配置図、添付図による。
- (2) 保守・点検上必要と思われる場所には、監督員の指示に従い架台等を設置すること。
- (3) 各配管には、必要に応じ架台、渡り歩廊、支持金具及び被覆工を施す。
- (4) 配管、弁のための支持架台及び施設のための一部はつり工、孔部分の復旧工事は本工事に含む。
- (5) 機能上必要な弁類一式を含む。
- (6) 燃料供給管は躯体に新規開口を設けるため、耐震性能確保を考慮し、躯体貫通工事前に鉄筋探査を実施し、鉄筋を切らない位置で貫通させること。

§ 2 基礎工

1. 基礎工仕様及び施工範囲

番号	名 称	設置場所	主 寸 法	数量	備 考 (防食塗装, 防水 等)
1	配管貫通部	各所	図面に依る	1 式	

2. 一般仕様書の適用

3. 特記事項

- 1) 詳細は、機器配置図、添付図による。

第4章 撤去工

§1 撤去機器

1. 機器仕様

番号	機器名称	仕様	数量	備考
1	燃料貯油槽	鋼板製屋内据置形 1700L	1	給油ボックス含む

2. 特記事項

- 1) 現場状況を十分確認の上、施工すること。
- 2) 詳細は、機器配置図による。
- 3) 撤去工事に伴う現場復旧工事一切を含む。
- 4) 撤去工事に伴う基礎部分も含む。
- 5) 本工事で発生した撤去品のうち、産業廃棄物の対象となるものについては指定場所への処分を行うこと。
- 6) 撤去に当たっては運転に支障の無いよう手順を考慮すること。
- 7) 本工事で発生した撤去品のうち、スクラップの対象となるものについては、指定する仮置場所に仮置きすること。なお、仮置きに当たっては、以下の対応を図ること。
 - ・運搬等を考慮し、細分化及び分別を行う。
 - ・機器に充填されたオイル等の抜き取りを行う。なお、抜き取ったオイル等は適切に処分すること。

§ 2 撤去配管

1. 配管仕様および施工範囲

番号	配管名	材質	施工範囲 (A, φ)	施工範囲 (~)	備考 (配管被覆等)
1	燃料給油管	SGP	65A	受入口～燃料貯油槽	
2	燃料引抜管	SGP	20A	燃料貯油槽～既設管	
3	小出槽オーバーフロー管	SGP	40A・25A	既設管～燃料貯油槽	
4	燃料貯油槽通気管	SGP	32A	燃料貯油槽まわり	

2. 特記事項

- 1) 現場状況を十分確認の上、施工すること。
- 2) 詳細は、機器配置図、添付図による。
- 3) 撤去工事に伴う現場復旧工事一切を含む。
- 4) 本工事で発生した撤去品のうち、産業廃棄物の対象となるものについては指定場所への処分を行うこと。
- 5) 撤去に当たっては運転に支障の無いよう手順を考慮すること。
- 6) 本工事で発生した撤去品のうち、スクラップの対象となるものについては、指定する仮置場所に仮置きすること。なお、仮置きに当たっては、以下の対応を図ること。
 - ・運搬等を考慮し、細分化及び分別を行う。
 - ・汚泥等の付着物を考慮する。なお、除去方法は、散水栓等による洗浄程度とし、付着物及び排水は適切に処分すること。
 - ・配管内のオイル等の抜き取りを行う。なお、抜き取ったオイル等は適切に処分すること。

§ 3 撤去基礎工

1. 基礎工仕様及び施工範囲

番号	名 称	設置場所	主 寸 法	数量	備 考 (防食塗装, 防水 等)
1	配管貫通部撤去	各所	図面に依る	1 式	

2. 一般仕様書の適用

3. 特記事項

- 1) 詳細は、機器配置図、添付図による。

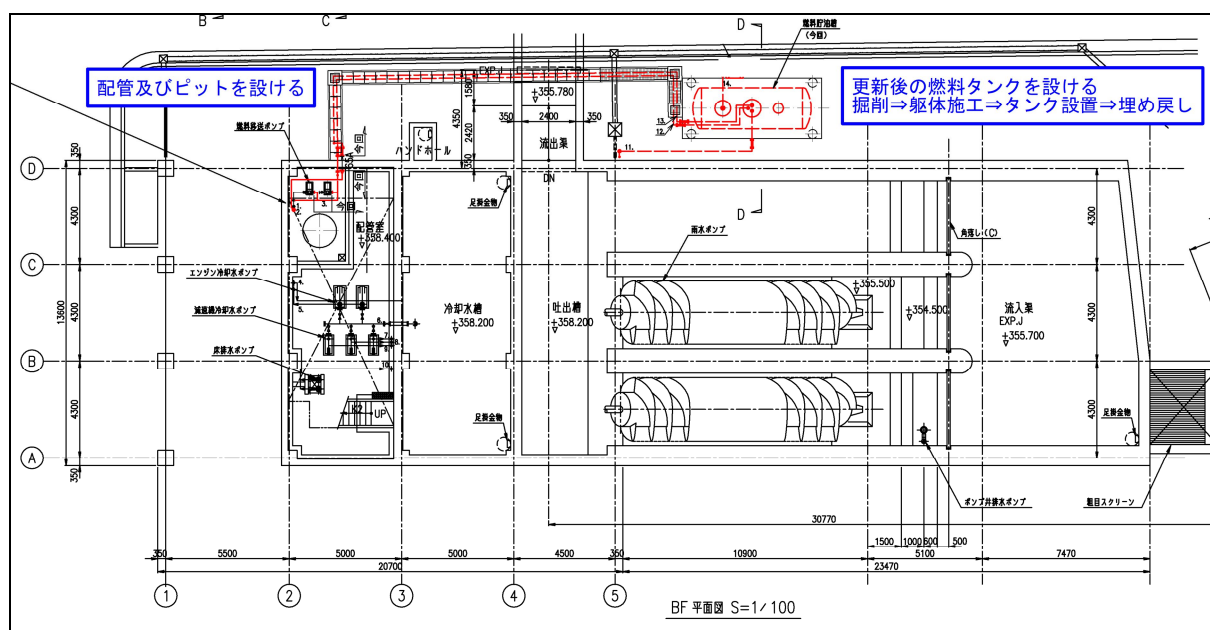
第5章 施工計画（案）

施工対象の燃料貯油槽は排水ポンプ場における重要設備であり、処理に大きく関わる設備であることから渇水期に施工する必要がある。

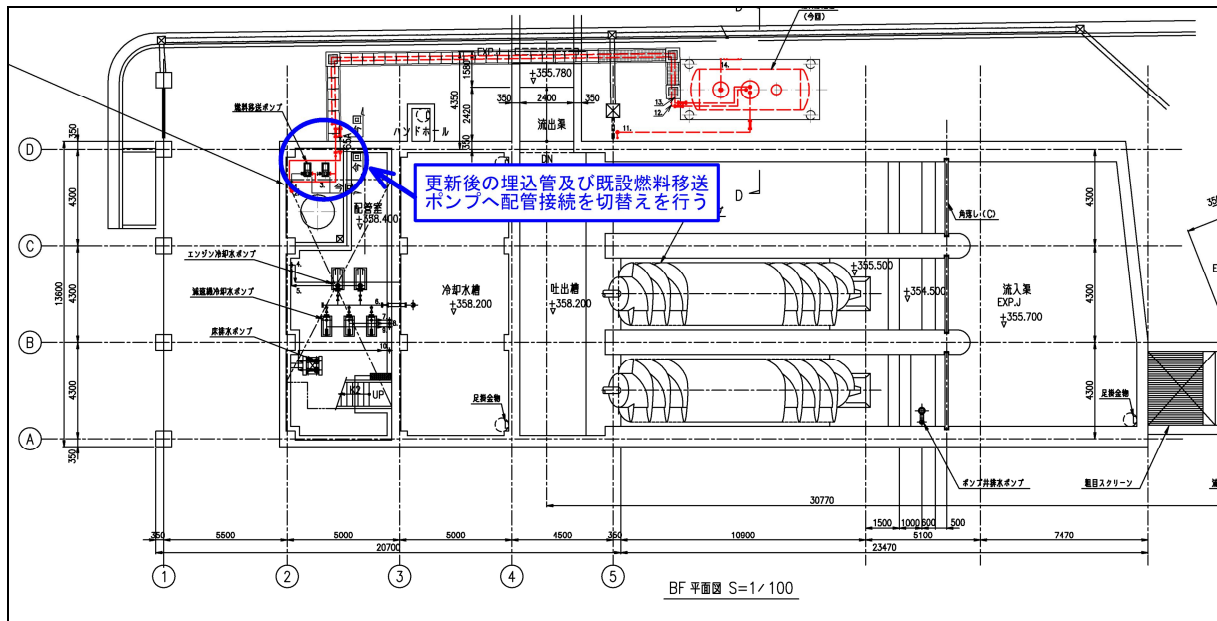
§ 1 燃料貯油槽

燃料貯油槽から燃料の供給ができない期間は雨水ポンプ及び自家発電設備の運転ができないため渇水期に実施する。以降に施工ステップを示す。

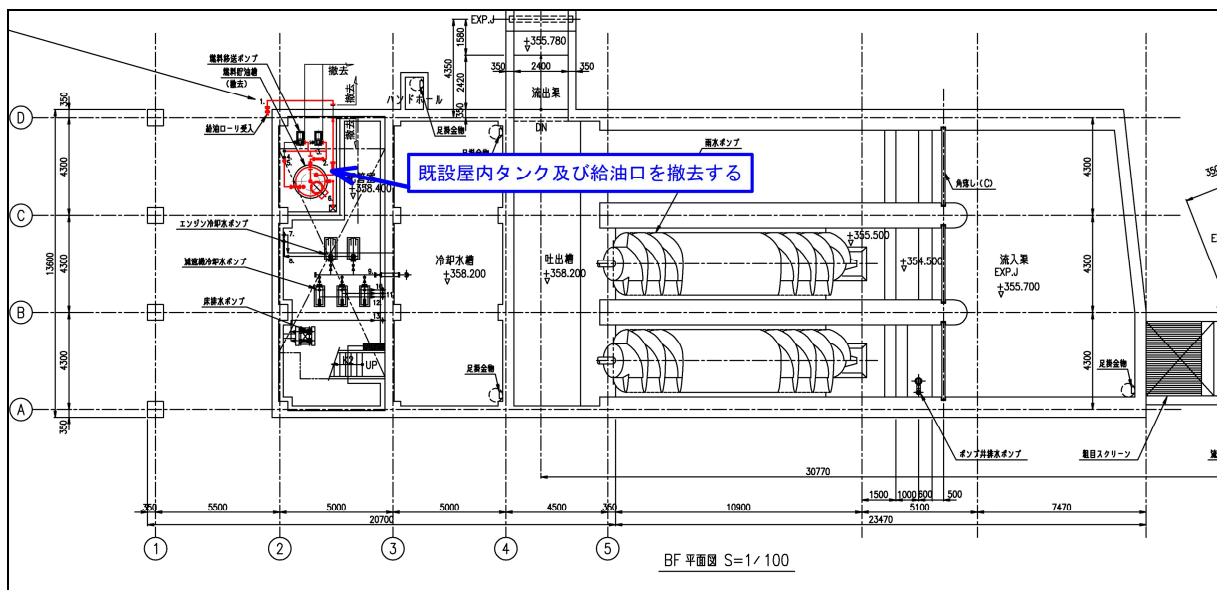
【ステップ①】



【ステップ②】



【ステップ③】



令和8年度 防安 千曲市公共下水道事業
尾米排水ポンプ場 燃料貯留槽改修工事

特記仕様書
電気

目 次

1	一般事項.....	1
1.1	総 則.....	1
2	一般仕様.....	6
2.1	共通事項.....	6
3	特記仕様.....	8
3.1	共通事項.....	8
3.2	受電設備.....	8
3.3	監視制御設備.....	9
4	施 工.....	10
4.1	一般事項.....	10
4.2	施工区分.....	10
4.3	工事範囲.....	11
4.4	機器の据付.....	13

1 一般事項

1.1 総 則

受注者は、工事着手にあたり、契約図書をもとに、現場を調査し、設計思想を理解して、施設（プラント）全体の機能を十分発揮するように優秀な製品を設計、製作し、納入するものとする。

また、契約図書で不明な点は、日本下水道事業団「電気設備工事必携」、日本下水道事業団「電気設備工事一般仕様書・同標準図」を参考とすること。

1.1.1 適用範囲

本特記仕様書は、千曲市（以下「発注者」）が発注する次の工事に適用する。

- （１）工事番号：
- （２）工 事 名： 令和８年度 防安千曲市公共下水道事業 尾米排水ポンプ場燃料貯留槽改修工事
- （３）工事場所：千曲市杭瀬下六丁目
- （４）工事期限：令和９年３月２６日

1.1.2 用語の定義

a) 一般事項に関する用語の定義

- ①監督員とは、工事現場の状況に精通し、設計図書に基づいて工事が適切に施工されるよう監督し、受注者に対する指示、承諾又は協議の処理を行う者をいう。
- ②検査員とは、工事が契約書、設計図書に適合しているかどうかを、施工状況、出来形及び品質等について確認する者をいう。
- ③施工監理員とは、発注者が監督員の業務を委託した者をいう。
- ④契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。
- ⑤設計図書とは、図面（設計書含む）、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。

b) 監督業務に関する用語の定義

- ①指示とは、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、軽微なものについては口頭にて実施させることをいう。
- ②承諾とは、契約図書に明示した事項について、監督員と受注者が書面により同意することをいう。
- ③協議とは、書面により契約図書の協議事項について、監督員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- ④提出とは、受注者が監督員に対し、工事に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- ⑤報告とは、受注者が監督員に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- ⑥通知とは、発注者が受注者に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- ⑦書面とは、手書き及び印刷されたもので、発行年月日を記載し、記名押印したものをいう。緊急を要する場合は、ファクシミリ等により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。
- ⑧立会とは、設計図書に示された事項において、監督員が現場で内容を確認することをいう。

1.1.3 承諾図書

受注者は、契約図書、その他計画書（事業計画書等）、設計計算書等によって、設計思想を理解し、機能・性能を満足した、また、維持管理面に配慮したシステム設計（各種計算書－機器選定根拠及び機器承諾図、施工承諾図）を行い、その製作設計図書を承諾図書として、提出し、監督員の承諾を得て、施工を行うこと。

なお、承諾図書の承諾とは、発注者もしくは監督職員と受注者が書面により、着工後の大きな手戻りによる双方の損害を回避するため、他工事との関連、管理者の観点等からの照査の目的で行う確認行為である。また、承諾図書の承諾は、受注者の責任による設計に基づく工事着工をあくまで発注者の観点から承諾するものであり、承諾によって受注者の責務（契約不適合責任等）が免責または軽減されるものではない。

1.1.4 疑義の解釈

受注者は、発注図書（設計図、特記仕様書等）に疑義がある場合入札前に明確にしておくこと。入札後の疑義（発注図書内（設計図と特記仕様書）で不整合等）について、監督員から回答を示すものとする。

1.1.5 軽微な変更

工事内容を変更する場合、下記に示す内容は、発注趣旨や機能を変更するものでないので、軽微な変更と位置づけ、契約金額は増額しない。

- ①構造物、機械設備等の関係でおこる機器の位置、配線経路、電気機器定格値の変更
- ②承諾行為による外形寸法及び配線仕様の変更
- ③製作者特有機器の採用による機器仕様変更

これ等の軽微な変更は、承諾図を提出し監督員の承諾を得て変更することができる。

なお、自社製品又は選定製作者の製品を採用するために製品仕様を変更する必要性が生じた場合は、承諾図を提出し、監督員の承諾を得ること。

その製品が発注仕様と同等以上であると監督員が認めた場合、軽微な変更扱いとし、仕様変更を認める。

1.1.6 機器等の製作者の指定

本工事に使用する材料および機器は、一流の製品を用いるものとし、同一品種の機器、材料等に対しては一社製品を用いること。

また、本工事で納入する製品が受注者の製作品でなく、購入品である場合や既設機器への機能増設を行う場合、維持管理面の観点から監督員と協議を行い、承諾を得て、製造業者や増設業者を選定すること。

1.1.7 受注者相互の協力

- ①受注者は、施工に当って関連業者との連絡を密にして工事の進捗を計るとともに、工事範囲の境界部分については相互に協力し全体として欠陥のない設備とすること。
- ②受注者は、関連業者との取合い部分について後述する標準取り合い表を原則とする。但し、特記仕様及び設計図に記載された施工区分を優先とする。

また、上記以外で不明な点が生じた場合、必要に応じて、関連業者及び監督員と協議の上、その処置を監督員の指示により実施すること。

- ③本工事中、関連諸工事と競合する箇所（基礎ボルト穴、諸配管埋込み、壁貫通部などの穴あけ及び差し筋等）がある場合、関連諸工事に支障を及ぼさない時期までに、関係図面を提出し、場合によっては優先施工すること。もし、上記時期までに提出しない場合による手違い及び手直しの施工は受注者の責任とし、適当な処置を監督員の指示に基づいて実施すること。
- ④機器の運転制御方式については、契約図書を参考とし、関連業者及び監督員と協議うえ、維持管理面に十分配慮した運転方案を作成すること。

1.1.8 諸法規の遵守

- ①受注者は、工事施工に当り法令、条例及び規則並びにその他の工事に関する諸法規（国、地方公共団体または、発注者の定める通達及び要綱並びに規格を含む。以下「法規」という。）を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法規の適用運用は受注者の責任と費用負担において行わなければならない。
- ② 受注者は、諸法規を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないよう配慮すること。
- ③受注者は、当該工事の計画、発注図面、同仕様書及び契約そのものが諸法規に照らし不適當または、矛盾していることが判明した場合及び関係官庁、電力会社と等の協議により、変更する必要がある場合は、直ちに書面にて監督員に報告し、その指示を仰ぐこと。この内容が軽微な変更の場合、契約金額の変更は行わない。

1.1.9 規格及び基準の遵守

受注者は、工事施工に関する規格及び基準を遵守し、工事の円滑な進捗をはかるとともに同規格類の適用は設計内容に整合するものを受注者の責任において、運用するものとする。

1.1.10 官公庁等への手続等

- ①受注者は、工事期間中、必要に応じて関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保つこと。
- ②受注者は、工事施工のため必要な関係官公庁及びその他の者に対する諸手続きを監督員の承諾を得てから受注者において迅速に処理しなければならない。
- ③官公庁等の手続に要する費用は一切受注者の負担とする。

1.1.11 特許権等

- ①受注者は、業務の遂行により発明または考案したときは、書面により監督員に報告するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議するものとする。
- ②当該工事の実施に伴って特許に係わる当該工事の実施に伴って特許に係わる実施料等の支払いに要する経費は工事費用に含まれるため、この処理については、受注者の責に於いて行うものとする。

1.1.12 年度別出来高の確保

受注者は、契約工期が1年を超える場合、契約書に定める年度毎に出来高を確保するものとし、

製品については、各々工事において出来高検査を受けるものとする。

1.1.13 工事現場発生品

- ①受注者は、工事施工によって生じた現場発生品について、現場発生品の調書を作成し監督員に提出すること。
- ②受注者は、発生品のうち産業廃棄物の処分については産業廃棄物管理票（マニフェスト）の管理等を通じて把握すること。なお管理票の写しを監督員に提出し、原本を完成時に提示し、5年間保存すること。
- ③受注者は、発生品のうち再生資源の利用をはかると指定されたものは、分別を行い所定の再資源化施設等に搬入を行った後、調書を監督員に提出すること。
- ④受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（建設事務次官通達）、再生資源の利用の促進について（経済産業省産業技術環境局リサイクル推進課通達）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用をはかること。

1.1.14 撤去品の処置

受注者は、設計図書内に再利用の明示がある場合、調書を作成し所定の場所へ返納しなければならない。それ以外のものについては、現場発生品の調書項目に基づいて関係諸法規を遵守し処分すること。

1.1.15 工場検査

本工事において、工場検査を実施する。

- ①工場検査対象機器は、事前に適用規格に基づき社内検査を実施すること。
- ②工場検査を行うにあたり、工場検査申請書及び同検査要領書を提出すること。
また、社内検査成績書及び関連機器の試験成績書等、必要な書類を事前に提出すること。
- ③工場検査に要する費用は受注者の負担とする。

1.1.16 現地試験及び総合試運転

総合試運転は各設備・機器のプラントとしての機能を確認するものであって、監督員と十分協議を行い、「試運転計画書」を作成し提出すること。

なお、受注者は、単体試験（配管系統の気密試験、軸受けの給油確認、シーケンス試験、絶縁抵抗試験、保護装置の動作試験等）、組合せ試験（機器盤間の試験）が完了した後に総合試運転を実施するものとする。

実施内容は次のとおりである。

- ①各設備及び各機器の実負荷運転、並びに自動運転の確認及び調整
- ②維持管理担当職員に対する、各設備・各機器の運転操作、保安点検に関する方法等の基本的な指導
- ③その他監督員と監理員との協議による事項
- ④総合試運転完了時には「試運転実施報告書」を作成すること。

1.1.17 完成（竣工）検査

検査員は、監督員及び受注者の立会いのうえ、契約図書と対比し、次の検査を行うものとする。

- ①工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量及び品質等の検査を行う。
- ②工事管理状況について、書類、記録及び写真等にて検査を行う。
- ③工事が契約書、設計図書に適合しているかどうかを確認するものとする。
- ④検査において補修の必要があると認められた場合には、受注者に対して期限を定めて補修の指示を行うことができるものとする。

1.1.18 保 証

受注者は完成引渡し後、2 箇年以内に設計、製作及び工事に起因する故障・事故を生じた場合は、発注者が指定する期限内に無償にて新品と取替えるか修理または必要に応じて改良を行うこと。なお、契約不適合責任については、契約約款による。

1.1.19 そ の 他

- ①現場組立及び調整については、受注者は特に熟練した技術者を派遣し、組立調整試験を行うこと。
- ②受注者は、工事中障害物件の取扱い及び取りこわしの処置について、監督員の指示または承諾を受けること。
- ③本工事における特許及び製作者固有の特殊技術の対応については、すべて受注者の責任とする。
- ④受注者は、当該設備の機能向上よりみて、仕様明細に記載してある事項以外の、より優秀な機構、材料等を採用しようとする場合は、詳細図、実績書を提出して監督員の承諾を得ること。
- ⑤受注者は、設計図書等に明記していない事項であっても本設備の機能上、当然必要と認められるものについては、具備すること。ただし、これに対して契約金額は増額しない。
- ⑥工事及び検査に必要な水、電力、油脂類等は受注者の負担とする。ただし、特記仕様書に別途と明記されている場合はこの限りではない。
- ⑦受注者は、据付けた機器、設備において、承諾図書では推定困難な不都合箇所（機能、構造等）が生じた場合は、その原因を調査し、機器、施設の全部または一部を受注者の責任において変更または改修すること。
- ⑧受注者は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めること。
- ⑨受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があった場合は、誠意をもってその解決に当たること。
- ⑩受注者は、地域住民等と工事施工のうえ、必要な交渉を受注者の行うべきものにつき、自らの責任において行うものとする。受注者は、交渉に先立ち、監督員に事前報告のうえ、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応すること。
- ⑪受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

⑫完成図書

完成検査までに完成図書を金文字黒表紙製本及び電子データ化し、提出すること。

工事完成図書の電子データ化については、「工事完成図書の電子納品等要領」（国土交通省）に準じて作成すること。

2 一般仕様

2.1 共通事項

2.1.1 受電及び配電方式

受電方式と受電電圧：低圧受電（三相 210V 60Hz, 単相 100V 60Hz）

2.1.2 単位

国際単位（SI）によることを標準とする。

2.1.3 付属品・予備品

各機器の付属品は、据付時必要なものとし、下記に示す器具、部品等を付属すること。

- ・機器として機能を満足させるために付属する装置及び部品。
- ・運転上及び据付時に必要な部品及び特殊工具類。

供用開始後、障害等が発生した場合に備えて用意しておく「リレー、変換器、基板、ヒューズ等の部品、点検保守に用いる工具等の予備品は、含まない。

2.1.4 塗装

（1）屋内盤

①盤表面、盤内面、内部パネル、チャンネルベースは、メラニン樹脂焼付塗装（半つや仕上げ）

以上の耐環境性を有する塗装（粉体（黛）塗装も可）とする。

②ハンドル把手は、メラミン樹脂焼付塗装（半つや仕上げ）以上の耐環境性を有する「塗装（粉体（黛）塗装も可）の上、ポリウレタンクリアラッカーの透明仕上げもしくはアクリルクリアラッカー透明仕上げ、又は塩ビコーティングとする。ただし、監視室等腐食性ガスが侵入する可能性の低い場所で採用する把手については製作者標準とする。

（2）屋外盤及び環境条件の悪い場所に設置する盤

盤表面、盤内面、チャンネルベースは、ポリウレタン樹脂又はエポキシ樹脂の塗装（全つや仕上げ）、内部パネルはメラニン樹脂焼付塗装（半つや仕上げ）以上の耐環境性を有する塗装（粉（黛）塗装も可）とする。

ハンドル把手はメラニン樹脂焼付塗装（半つや仕上げ）以上の耐環境性を有する塗装（粉体（黛）塗装も可）の上、ポリウレタンクリアラッカーの透明仕上げもしくはアクリルクリアラッカー透明仕上げ、又は塩ビコーティングとする。

（3）塗装色

- | | |
|------------------------|------------|
| ①屋内盤及び屋外盤 | 5Y7/1 |
| ②取付け計器類枠、COS・CS 用ハンドル類 | N1.5 |
| ③非常用スイッチ（プル部） | 7.5R4.5/14 |

（4）塗装膜厚

盤の内面及び外面 40 [μm] 以上

ただし、塩害地域の屋外盤の塗装膜厚は、下表による。

盤の材質	外面	内面
SUS304	70[μm]以上	50[μm]以上
鋼板	80[μm]以上	60[μm]以上

2.1.5 環境条件

本施設の環境条件を以下に示す。

- (1) 用途地域：無指定
- (2) 塩 害：無し
- (3) 豪雪地域：該当しない
- (4) 寒 冷 地：該当あり
- (5) 落 雷：多い
- (6) 標 高：約 TP+356.93m

2.1.6 その他

- ①盤には、製造銘板及び受注者名、製作メーカ及び完成年月を記載した工事銘板（アクリル製）を扉裏面等に取り付けること。
- ②定期的に交換が必要な部品等については、交換推奨時期を明記したシール、札等を見やすい場所に表示すること。
- ③盤内に設けた点検用コンセントには、使用可能な電圧、電流値を記載すること。
- ④盤に通風孔を設けた場合、吸込み側はフィルタ付とし、そのフィルタは清掃が容易にできる構造とすること。
また、吹出し側についてもできるだけ塵埃が侵入しにくい構造とし、強制換気を行う場合、故障接点を設け、且つ、盤本体を停電せず交換できるように配慮すること。
- ⑤屋外盤の窓枠は、長期間の使用に劣化の少ないアルミニウム合金製とし、ガラス板は金網入り、ネオプレンゴムに止水対策を施すこと。
- ⑥高圧及び動力ケーブルは、その布設区間がわかるように札（自、至るを記載したもの）を取付けること。（両端、ハンドホール内、部屋の出入り口）
- ⑦本工事、施工にあたって、停電時間を協力短くし、設備の機能維持に影響を与えない施工計画を立てること。これを逸脱する場合、監督員と協議の上、受注者の負担において、適切な仮設処置をとること。

3 特記仕様

3.1 共通事項

本工事の施工にあたり、発注趣旨を理解し、その機能を達するために必要な事項は、設計図書に記載なき事項であっても、誠意をもって、実施し、プラントとして優秀な設備を製作するものである。

また、本工事における施工場所は、現在稼働中の施設であるため、維持管理に支障を与えないよう施工すること。

3.2 受電設備

3.2.1 概要

受電設備は、健全度が低く、今回燃料貯留槽改築に伴う引込線経路変更、ケーブル引き直しが発生するため、耐水化を兼ねて改築更新工事を実施する。

3.2.2 工事範囲

(1) 本工事範囲

①3.2.3 記載の設備機器の設計、製作据付、機能増設、試運転調整工事

②表 4.2 施工箇所・工事範囲による。

③その他上記に関わる諸工事

(2) 施工区分

表 4.1 標準施工区分表による。

3.2.3 機器構成

(1) その他

3.2.4 機器仕様

(1) その他

本項で示す「引込開閉器箱」、「接地端子箱」は汎用品を使用し、材料手配とする。

① 引込開閉器箱 1 面

- ・形式 屋外防雨形（鋼管ポール取付）
- ・材質 鋼板製
- ・収納品 電力支給品（電力量計、リミッタなど）

② 接地端子箱 1 面

形状等は機器標準図による。

- ・端子箱板厚 各部 1.6 [mm] 以上
- ・接地鋼板厚さ 4 [mm] 以上
- ・絶縁板厚さ 12 [mm] 以上
- ・接地端子の種別表示および「接地極側」「機器側（負荷側）」の表示を行う。
- ・銅板は錫メッキを施す。
- ・機器側と共通接地銅板を接続するための銅板を 2 枚取り付ける。
- ・接地極埋設図及び測定データをカードホルダーに入れ、盤内ポケットに収納する。

3.3 監視制御設備

3.3.1 概要

本設備は、機器の動作監視と安定かつ最適な制御を可能とし、十分な情報処理能力を備え、高い操作性と信頼性及び拡張性を持つものである。地下貯留槽増設・移設に伴う計装機器や指示器の追加等の機能増設を実施する。

3.3.2 工事範囲

(1) 本工事範囲

①3.3.3 記載の設備機器の設計、製作据付、機能増設、試運転調整工事

②表 4.2 施工箇所・工事範囲による。

③その他上記に関わる諸工事

(2) 施工区分

表 4.1 標準施工区分表による。

3.3.3 機器構成

(1) 現場総括盤機能増設

3.3.4 機能増設機器仕様

①現場総括盤 機能増設 1 式

1. 機能増設内容

地下貯留槽設備の移設・増設に伴い、指示計や補助継電器等を追加する。

記録計に信号を入力するとともに非常通報装置の調整を行う。また、盤面には状態故障表示灯を追加し、監視操作を行う。詳細は設計図を参照し、承諾図にて決定する。

4 施 工

4.1 一般事項

工事は、電気事業法に基づく電気設備技術基準、電気工事士法、電気工事業の業務の適正化に関する法律及び消防法等、関係法規に準拠し、電氣的、機械的に完全、かつ、機能的で耐久性にとみ保守点検が容易なように施工すること。

4.2 施工区分

機器承諾図、施工承諾図を作成するにあたり、関連業者と施工区分を明確にし、機器製作後、工事施工後に支障を来さないよう十分注意すること。

また、関連業者との施工区分が設計図等で不明な点及び本電気設備設計図書と関連業者設計図書との不整合が生じた場合、事前に調整し、プラントとして支障のない設備を製作すること。なお、この不整合を調整する内容が軽微な変更を逸脱する場合、設計変更を行う。以下、調整事項の例及び標準施工区分を示す。

- ・ 負荷名称、容量、電源、効率、力率、号機の呼び方、起動方式、台数の調整
- ・ 負荷、接点負荷の位置

表 4.1 標準施工区分

項	目	電気工事	別途工事
☐	機械・電気取り合い端子箱（集合端子箱、水中電動機用端子箱）		
☐	機械手配の端子箱までの1次配線工事		
☐	機械機器から機械手配の端子箱までの2次配線工事		
☐	配管上に取り付ける計装機器（流量計、濃度計）据付		
☐	電磁流量計用レギュレーサ		
☐	電磁流量計用ルーズ短管、予備短管		
☐	機械手配機器（タンク等）に取り付ける計装機器の取付座		
☐	機械手配タンク等に取り付ける電極棒の手配		
☐	差圧（圧力）式液位計用仕切弁、洗浄弁、ドレン弁、洗浄単管の手配		
☐	差圧（圧力）式液位計用洗浄水、ドレン配管工事		
☐	建築付帯用分電盤（主幹）への一次配線		
☐	建築付帯手配の配電盤間の配線工事（同一棟内間）		
☐	建築付帯手配の配電盤間の配線工事（別棟内間）		
☐	電気室ピット築造工事又はフリーアクセス築造工事（防塵塗装含む）		
☐	発電機室ピット築造工事（防塵塗装含む）		

注）更新工事の場合

4.3 工事範囲

施工箇所、工事範囲は、表 4.2 施工箇所・工事範囲の■部とする。

表 4.2 施工箇所・工事範囲 (1/2)

項	目	備 考
1.共通事項		
■	機器据付	
□	配電盤架台の製作据付、現場盤等基礎築造工事	
■	配線・配管工事、配電路工事（工事を行うために必要な軽微な穴開け含む）	
■	防火区画貫通部の処理（補修も含む）	
□	建築電気設備関連機器への配線工事	
2.屋外工事		
■	受電引込柱建柱工事	
■	地中電路工事	
■	電気ハンドホール築造工事	
■	掘削・埋め戻し等土工事	
3.床工事		
□	フリーアクセス築造工事 材質：アルミ製 表面仕上材：帯電防止タイル	
□	防塵塗装（フリーアクセス床面、ボーダー部）	
□	ボーダー部帯電防止タイル	
□	巾木（ビニル）	
□	コンクリート床築造工事（ピット築造、増設工事）	
□	床研り工事	
□	防塵塗装（ピット床面、部屋床面）	
□	ボーダー部帯電防止タイル	
□	巾木（ビニル）	
□	自家発関連工事	
□	機器基礎築造工	
□	防塵塗装	
□	防油堤築造	
□	油槽等の製作据付	
□	配管、換気・ダクト工事（自家発関連）	
4.接地工事		
■	接地極・接地棒の埋設	
■	接地幹線	
■	接地線（接地幹線接続）	

表 4.2 施工箇所・工事範囲 (2/2)

項	目	備考
5.撤去工事		
☐	盤、機器等の撤去	
☒	配線材料他撤去	
	撤去対象物に付随する基礎架台、基礎コンクリート及び支持材を撤去範囲に含む	
	撤去後の床補修、配線ピット補修を行う	
	撤去対象物については、調書（機器等名称、仕様、数量、写真等）を作成する	
	撤去対象物は、監督員の指示するところまで運搬する	
	撤去対象物は、分別処分を行う	
6.石綿等含有物の事前調査と除去工事		
☒	石綿等含有物の従前の事前調査結果は、下記のとおりである。	
	☐ 防火区画処理の耐火被覆板 ☐ 含有 ☒ 非含有 ☐ 未調査	
	☐ 自家発電電設備の保温断熱材 ☐ 含有 ☐ 非含有 ☒ 未調査	
	☐ 帯電防止タイル ☐ 含有 ☒ 非含有 ☐ 未調査	
☒	石綿等含有物の調査と撤去	
	事前調査結果により、石綿等の含有が確認された箇所は、除去工事を行う	
	その他施工方法等によって、調査が必要な箇所が想定された場合、監督員と協議の上	
	調査を実施し、その結果によって、必要となった場合、除去工事を実施する	
7.仮設工事		
☒	軽微な仮設工事	
☐	仮設高圧受配電設備	
	設 置 場 所： ☐ 屋内 ☐ 屋外	
	リ ー ス 期 間：約 ヶ月	
☐	仮設低圧配電設備／動力制御盤	
	設 置 場 所： ☐ 屋内 ☐ 屋外	
	リ ー ス 期 間：約 ヶ月	
☐	自家発電設備仮設工事	
	設 置 場 所： ☒ 屋内 ☐ 屋外	
	リ ー ス 期 間：約 ヶ月	
	燃 料：A 重油	

4.4 機器の据付

4.4.1 位置等の決定

機器の据付及び配線経路の詳細な位置の決定は、あらかじめ設置目的、管理スペース、安全等考慮のうえ、施工図を作成し、監督員の承諾得を得ること。

4.4.2 耐震処理

主要機器等は、特に地震力、動荷重に対して、転倒、横滑り、脱落、破損等を起さないよう十分な強度を有すること。なお、耐震計算書を監督員に提出すること。

本施工に対する耐震対策は「水道施設耐震工法指針・解説」(日本水道協会)、「下水道施設の耐震対策指針と解説」(日本下水道協会)、「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」(公共建築協会)、建築設備耐震設計・施工指針」(日本建築センター)等に準ずる。

<div>構造細目共通図</div> <div>< 令和4年版 ></div> <div>※本図面は（一社）全国上下水道コンサルタント協会が著作権を有するものである。 使用にあたっては、上記協会への使用願いの提出と、配布番号の記載が必要である。 枠外右下の【協会員番号】と【配布番号】の記載が無い図面は無効とする。</div>		2 共通事項		3 鉄筋の折曲げ加工		5 鉄筋のかぶり及び間隔	
		2. 1 記号及び符号		鉄筋の折曲げ加工は、3. 1表及び3. 2表を標準とする。 （1）Dは、折曲げ内法直径を示す。 （2）dは、鉄筋直径（呼び名）を示す。		5. 1 かぶり厚さ	
1 特記事項		2. 1表 鉄筋の断面表示		3. 1表 鉄筋の折曲げ形状及び寸法（末端部）		かぶり厚さとは、一番外側の鉄筋（幅止め筋、組立筋を除く）の外面から躯体面までの距離（5. 1図）をいう。 鉄筋組立後のかぶり厚さは、最小かぶり厚さ以上を確保し、最小かぶり厚さに許容施工誤差10mmを加えた厚さ以内に納めるものとする。	
		2. 2表 一般凡例				5. 1図 鉄筋のかぶり厚さ	
1. 1 適用範囲						5. 2 最小かぶり厚さ	
（1）本構造細目共通図は下水道施設における処理場、ポンプ場の建築構造物に適用する。 （2）図面及び構造細目共通図に記載されていない事項は、下記に基づくものとし、これらに相違がある場合は監督職員に確認し指示を受ける。						最小かぶり厚さは、5. 1表による。 （1）床版、梁、基礎及び擁壁で、直接土に接する部分のかぶり厚さには、捨てコンクリートの厚さを含まない。 （2）柱及び梁の主筋にD29以上を使用する場合は、主筋のかぶり厚さを径の1. 5倍以上として最小かぶり厚さを定める。 （3）溶接金網にも適用する。	
						5. 1表 鉄筋の最小かぶり厚さ（mm）	
1. 2 鉄筋の仕様						鉄筋相互のあきは、下記の最大値のもの以上とする。ただし、機械式継手及び溶接継手の場合はあきは図面による。 （1）粗骨材の最大寸法の1. 25倍 （2）最小のあき25mm （3）隣り合う鉄筋の平均径（呼び名の数値）の1. 5倍	
鉄筋の種類及び継手は、別紙建築工事特記仕様書又は建築改修工事特記仕様書による。		1. 1表 鉄筋の種類及び継手				（注）D：鉄筋の最外径 d：鉄筋直径（呼び名）	
						5. 2図 鉄筋相互のあき及び間隔	
1. 3 コンクリートの仕様				4 異形鉄筋の末端部		5. 2表 鉄筋径と鉄筋間隔の関係一覧	
コンクリートの仕様は、別紙建築工事特記仕様書又は建築改修工事特記仕様書による。		1. 2表 コンクリートの仕様		4. 1 フックを設ける位置		鉄筋径（mm）	
				異形鉄筋の末端部には、4. 1表によりフックを設ける。		鉄筋径 d 最外径 D	
注1：無筋コンクリートには捨てコンクリートを含む。				4. 1表 フックを設ける位置		粗骨材径×1.25 最小あき 鉄筋径×1.5	
						a＋D	
1. 4 砕石及び捨てコンクリート				5 異形鉄筋の末端部		令和8年度 防災 千曲市公共下水道事業 尾米排水ポンプ場 燃料貯留槽改修工事	
砕石及び捨てコンクリートの厚さは、特記がなければ1. 3表による。		1. 3表 砕石及び捨てコンクリートの仕様		4. 1図 異形鉄筋の末端部		番号 1/6 構造細目共通図 (1) 縮尺 NONE	
						尾米排水ポンプ場	
						千曲市 杭瀬下六丁目	
						設計	
						千曲市役所	
						設計会社 管理技術者	
						照査技術者	
						測量会社 主任技術者	
						調査会社 主任技術者	

6 鉄筋の継手及び定着

6. 1 継手及び定着

6. 1. 1 鉄筋の重ね継手

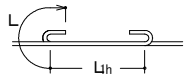
- (1) 鉄筋の重ね継手の長さは、6. 1表による。
- (2) 径が異なる鉄筋の重ね継手の長さは、細い鉄筋の径による。
- (3) 主筋及び耐震壁の鉄筋の重ね継手の長さは40dとする。ただし、SD390、SD490を使用する場合は特記による。

6. 1表 鉄筋の重ね継手の長さ

鉄筋の種 類	コンクリートの設計基準強度 F_c (N/mm ²)	L_l (フックなし)	L_{lh} (フックあり)
SD295	24, 27	35d	25d
	30	35d	25d
SD345	24, 27	40d	30d
	30	35d	25d

(注) 1. L_l 、 L_{lh} : フックなし重ね継手の長さ及びフックあり重ね継手の長さ

2. フックありの場合の L_{lh} は、6. 1図に示すようにフック部分 l を含まない。



6. 1図

6. 1. 2 継手の特記事項

- (1) 継手は、極力応力の小さい位置に設ける。

6. 1. 3 鉄筋の定着

- (1) 鉄筋の定着の長さは、6. 2表による。

6. 2表 鉄筋の定着の長さ

鉄筋の種 類	コンクリートの設計基準強度 F_c (N/mm ²)	フックなし		フックあり	
		L_l	L_2	L_{lh}	L_{2h}
SD295	24, 27	35d	30d	25d	20d
	30	35d	30d	25d	20d
SD345	24, 27	40d	35d	30d	25d
	30	35d	30d	25d	20d

(注) 1. L_l 、 L_{lh} : 2. 以外の直線定着の長さ及びフックありの長さ

2. L_2 、 L_{2h} : 割裂破壊の恐れのない箇所への直線定着の長さ及びフックあり定着の長さ

3. L_3 : 小梁及びスラブの下端の直線定着の長さ（基礎耐圧スラブ及びこれを受ける小梁は除く）
なお、片持小梁及び片持スラブの場合は、20d及び10dを25d以上とする。

4. L_{3h} : 小梁の下端筋のフックあり定着の長さ

5. フックあり定着の場合は、6. 2図（イ）に示すようにフック部分 b を含まない。また、中間部での折曲げは行わない。

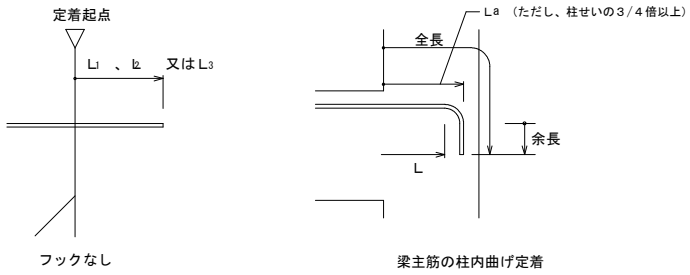
6. 1. 4 定着の方法

定着の方法は6. 2図による。

なお、(ロ)折曲げ定着の梁主筋の柱内折曲げ定着において、仕口内に縦に折曲げて定着する鉄筋の定着長さ l が、6. 2表のフックあり定着の長さを確保できない場合は、全長を6. 2表に示すフックなし定着長さとし、かつ、余長を8d、仕口面から鉄筋外面までの投影定着長さを6. 3表に示す長さをのみ込ませる。

(注) 1. L_a 、 L_b は、6. 3表の鉄筋の投影定着長さを示し、下記条件を満たすものとする。

- ・梁主筋の柱内定着においては、原則として柱せいの3/4倍以上
- ・小梁主筋の大梁内定着においては、原則として大梁幅の1/2倍以上
- ・スラブの梁内定着においては、原則として梁幅の1/2倍以上



6. 2図 定着の方法

6. 3表 鉄筋の投影定着長さ

鉄筋の種 類	コンクリートの設計基準強度 F_c (N/mm ²)	L_a	L_b
SD295	24, 27	15d	15d
	30	15d	15d
SD345	24, 27	20d	15d
	30	15d	15d

(注) 1. L_a : 梁主筋の柱内折曲げ定着の投影定着長さ（基礎梁、片持ちスラブを含む。）

2. L_b : 小梁及びスラブの上端筋の梁内折曲げ定着の投影定着長さ（片持ち小梁及び片持ちスラブを除く。）

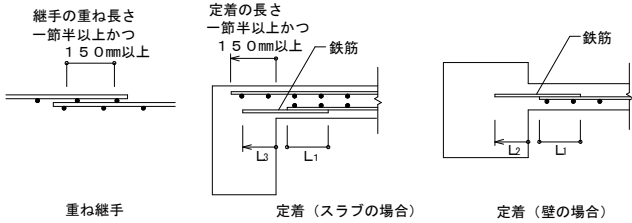
6. 2 隣り合う継手の位置及び定着

- (1) 隣り合う継ぎ手の位置は、6. 4表により、 a 寸法を守ること。ただし、壁の場合及びスラブ筋でD16以下の場合を除く。

6. 4表 隣り合う継手の位置

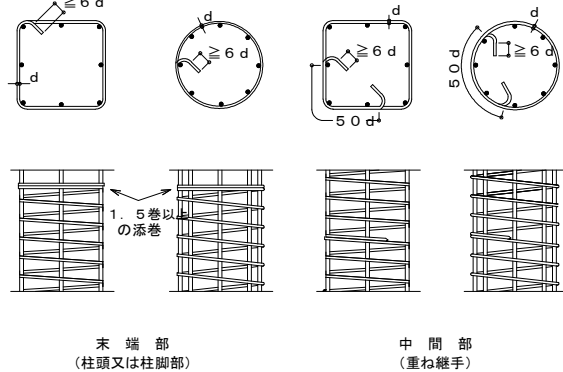
重ね継手	フック有りの場合	L_{lh}	L_{lh}
		$a = 0.5L_{lh}$	$a \geq 0.5L_{lh}$
フックなしの場合	フックなしの場合	L_l	L_l
		$a = 0.5L$	$a \geq 0.5L$
圧接継手		$a \geq 400\text{mm}$	

- (2) 溶接金網の継手及び定着は、6. 3図による。



6. 3図 溶接金網の継手及び定着要領

(3) スパイラル筋の継手及び定着



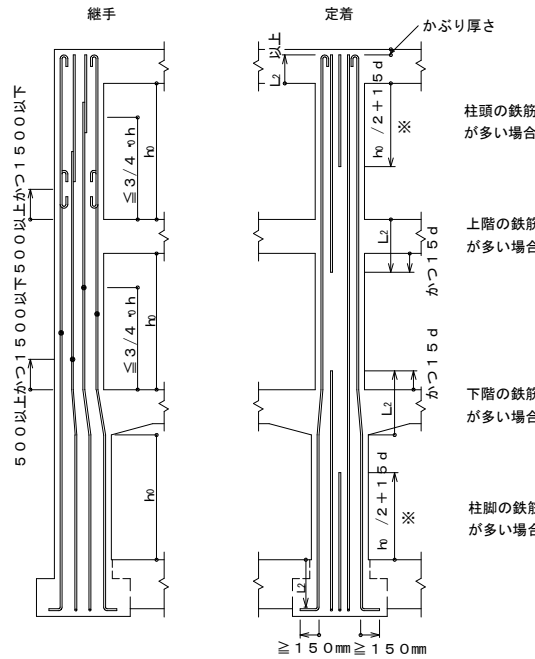
6. 4図 スパイラル筋の継手及び定着要領

7 (欠番)

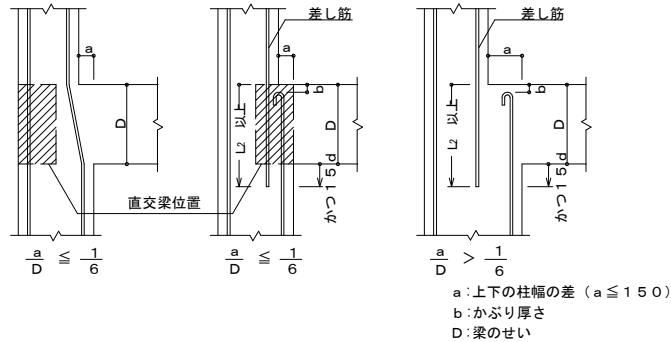
8 柱筋の継手及び定着

8. 1 一般事項

- (1) 継手長さは L_1 とし、定着及び余長は、8. 1図による。
- (2) 柱頭定着長さ L_2 が確保出来ない場合は、図面による。
- (3) 上下の柱断面が異なる場合の柱主筋の折曲げ及び定着は、8. 2図による。
- (4) 柱の継手及び圧接中心位置は、梁上端から500mm以上、1500mm以下かつ $3/4h_0$ (h_0 は柱の内法高さ) 以下とする。
- (5) ※鉄筋のカットオフの位置及び長さは図面による。



8. 1図 柱主筋の継手、定着及び余長

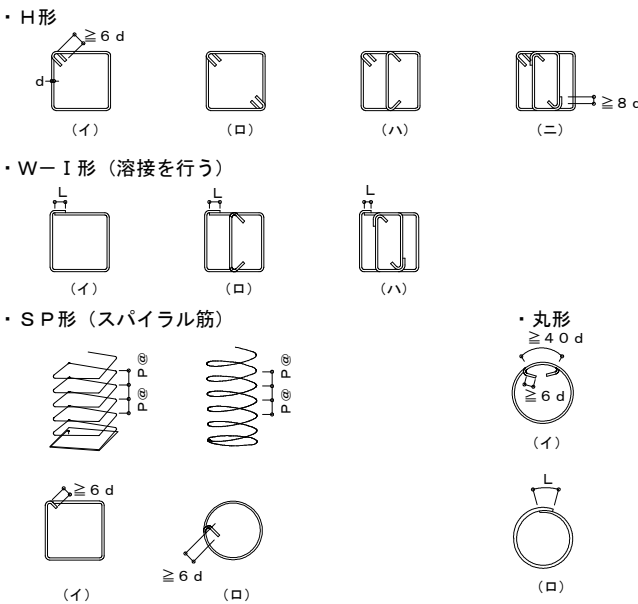


8. 2図 上下の柱断面が異なる柱主筋の折曲げ及び定着

9 帯筋

9. 1 帯筋の形状

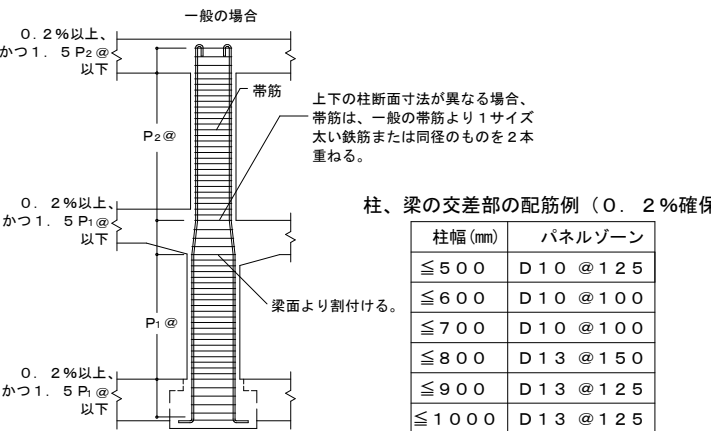
- (1) 帯筋の形状は、9. 1図とし、種別は図面による。図面になければ下記による。
- (a) H形を標準とする。
- (b) H形の135°曲げのフックが困難な場合は、W-I形とする。
- (c) 溶接する場合の溶接長さ l は、両面フレア溶接の場合は5d以上、片面フレア溶接の場合は10d以上とし、組立前に行う。
- (d) S P形において、柱頭及び柱脚の端部は、1. 5巻以上の添巻きを行う。



9. 1図 帯筋組立の形

9. 2 帯筋の割付け

- (1) フック及び継手の位置は交互とする。
- (2) 帯筋の割付けは、9. 2図による。ただし、図面にある場合はそれによる。
- (3) 柱、梁の交差部（パネルゾーン）の帯筋のせん断補強比は、0. 2％以上を確保し、補強筋間隔 $\leq 1. 5P$ とする。



9. 2図 帯筋の割付け

※1. 5 P_1 、1. 5 P_2 のピッチは150mm以下とする。

令和8年度 防災 千曲市公共下水道事業			
尾米排水ポンプ場 燃料貯留槽改修工事			
番号	2/6	構造細目共通図 (2)	縮尺 NONE
尾米排水ポンプ場			
千曲市 杭瀬下六丁目			
		照査	設計
千曲市役所			
設計会社		管理技術者	
		照査技術者	
測量会社		主任技術者	
調査会社		主任技術者	

10大梁筋の継手及び定着

10.1大梁（基礎梁以外の大梁に限る）主筋の継手、定着及び余長

大梁主筋の継手及び定着の一般事項

a. 梁主筋は、原則として、柱をまたいで引き通すものとし、引き通すことが出来ない場合は、b. により柱内に定着することができる。
ただし、やむ得ず梁内に定着する場合は、10.1図による。

10.1図 梁主筋の梁内定着

b. 梁主筋を、柱内に折曲げて定着する場合は次による。
なお、定着の方法は、6.1.4による。
上端筋：曲げ下ろす。
下端筋：原則として曲げ上げる。

c. 段違い梁は10.2図による。

10.2図 段違い梁

10.2ハンチのない場合

10.3図 大梁の重ね継手、定着及び余長

10.3ハンチのある場合

(1) 最上階の場合

10.4図 ハンチのある大梁の定着及び余長（最上階）

(2) 一般階の場合

10.5図 ハンチのある大梁の定着及び余長（一般階）

10.4水平段差のある場合

10.6図 大梁の定着及び余長（水平段差のある場合）

10.5鉛直段差（e）のある場合

(1) e/D≦1/6の場合

10.7図 鉛直段差梁（その1）

(2) e/D>1/6の場合

10.8図 鉛直段差梁（その2）

11梁のあばら筋、腹筋及び幅止め筋

11.1一般事項

(1) 腹筋に継手を設ける場合の継手長さは、150mm程度とする。

(2) 壁梁の場合、腹筋の定着長さ及び継手長さは、L₂とする。

(3) 土圧、水圧を受ける梁は、図面による。

(4) 幅止め筋及び受け用幅止め筋は、D10－1000mmピッチ程度とする。

11.2あばら筋組立の形及びフックの位置

(1) 形は、11.1図（イ）を標準とする。
ただし、（イ）によることが出来ない場合は、下記の方法によることが出来る。

a. 床版が片側に付く場合は、（ロ）又は（ハ）

b. 床版が両側に付く場合は、（ロ）～（ニ）

(2) フックの位置

a. （イ）の場合は交互とする。

b. （ロ）の場合 床版が片側に付く場合は床版の付く側。床版が両側に付く場合は交互。

c. （ハ）の場合は床版の付く側を90°折曲げ、8d確保する。

d. （ホ）（ヘ）の場合は梁の上下にスラブが付く場合でかつ、梁せいが1.5m以上の場合に適用する事ができる。（基礎梁）

11.1図 あばら筋組立の形及びフックの位置

11.3あばら筋の割付け

(1) 間隔が一樣でハンチのない場合

11.2図 あばら筋の割付け（その1）

(2) 間隔が一樣でハンチのある場合

11.3図 あばら筋の割付け（その2）

(3) 梁の端部で間隔の異なる場合

11.4図 あばら筋の割付け（その3）

11.4腹筋及び幅止め筋

(1) 一般の梁

a) 腹筋及び幅止め筋

11.5図 腹筋及び幅止め筋

(2) 特殊な梁
腹筋及び幅止め筋は、図面による。

12基礎梁及び底版の継手及び定着

12.1基礎梁主筋の継手、定着及び余長

(1) 一般事項

a) 梁筋は、連続端で柱に接する梁筋が同数の時は柱をまたいで引き通すものとし、鉄筋の本数が異なる場合は柱内に定着する。やむを得ず梁内に定着する場合は、12.1図による。

b) 梁筋を柱内に定着する場合は10.1（1）bによる。

12.1図 梁筋の基礎梁内への定着

(2) 独立基礎で基礎梁（スラブなどの上載荷重を受ける場合）の主筋の継手、定着及び余長

12.2図 主筋の継手、定着及び余長（その1）

(3) 連続基礎及びべた基礎の基礎梁（基礎梁の下方より地反力（抗反力）を受ける場合）の主筋の継手、定着及び余長

12.3図 主筋の継手、定着及び余長（その2）

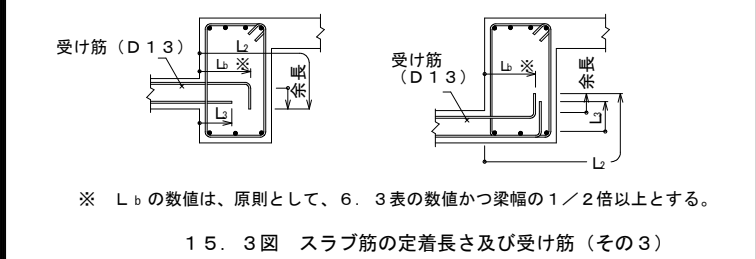
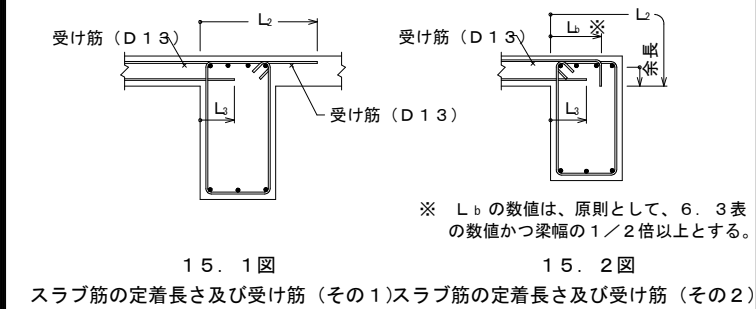
令和8年度 防安 千曲市公共下水道事業			
尾米排水ポンプ場 燃料貯留槽改修工事			
番号	3/6	構造細目共通図(3)	縮尺 NONE
尾米排水ポンプ場			
千曲市 杭瀬下六丁目			
		照査	設計
千曲市役所			
設計会社		管理技術者	
		照査技術者	
測量会社		主任技術者	
調査会社		主任技術者	

AWSC-J（第5版）-064-005

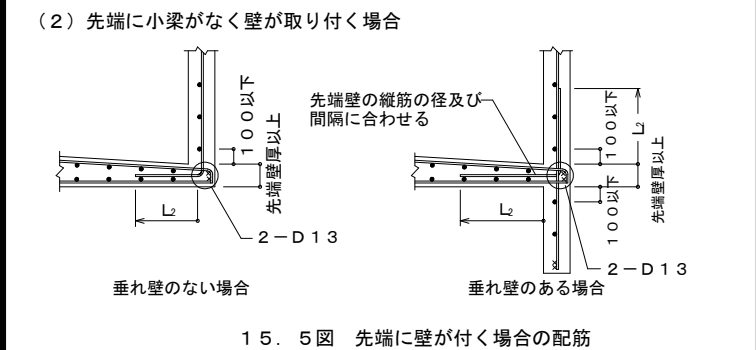
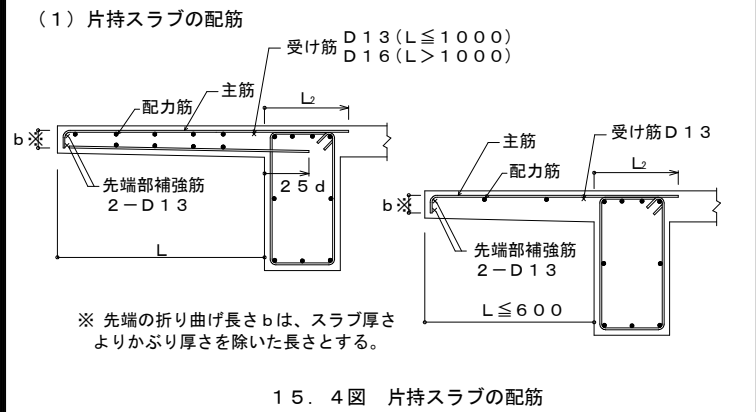
15 床の配筋要領

15.1 一般事項

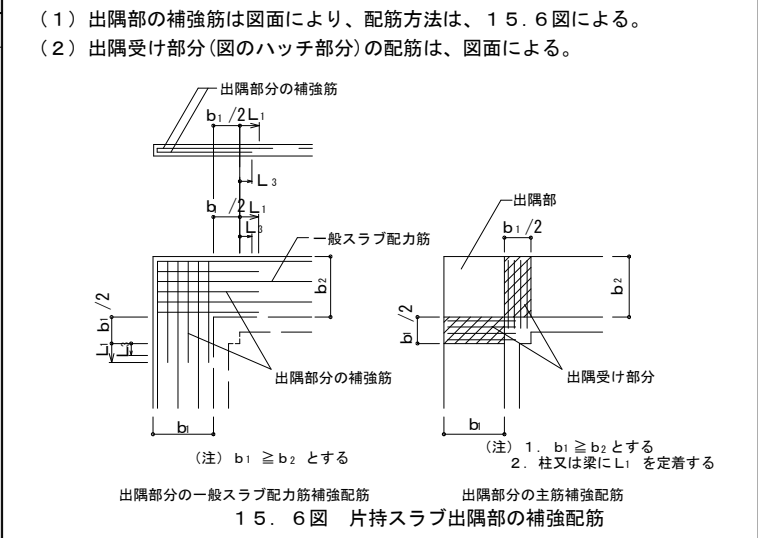
- (1) 鉄筋の継手長さは、 L_1 とする。
(2) 定着長さ及び受け筋は、15.1図による。ただし、引き通すことができない場合は、15.2図、15.3図により梁内に定着する。
(3) 基礎梁と床版を一体打ちとしないで、打ち継ぎを設ける場合の補強は図面による。



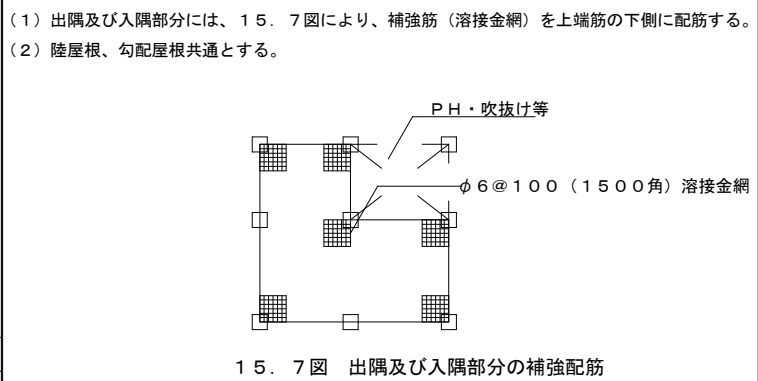
15.2 片持スラブ



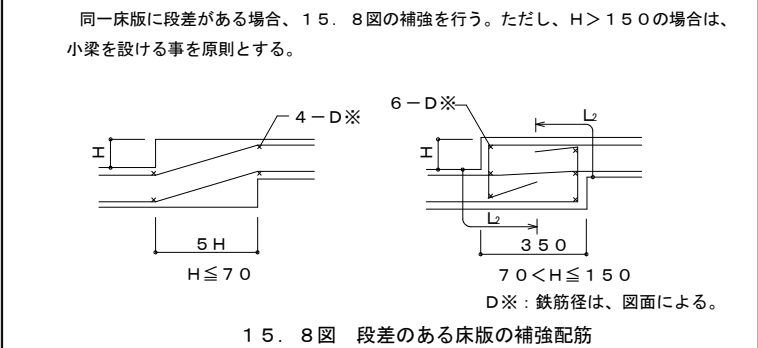
15.3 片持ちスラブ出隅部の補強配筋



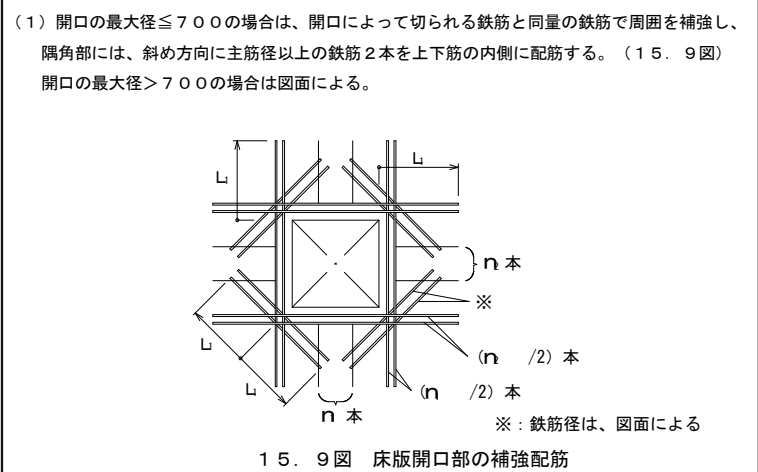
15.4 地上部最上階の屋根床版



15.5 段差床版の補強



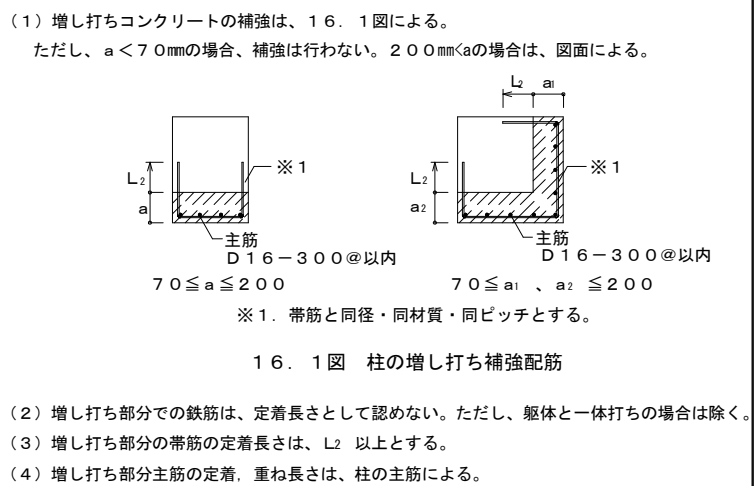
15.6 床版開口部の補強



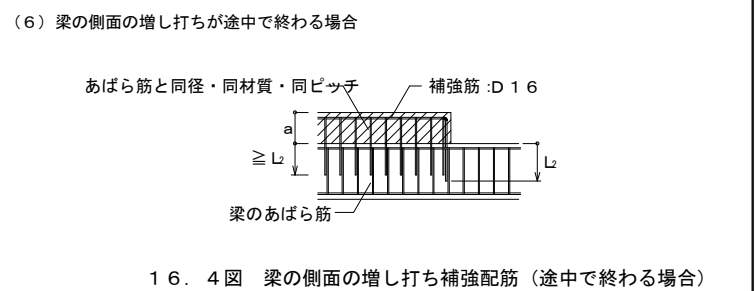
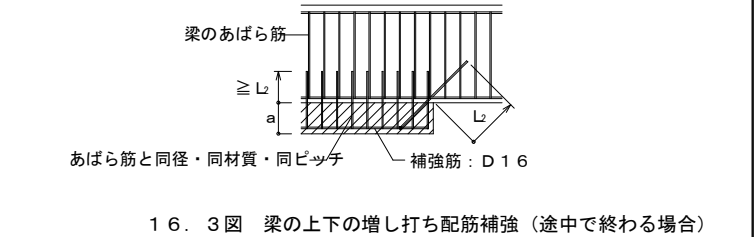
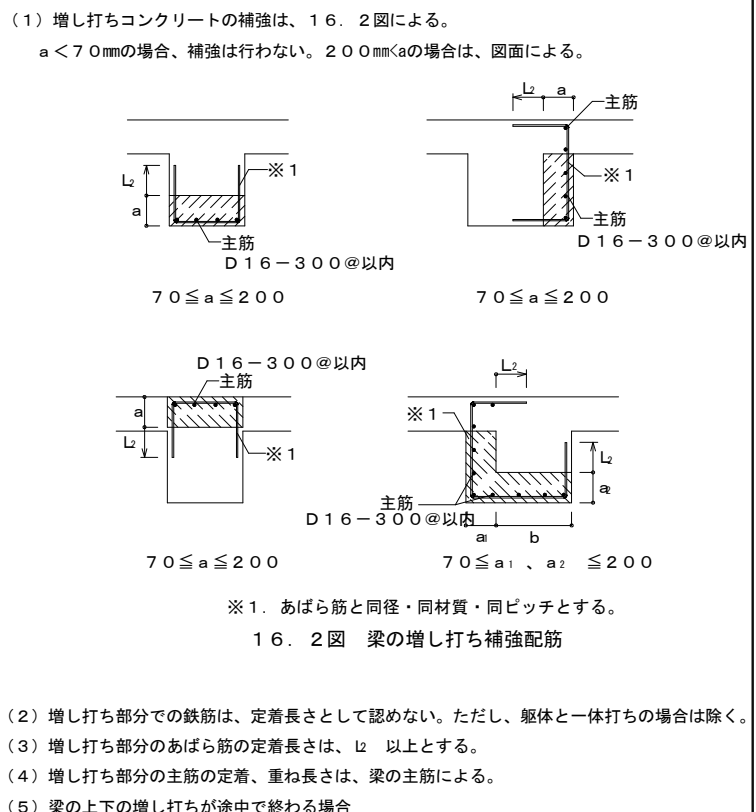
- (2) 床版開口の最大径が両方向の配筋間隔以下で、鉄筋を緩やかに曲げることにより、開口部を避けて配筋できる場合は、補強筋を省略することができる。

16 柱及び梁の増し打ち要領

16.1 柱

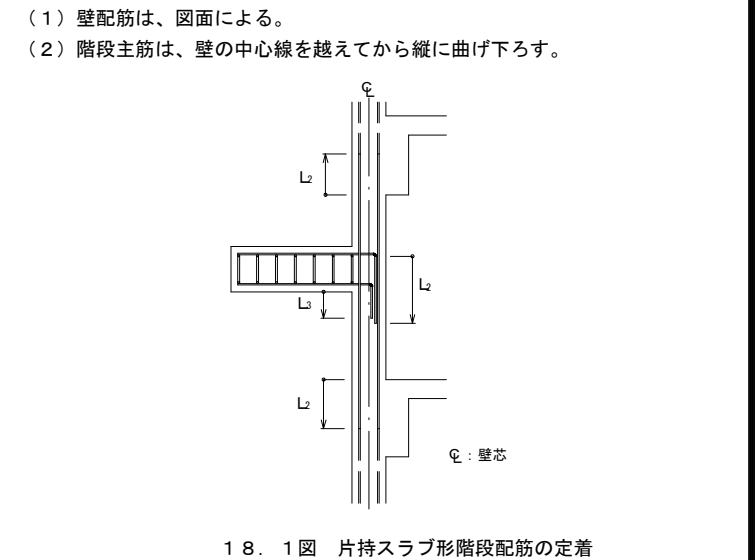


16.2 梁



18 階段の配筋要領

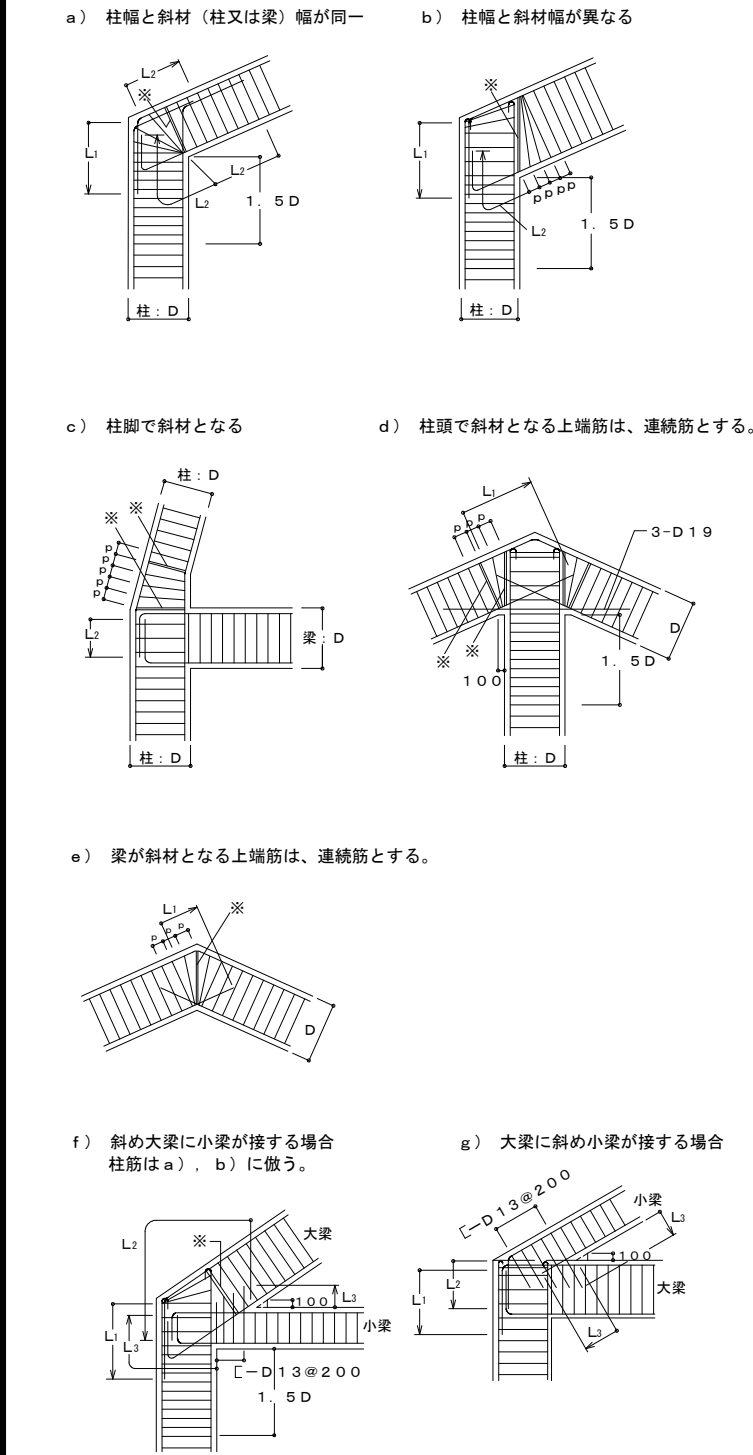
18.1 階段の配筋要領



19 勾配屋根の取り合い

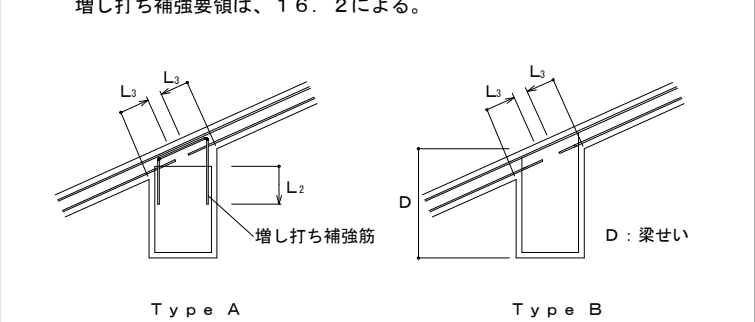
19.1 斜め柱・斜め梁の取り合い

- (1) ※印の鉄筋は、同径以上とし、かつダブル巻きとする。
(2) 1.5Dの範囲の柱の帯筋は一段太いものか、またはダブル巻きとし@100以下とする。
(3) 柱の取合い部における斜め梁のせん断補強筋中心間隔pは、当該梁部材のせん断補強筋中心間隔p以下とする。



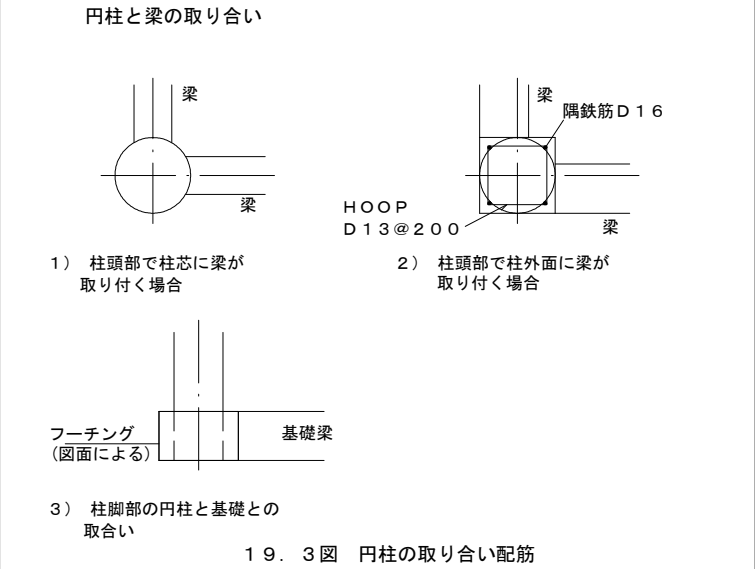
19.1図 斜め柱・斜め梁の取り合い配筋

19.2 梁と床版の取り合い



19.2図 梁と床版の取り合い配筋

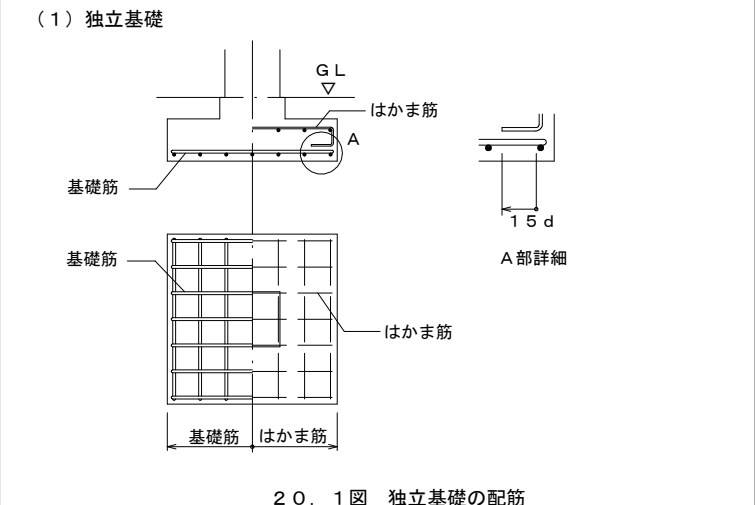
19.3 円柱の取り合い



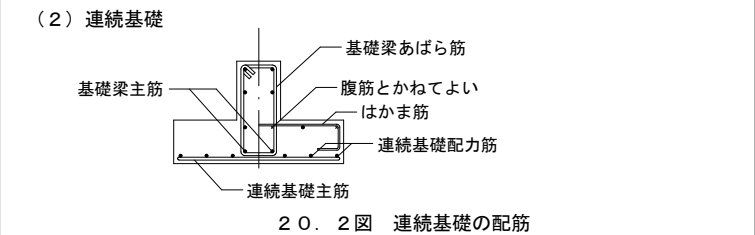
19.3図 円柱の取り合い配筋

20 基礎及び基礎梁の配筋

20.1 直接基礎の配筋

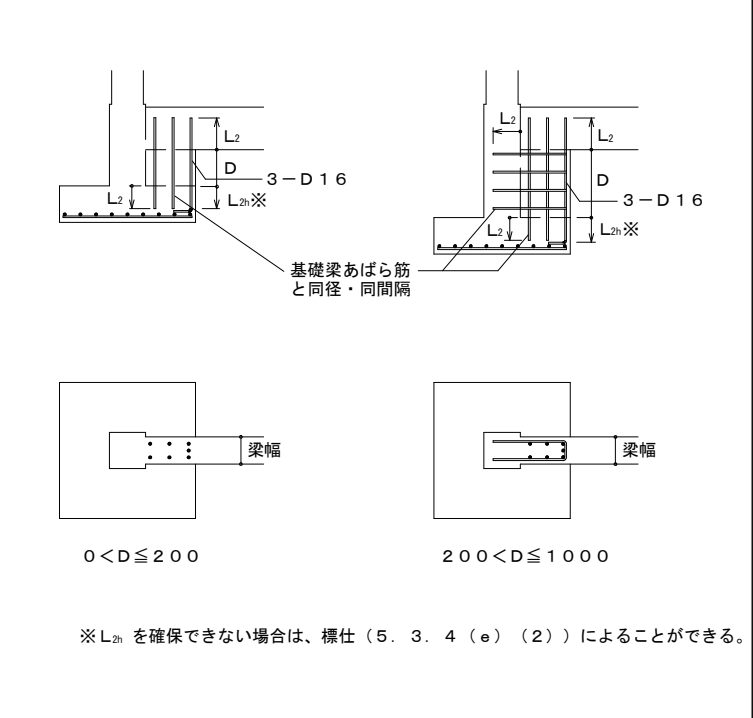


20.1図 独立基礎の配筋



20.2図 連続基礎の配筋

20.2 基礎接合部の補強配筋

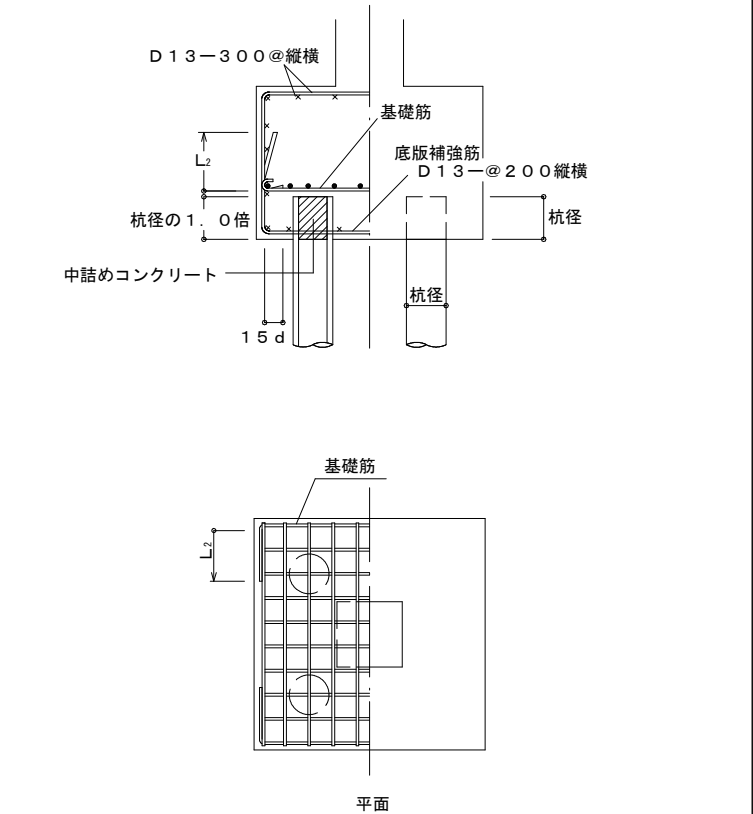


※L_{2n}を確保できない場合は、標仕(5.3.4(e)(2))によることができる。

21 杭基礎の補強

21.1 杭基礎の配筋

- (1) 中詰めコンクリートは、基礎のコンクリートと同じ調合のコンクリートを使用する。
(2) 既製コンクリート杭以外の場合は、特記による。



21.1図 杭基礎の配筋及び杭頭部の補強方法

令和8年度 防災 千曲市公共下水道事業			
尾米排水ポンプ場 燃料貯留槽改修工事			
番号	6/6	構造細目共通図(6)	縮尺 NONE
尾米排水ポンプ場			
千曲市 杭瀬下六丁目			
		照査	設計
千曲市役所			
設計会社		管理技術者	
測量会社		照査技術者	
調査会社		主任技術者	
		主任技術者	

現場説明事項・施工条件明示事項

工事の実施にあたっては、「長野県土木工事共通仕様書（建設部）（以下、「共通仕様書」という。）」、「長野県土木工事施工管理基準（建設部）（以下、「施工管理基準」という。）」、「土木工事現場必携（長野県）」、「建設工事設計変更ガイドライン（千曲市）」、「工事一時中止に係るガイドライン（長野県）（以下、「一時中止ガイドライン」という。）」及びその他指定された図書の記載事項、かつ以下の事項について施工条件とする。

「§1 現場説明事項」及び「§2 特記仕様書」は、それぞれ長野県土木工事共通仕様書で定義される「現場説明書」及び「特記仕様書」と同様の位置付けである。

§1 現場説明事項

1 工事内容

(1) 工事名称及び概要

工事名称及び概要は閲覧設計書に記載のとおり。

(2) 工事関連資料

本工事箇所に関連する測量・設計委託の成果資料、及び地質調査等の報告資料は閲覧が可能である。また、契約後は貸与も可能である。

(3) コスト縮減

常に意識を持ってコスト縮減に取り組み、設計に反映できるように努めること。

(4) 新技術・新工法・特許工法の指定

使用場所	工法	施工条件

—(5) 架設工法の指定

架設工	施工方法	施工条件

—(6) 橋梁製作工

—橋梁の製作工（高欄、伸縮装置、支承等の付属施設を除く）については、自社工場において製作して管理を行うこと。

(7) 週休2日工事

本工事は週休2日工事の対象工事である。「週休2日工事实施要領」に従い取り組むものとする。ただし、令和○年○月○日から令和○年○月○日は、週休2日の取組みを実施する期間から除くものとする。また、工事契約後、週休2日対象期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するものとする。

（参考）「週休2日工事实施要領」

https://www.city.chikuma.lg.jp/soshiki/kanzaikieiyaku/nyusatsu_keiyaku/kensetu/osirase/8789.html

(8) 歩掛条件

全工種について下記条件により積算を行っている。

本工事の積算に使用している積算基準は、下記のとおりである。

- ・「令和8年10月1日以降に起工起案する工事等に適用する積算基準図書（長野県建設部）」
- ・「令和8年10月1日以降に起工起案する工事等に適用する積算基準対照表（長野県建設部）」

2 工期関係

工期は令和9年3月26日までとする。

3 工事工程関係

(1) 現場の制約・条件

施工期間及び施工方法等について下記の制約・条件があるため、事前に工程の調整を行うこと。

制約事項	位置等	制約条件・内容

(保安林解除申請・埋蔵文化財事前調査・自然公園法施行承認申請・工事自粛期間・JR近接工事等)

(2) 地元・関係機関との協議

着工に当たって、下記の協議を関係機関及び地元住民と行うこと。

関係機関等	協議事項	内容	時期
千曲坂城消防本部	消防法協議	燃料貯留槽の増量に伴う申請	令和8年11～12月

(地元耕作者・地区・水路管理者・公共機関・ライフライン事業者・JR等)

※なお、協議結果は施工計画書又は工事打合せ簿（様式任意）に記載し提出すること。

~~(3) 近接・競合工事~~

~~—— 本工事に近接ないし競合して下記の工事が施工されるので、受注者間相互の連絡調整を密にして、その内容を監督員に報告して施工すること。——~~

発注者	工事名	工期・工事内容等	影響箇所	備考
	一工区	令和一年一月一日		

~~—— (4) 安全協議会~~

~~—— 当該工区においては、安全協議会を設立し工事連絡調整を行っているので、これに加盟し、事業全体の進捗調整に協力すること。——~~

~~—— (5) 部分供用~~

~~—— 下記箇所（区間）については部分供用を予定しているので、これに合わせ工程を調整すること。——~~

部分供用場所	時期	条件
一No 一	令和一年一月一日から	

(6) 猛暑時間の施工回避

- ・ 現場環境に応じて、作業の開始時間、終了時間を監督員と協議のうえ設定すること。
- ・ 早朝・夜間施工に係る警察や地元等への協議について、必要がある場合には発注者も協力するため、事前に調整すること。

4 施工計画

(1) 施工計画書

- ・ 共通仕様書 1-1-1-6（施工計画書）に基づき、設計図書、及び現場条件等を考慮し、現場での工事等の着手前に「施工計画書」を作成し提出すること。
- ・ 施工計画書の作成にあたっては、「土木工事現場必携（長野県）」を参考とすること。
- ・ 工事内容に重要な変更が生じた場合（変更内容指示時点または変更契約時点）は、「変更施工計画書」（当初施工計画書を修正）を当該工事着手前に作成し、提出すること。
- ・ 出水期に河道内で工事を行う場合は、治水上の安全を確保するための対策を施工計画書に明記し提出すること。（長野県土木事業設計基準 第8編河川事業 8-参-2を参照）

(2) 施工体制に関する事項

受注者は、適切な施工体制を確保し、下請負人を含む工事全体を把握して運営を行うこと。

特に社会保険への加入については、建設業の人材確保において重要な事項であることを踏まえ、自社はもとより、すべての下請について加入状況の確認を行うこと。

施工体制の適正な確保に関して作成する書類は、施工計画書に添付することとするが、別途

提出としても差し支えない。

【施工体制に係る工事書類等】

- ① 「施工体制台帳」、「施工体系図」
- ② すべての下請契約書の「写」（下請契約の請負代金の総額にかかわらず作成）
※工事書類簡素化ガイドライン（R7.4 適用）に基づき、施工体制台帳の添付書類として下請契約書写しを提出
- ③ 主任技術者（監理技術者）の資格証等の写し及び保険証
※工事書類簡素化ガイドライン（R7.4 適用）に基づき、現場代理人等通知書に添付した場合は提出不要

注）施工体制台帳作成対象としての下請負人の判断

事 例	施工体制台帳記載の有無 下請負人に関する事項、再下請通知書、 下請契約書写、施工体系図を含む	主任（監理）技術者の配置の有無
交通誘導警備員	台帳作成不要 契約書写しを添付し、提出	指定路線は資格者必要
産業廃棄物処理業者 （収集運搬業・処分業）	台帳作成不要 契約書写しを添付し、提出	
タンク運搬（運搬のみ）	台帳作成不要 契約書写しを添付し、提出	
立木の伐採（伐採のみ。伐根、集積、積込を含まない）	台帳作成不要 契約書写しを添付し、提出	
1日で完了する請負契約、少額な作業・雑工・労務のみ単価契約の請負契約	業者間の契約が建設工事である場合は請負契約のため台帳作成	建設業の許可を必要とする場合もしくは有する場合は技術者の配置が必要
クレーン作業、コンクリートポンプ打設等、日々の単価契約で行っている場合	日々の単価契約であっても請負契約に該当するため、台帳作成を必要とする。	建設業の許可を必要とする場合もしくは有する場合は技術者の配置が必要
クレーン等の重機がオペレータを機械と一緒にリース会社から借り上げる場合	台帳を作成する	建設業の許可を必要とする場合もしくは有する場合は技術者の配置が必要

(3) 関係機関への届出等

- ・ 労働基準監督署への「建設工事計画届」、「機械等設置変更届」
- ・ 公安委員会への「道路使用許可申請」
- ・ 千曲市道路河川課への「道路通行制限願」
- ・ 河川内作業における漁協との工事打合せ簿等の「写」

5 用地・補償・支障物関係

(1) 未買収地

—— 本工事に必要な用地のうち一部未買収地は下記のとおり。買収次第発注者から通知をする予定。

未買収地位置	面積	特記事項

(2) 工事支障物の処置（地下埋設物・地上物件等）

本工事区間の支障物件の処置を下記により予定しているため、工事着手前に管理者立会のもと、試掘等の調査を実施し処置方法等について協議すること。

—— なお、王は、重複して施工するので 月 日までに施工すること。

支障物件	管理者	位置	処置方法(見込)	処置時期

(3) 工事用借地

—— 本工事に必要な用地のうち、発注者で借地する箇所及び期間等は以下のとおり。

借地目的	借地場所・面積	項目	借地条件等（中止期間・契約見込）
作業ヤード	No 付近	借地期間	令和 年 月 日 ～ 月 日 但し、
	約 m2	使用条件	
		復旧方法	
		特記事項	
仮設道路	No 付近	借地期間	令和 年 月 日 ～ 月 日 但し、
	約 m2	使用条件	
		復旧方法	
		特記事項	

- ・ 上記以外に必要な借地及びこれに伴う諸手続は、受注者側で対応する。
特に、「農地の一時転用」については、事前に長野地域振興局農業農村支援センター農業農村振興課・千曲市農業委員会等と調整をすること。
- ・ 借地等は原形復旧を原則とし、所有者及び管理者等と立会のうえ、借地期間内に返還まで完了すること。
- ・ 借地等の復旧箇所は、着手前の状況を写真や測量成果等で記録すると共に、境界杭や構造物の移転は引照点等を設けるなど適切な管理を行い、地権者等の立会で了解を得たうえで着工すること。

6 周辺環境保全関係

(1) 大気への配慮

建設機械・設備等は、排出ガス対策型建設機械の使用を原則とする。（別紙－２）

(2) 公道への配慮

現場から発生土等を搬出する際には、運搬車両等の付着土砂を確実に除去してから一般道を通行すること。また、一般道が当工事による原因で破損及び汚れた場合は、受注者の責任において処理すること。

(3) 過積載の防止

- ・ 土木工事現場必携（長野県）が定める過積載防止対策に沿って必ず対策を行うこと。
- ・ 取引業者から購入する各種材料（生コン・Ａｓ・骨材等）や下請業者についても、過積載防止対策の範囲とする。
- ・ 対策について、「施工計画書」の施工方法に具体的に記載すること。
- ・ 工事現場において過積載車両が確認された時は、速やかに改善を行うと共に発注者にその内容を報告すること。
- ・ 実施した過積載防止対策については、点検記録等を整理・保管し、監督員等に求められた際は、提示すること。

(4) 排水への対応

本工事施工に伴う排水については、関係法令を遵守し、自然環境等へ悪影響を及ぼす事のないよう沈殿処理・PH管理等、適正に処理し、特に指示のある場合を除き近傍の公共用水域又は排水路等に排水する。また、排水路等は、常に適切な維持管理を行い、従前の機能を損なわないようにすること。

対策項目	処理施設	処理条件	特記事項
濁水対策			
湧水対策			

(5) 第三者災害への対応

本工事の一部区間においては、施工に伴い第三者に何らかの影響を及ぼす事が懸念されるため、下記の調査費を計上している。それぞれの特記仕様書により実施し、その結果を報告すること。

なお、現地の状況等により調査範囲の変更の必要性が認められた時は、監督員に協議のうえ実施すること。

調査項目	調査数量・範囲	仕様
家屋調査(事前)	軒	家屋事前調査業務標準仕様書
地下水観測	箇所	特記仕様
騒音調査	No ～ 間	特記仕様
振動調査	No ～ 間	特記仕様
地盤沈下調査	No ～ 間	特記仕様
電波障害	No ～ 間	特記仕様

特に、住宅近接地域での騒音・振動等及び水田や畑への排水の流出等については、公害防止対策を事前に十分検討すると共に、問題が生じた場合は速やかに対処すること。

地下掘削工事は、周囲の構造物及び地表への影響が出ないよう掘削量等の施工管理を適切に行い、沈下や陥没等が生じた場合は、公衆災害防止処置を直ちに講じると共に速やかに監督員に報告し、その後の対応にあたること。

現場周辺の井戸は、位置を確認し監督員と協議のうえ、必要に応じ水質の監視を行うこと。これは設計変更の対象とする。

7 安全対策関係

(1) 安全教育・研修・訓練

- ・ 工事現場では、共通仕様書 1-1-1-38 に基づき労働災害及び公衆災害防止に努めると共に、作業員を対象に定期的に安全教育・研修及び訓練を行うこと。
- ・ 安全教育等は工事期間中月 1 回(半日)以上を実施し、この結果を記録するほか、工事写真等に整理・保管し、監督員等に求められた際は、提示すること。

(2) 安全施設

現場出入口の管理は、伸縮ゲート等を用い施錠が可能な構造とすること。

(3) 交通管理

① 交通誘導警備員

- ・ 近接工事等で交通量が著しく増減した場合や、道路管理者・警察署等からの要請又は現場条件に変更が生じた場合や当初設計で予定している施工方法に対して違う施工方法となった場合を除き、原則として設計変更の対象としない。
- ・ 受注者が交通誘導業務を他人に委託する場合は、受託者は警備業法第 4 条の規定により公安委員会から警備業の認定を受けた者であること。
- ・ ~~(国)〇〇号においては、長野県公安委員会告示 80 号(令和 7 年 12 月 1 日)により交通誘導警備業務を行う場所ごとに一人以上の 1 級検定合格警備員又は 2 級検定合格警備員を配置して実施すること。~~

② 交通安全施設

- ・ 仮設ヤード[※]回りは、パネルフェンス等を単管等で固定し、公衆の安全対策を講じること
- ・ 車道部分に接し車両等が飛び込みの恐れのある場合は、ガードレール・視線誘導板・回転燈等を設置すると共に、特に夜間の安全対策に配慮すること。

③ 交通規制

- ・ 規制箇所は袋小路にならないように計画し、規制期間を極力短くすること。
- ・ また、行事等の時期を把握して地元の希望に沿う規制方法とすること。

(4) 架空線等上空施設一般

- ・ 工事現場における架空線等上空施設について、施工に先立ち、現地調査を実施し、種類、位置(場所、高さ等)及び管理者を確認すること。
- ・ 建設機械等のブーム等により接触・切断の可能性があると考えられる場合は、必要に応じて以下の保安措置を行うこと。実施内容については施工計画書に記載すること。
 - ① 架空線上空施設への防護カバーの設置。
 - ② 工事現場の出入り口等における高さ制限措置の設置

- ③ 架空線等上空施設の位置を明示する看板等の設置
- ④ 建設機械のブーム等の旋回・立入禁止区域等の設定
- ・ 前項①の設置を架空線等管理者に依頼し、費用が生じる場合は、あらかじめ監督員等に現場状況等の確認を請求すること。確認の結果、必要と認められる場合は、設計変更の対象とする。

(5) 掘削法面

- 斜面下部を切土する場合は、切土施工単位 10～20m を原則とするが、現場の状況で、これによりがたい場合は必要な安全対策を講じるとともに、切土面を長時間放置することがないようにすること。
- 「斜面崩壊による労働災害防止対策に関するガイドライン」等（土木工事現場必携（長野県）参考）により必要な対策を講ずること。
- 現場内には、雨量計を設置のこと（簡易なものでも可）。
- 掘削法面上部は定期的に点検し、クラックの発生等、地山の状態を常に把握しておくと共に、いつ崩壊があっても退避できる体制を取っておくこと。特に掘削高さ 10m 以上の法面下の工事、地すべり崩壊地滑落崖下等の工事では十分注意すること。

(6) 土石流対策・急傾斜地崩壊対策・地すべり対策・雪崩対策関係、その他工事

- 「砂防等工事における安全の確保について」（平成 11 年 3 月土木部砂防課資料）により、現場状況・工事内容を踏まえた安全対策を検討し、「施工計画書」で避難訓練、避難場所・経路等を含めた警戒避難体制及び安全対策を協議、実施すること。
- 斜面崩壊、有害ガス・酸素欠乏等の対策として、下表の設備（各種センサー類及び換気設備等を安全費に計上している。なお、現地に即すための仕様変更やそのほかに設置が必要となる設備の費用は、協議のうえ設計変更の対象とする。

各種センサー類及び換気設備等	設置場所	設置期間	備考

【参考】

1) 建設現場における警戒避難雨量の設定

- ・ 河川内工事、またそれ以外の工事においても出水や土石流による被災が予想される箇所については、雨量計及び長野県河川砂防情報ステーション（ホームページアドレス <http://www.sabo-nagano.jp/dps>）等による気象情報を入手するとともに、警戒避難雨量を設定し、現場内の安全に万全を期すこととする。

【警戒避難雨量例：連続雨量 75mm、24 時間雨量 60mm、1 時間雨量 15mm】

※上記雨量は標準的な基準値であり、各現場毎条件を勘案し、必要な場合は別途基準雨量を設定して対応すること。

- ・ 連続雨量とは降雨中断が 24 時間以内の総雨量をいう。
- ・ 雨量が各警戒避難雨量に該当したら、工事を中断し避難をすること。
- ・ 降雨等により、地すべりや土石流の発生が予想され避難するときは、下流住民にもその旨を周知徹底すること。

2) 土石流に対する安全対策

河川内工事、またはそれ以外の工事においても、土石流の達する恐れのある現場では共通仕様書 1-1-1-37 の 17 の規定に基づき、工事内容を踏まえた安全対策等を検討し、施工計画書に記載すること。特に、下記の項目について、施工計画書に記載すること。

- なお、安全対策に別途必要となる費用は協議により設計変更の対象とする。

【現場の状況】

項目	調査数量	流域の状況
1 渓流調査	— 渓流勾配が 15° 以上となる地点及び最急渓床勾配	
2 渓床状況	— 土砂の状況	
3 流量面積	— 渓床勾配 15° 地点より上流の流域面積 — （発生流域面積）	

4 土石流	—過去に発生した土石流、崩壊の有無	
5 亀裂・滑落崖	—新しい亀裂、滑落害の有無	

3) 降積雪期の建設工事における安全確保

工事期間が冬期間の施工である現場においては、降積雪期であるため、雪崩、土石流の発生が予想される。そのため、下記事項に留意する他、「雪崩等災害防止対策要領（案）」、「積雪期における土木工事安全施工技術指針（案）」により工事の安全対策等を検討し、施工計画書に記載すること。

- ・雪崩、土石流等に対する安全対策の点検。
- ・積雪深、融雪量、気温等の観測及び大雪、雪崩注意報等の気象状況の把握。
- ・作業着手前、作業中の安全巡視。
- ・気象変化時における安全パトロールの実施。必要に応じた見張員の配置。
- ・警戒避難雨量基準等に基づく工事中止の徹底。

(7) 熱中症

夏季における猛暑日などの過酷な環境下（炎天下や高温多湿場所）での作業による熱中症の発生が懸念される場合は、「体制整備」「手順の作成」「関係者への周知」について、施工計画書に明示し、熱中症予防対策を講じること。

熱中症対策に資する現場管理費の補正は、協議により設計変更の対象とする。

（参考）熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について

https://www.pref.nagano.lg.jp/gi_jukan/documents.html

8 仮設工関係

(1) 工事用道路

公道及び私道を工事用道路として使用する場合は、交通整理及び安全管理を十分に行い、事故や苦情の原因とならないようにすること。また、使用中に道路及び付属施設を破損した時は、受注者の責任において速やかに原形復旧すること。

(2) 仮設王設置期間

仮設王は撤去を原則とするが、~~仮設土留王・仮橋・足場等のうち、次表（設計書）に明示した部分は撤去しなくても良いこととする。なお、現場条件により周囲の構造物等に影響を与えると認められることが判明した場合は、撤去方法について協議をすること。~~

~~受注者に起因する工期延長等に伴う仮設材の費用は、原則として設計変更しない。~~

—仮設王	内容	期間	条件等

本工事の足場については、原則として平成 21 年 3 月 2 日付け厚生労働省令第 23 号にて厚生労働省から公布された「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」による、手すり先行工法を採用するものとする。

（参考）「手すり先行工法に関するガイドライン」

<http://www.jaish.gr.jp/horei/hor1-50/hor1-50-15-1-3.pdf>

(3) 任意仮設

発注者が想定している任意仮設については、閲覧設計書、参考図に示したとおり。

受注者は、明示された条件に基づき、自主的に工法を選定し、構造設計等必要な検討を行い施工するものとする。なお、明示した条件と現場が一致しない場合や明示されていない条件について予期することができない特別な状態が生じた場合において、必要と認められるときには、変更の対象とする。

(4) 指定仮設

指定仮設については、図面、数量総括表及び閲覧設計書に示したとおり。

(5) 附帯王

~~附帯王の範囲は管理者との立会・協議により決定する。~~

9 使用材料関係

(1) 材料の承認

- ・ 工事で使用する材料は、長野県土木工事共通仕様書材料編第2節「4. 見本・品質証明資料」により「材料承認願」で確認を受けなければならないが、一括承認済の資材等については確認は不要である。

(2) 生コンクリート

- ・ 使用材料の品質管理のため、配合計画書の内容を確認し、使用するまでに監督員等に提出し、確認を受けること。
- ・ 水セメント比について明記のない場合は、下記のとおりとする。
 - ＜鉄筋コンクリート＞ W/C=55%以下
 - ＜無筋コンクリート＞ W/C=60%以下

(3) アスファルトコンクリート

- ・ 基準密度等の品質管理のために、使用前に配合報告書を提出し、確認を受けること。
- ・ 材料について明記のない場合は、「再生加熱アスファルト混合物の利用基準（土木工事現場必携（長野県））」によるものとし事前に使用材料の確認を受けなければならない。
- ・ 再生加熱アスファルト混合物は、舗装再生便覧の規定に適合したもので、リサイクル材配合率は、50%以下とし、含有率(%、重量比)を記載した、「再生加熱アスファルト混合物 材料承認申請 提出表」を提出すること。

(4) クラッシャーラン

- ・ 材料について特記のない場合は、「再生砕石等の利用基準（土木工事現場必携（長野県））」によるものとし、使用前に使用材料の確認を受けなければならない。
- ・ 再路盤材に使用する再生砕石（RC-40）は、舗装再生便覧の規定に適合したもので、所要の品質を得るため必要に応じて加える補足材は、必要最小限度とし、含有率(%、重量比)を記載した「再生砕石等 材料承認申請 提出表」を使用前に提出し、確認を受けること。

~~(5) 県産木材~~

- ~~・ 工事に使用する木材は原則として県産木材を使用することとし、共通仕様書材料編2-2-4-1により、取り組みを推進するものとする。施工計画書提出時に、県産木材の素材供給段階における長野県産土木用材産地証明書発行基準（別紙4）に基づく産地証明書等により監督員の確認を受けること。また、しゅん工書類に産地証明書等を添付すること。~~
- ~~・ 供給困難等の理由により、県産木材を使用できない場合は別途協議とする。~~

(6) 県内産資材

- ・ 県内企業の振興や地域経済の活性化を図る観点から、建設資材の県内産優先使用に関する規定、共通仕様書材料編2-2-13-5により、工事材料の選定にあたっては、県内産資材で規格・品質等を満たす材料を優先使用する取り組みを推進するものとする。
 - ① 県内産資材の優先使用に努めること
 - ② 工事用資材の調達を極力県内取り扱い業者から購入すること
 - ③ 県外産資材を使用する場合は、「県外産資材使用報告書」を提出すること
- ・ 必要に応じて理由が確認できる資料を添付すること。

(7) その他

- ・ 生コンクリート及びアスファルトの単価については、当初設計では夜間割り増しを見込んでいないが、プラントとの打ち合わせにより協議のこと。

10 発生土・廃棄物・再生資源関係

共通仕様書1-1-1-24第3項に規定される、再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理に基づき、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図ること

(1) 建設副産物の処理に関する事項

- ・ 本工事は建設リサイクル法対象工事であり、契約締結前に法第12条第1項の規定に基づいて、発注者に対し説明書の提出をもって事前説明を行うこと（様式は土木工事現場必携（長野県）

参照)。

- ・ 本工事において生じる建設発生土及び産業廃棄物等の処分は、下記の条件を想定して処分費・運搬費を計上している。
- ・ 建設副産物処理費は、施設毎の処理費と運搬費の合計が最も経済的な処理施設を選定している。また、受注者においても、建設リサイクル法第5条の主旨に準じ建設副産物の再資源化等に要する費用を低減するよう努めること。
- ・ 建設資材廃棄物は、建設リサイクル法9条に則りその種類ごとに分別すること。
- ・ 発生物のうち ~~は、本工事の~~ に使用するもので、~~施工方法等を協議すること。~~
- ・ ~~また、発生物のうち~~ は、他工区に使用するため現場内で引渡すので関係者や外部進入者等に危険とならないように保管すること。
- ・ 工事に伴い生ずる廃棄物の処理については、受注者が廃棄物処理法上の排出事業者としての責任を有し、産業廃棄物の運搬・処分を他人に委託する場合には、「(5) 建設副産物の運搬・処理」によるが、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認及び、最終処分終了までの一連の処理行程における処理が適正に行われることを確認する措置等について、施工計画に定めること。

(2) 建設発生土に関する事項

引渡場所・仮置場所	処分方法	特記事項
(有)六川興業	指定	上田市長瀬一本木97

※上記の搬出先について、

- ①原則として変更しない。なお、発注時点で想定していないやむを得ない事情等により、搬出先が変更となった場合は、設計変更の対象とする。
- ②盛土規制法の許可等の手続きを完了した搬出先である。
- ③ 公告時点は上記①及び②のとおりだが、契約後に搬出先を変更する場合は、変更後の搬出先における盛土規制法の許可等で必要となる手続きを改めて確認する必要がある。

(3) 特定建設資材に関する事項（建設リサイクル法）

- ・ 受注者は発注者から「通知書」の「写」を受け取ること。
- ・ 受注者は下請負がある場合、下請負業者に対し、「通知書」の「写」を添付して「告知書」にて告知すること。
- ・ 再資源化等が完了した時は、発注者に「再資源化等報告書」にて竣工時に報告すること。

種 別	処理場名	備考
アスファルトコンクリート塊	中部興業(有)	千曲市大字八幡
セメントコンクリート塊	無筋	中部興業(有)
	鉄筋	
	三次製品	
建設資材木材		

※処理場名は積算上の条件であり、処理場を指定するものではない。

※排出する対象物が設計寸法と異なる場合は、発注者と協議すること。その際、寸法等を確認できる資料を提出すること。

(4) 産業廃棄物（建設廃棄物処理指針 H22 環境省）

- ・ 産業廃棄物の処理に関する設計条件は下表のとおりである。

種 別	処理場名	備考
木くず(樹木根)	(有)ACEN	須坂市大字野辺
汚泥		

※処理場名は積算上の条件であり、処理場を指定するものではない。

※積算に用いる木くず処理量の体積 — 重量換算は、実施設計単価表に記載される換算係数を用いる。なお、体積(m³)での確認となる場合は、体積を確認できるよう1台毎写真管理すること。

種 別	処分条件	備考
その他（金属くず他）		

(5) 建設副産物の処理

- 建設副産物を産業廃棄物として運搬・処分業者に委託する場合は、廃棄物処理法に基づく委託基準に従い、書面による委託契約を締結すること。
- 廃棄物の運搬・処分を業とする「許可証」を確認し、その「写」を委託契約書に添付すること。
- 下請負業者が産業廃棄物の運搬・処分を行う場合でも、下請負契約とは別に委託契約を締結すること。
- 「マニフェスト（産業廃棄物管理票）」により適切に運搬・処分されているか確認を行うこと。土木工事現場必携を参照し、廃棄物種類ごとの集計表をしゅん工書類に添付すること。
- 受注者は施工計画書に以下の事項を記載する。

処理方法※	1 再資源化	2 破碎処理	3 焼却処理	4 埋立処分場	5 その他
処分先 (処理業者)	業者名 住所				
運搬委託先 (委託の場合)	業者名 住所				
その他	資源化の方法など				

（施工計画提出時に必要な書類等）

- 処理先の許可書の写し及び収集運搬業者の許可書の写し（収集運搬を委託する場合）
- 処理業者の所在地及び計画運搬ルート

(6) 再生資源の利用促進

- 工事目的物に要求される機能を確保し、再生資源の利用に努めること。また再資源化施設の活用を図ることにより、再生資源の利用を促進すること。
- 再生資源の利用促進への取り組み方針、再生資材により設計されている工事材料の選定、施工等、及び、工事に使用する再生資材の選定、施工等について施工計画に定めること。
- 受注者は、500m³以上の建設発生土を搬出しようとする場合には、土壤汚染対策法等の手續確認等や搬出先の確認等を行い、確認結果票に確認結果を記録すること。
（詳細は、土木工事現場必携（R8.4.1）共12を参照のこと）
- 受注者は、建設発生土を搬出先へ搬出したときは、搬出先に対し土砂受領書の交付を求めること。また、搬出先から更に他の搬出先へ搬出された場合には、次の①～④の場合を除き、最終搬出先まで確認を行うこと。（詳細は、土木工事現場必携（R8.4.1）共12を参照のこと）
 - 国又は地方公共団体が管理する場所（当該管理者が受領書を交付するもの）
 - 他の建設現場で利用する場合
 - ストックヤード運営事業者登録規程により国に登録されたストックヤード
 - 土砂処分場（盛土利用等し、再搬出しないもの）
- 信州リサイクル製品の率先利用に努めること

(7) 再生資源利用等実施書の提出

- 受注者は、施工計画書提出時に、「再生資源利用計画書」「再生資源利用促進計画書」「確認結果票」を作成し、発注者へ提出、説明のうえ公衆の見えやすい場所へ掲示すること。
- 再資源化等報告書に、「再生資源利用実施書」「再生資源利用促進実施書」を添付し提出すること。
（ヨブリス・プラスで作成した場合は、実施書の提出は不要）
- 提出様式は、原則としてヨブリス・プラスを利用し作成すること。これにより難しい場合は監督員との協議により、「建設リサイクル報告様式（EXCEL）」によることも可能とする。
- 対象は「公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（土木）」による。
- （参考）「再生資源利用計画書等の提出について（長野県）」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/saishoishogen.html>

(8) 処分量の確認

建設副産物の処分量を確認するため、監督員から請求書、伝票等の提示を求められた場合は応じなければならない。

1-1 薬液注入関係

—(1) 薬液注入工—

——調査地点・地下水位・地質等に著しい変動がある場合を除き、原則として設計変更しない。——

—〔観測井の本数〕—

	ボーリング長 (m)						
	H=—m—	H=—m—	H=—m—	H=—m—	H=—m—	H=—m—	H=—m—
設置本数	——本	——本	——本	——本	——本	——本	——本
撤去本数	——本	——本	——本	——本	——本	——本	——本

——〔水質調査〕——

水質調査	試験項目	分析回数	備考
	Ph	——回	
	過マンガン酸消費量	——回	

—(2) 工事の留意事項及び施工計画書への記載—

——特に下記について、周辺環境に悪影響を及ぼさないよう入念な施工管理を行うこと。——

- ・薬液注入プラントからの流出防止対策
- ・プラント洗浄液の流出防止及び中和対策
- ・路面からの流出防止対策

——以上の対策の具体的内容については、施工計画書に記載すること。——

1 2 品質・技術管理関係

(1) 建設資材の品質記録

発注者が指定した土木構造物の建設材料については建設資材の品質記録を作成し、工事完了時に提出すること。

(2) コリنزへの登録

- ・請負代金額 500 万円以上の工事について、工事实績情報サービス (CORINS・一般財団法人日本建設情報総合センター) を活用し、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けた後、直ちに登録を行うこと。
- ・受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内とする。
- ・完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内とする。
- ・登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内とする。
- ・訂正時は適宜登録をする。
- ・上記以外は共通仕様書 1-1-1-7 を参照。

(3) 建設資材の試験

コンクリート圧縮試験及び鉄筋引張試験等は、原則として公益財団法人長野県建設技術センター試験所にて行うこと。

また、コンクリートの供試体には、受注者の主任技術者又はコンクリート担当技術者がサインした供試体確認版を入れること。なお、供試体確認版は、「QC版」と「品質証明シール」から選択できるものとする。

(4) コンクリートの品質管理

①コンクリート担当技術者の配置

- ・ 50m³ 以上のコンクリート工事においては、コンクリート担当技術者を配置し、施工計画書に明示すること。
- ・ 同技術者は、主任技術者及び監理技術者との兼務は可能である。また、現場代理人が主任技術者の資格を有する場合は兼務が可能である。

②責任分界点からの品質管理

受注者は、責任分界点から先の全ての品質管理に責任を負うものであり、品質管理のための

試験等を生コン会社に委託する場合は、その全てに立会うこと。

③コンクリート品質管理基準

コンクリートの品質管理は「施工管理基準」によるものとするが、コンクリートの打設量が50m³以下の場合については、施工時の圧縮強度試験、スランプ試験、空気量測定の場合は次のとおりとする。

試験名	工種	コンクリート種類	回数	特記事項
スランプ				
空気量				
塩化物総量				
圧縮強度				
その他				

④レディーミクストコンクリート納入書

- ・レディーミクストコンクリート納入書は、監督員等の求めに応じて提示すること。また、しゅん工検査時に提示すること。
- ・レディーミクストコンクリート納入書には、荷卸し地点到着時間及び打設完了時間を記入すること。

⑤コンクリートの養生

発熱等によるひび割れ防止のため、「共通仕様書」の規定に従い、散水養生等を適切におこなうこと。

⑥コンクリート構造物のクラックの処置

コンクリート構造物のクラックの処置については次のとおりとする。

- 1) クラックが発生した構造物では「コンクリートのひび割れ調査、補修・補強指針」に基づき、進行性または有害なクラックに該当するか否かを調査すること。
- 2) 進行性または有害なクラックが発生し、発生したクラックに対しては専門技術者（有資格者）の意見に基づく処置をすること。

(5) 管理図または度数表・ヒストグラム

出来形及び品質管理について、管理図または度数表・ヒストグラムを作成し、竣工書類に添付すること。

(6) 六価クロム溶出試験及びタンクリーチング試験

【参照(国土交通省ホームページ)：<http://www.mlit.go.jp/tec/kankyou/kuromu.html>】

本工事は、「六価クロム溶出試験」及び「タンクリーチング試験」の対象工事であり、下表のとおり試験を実施し、試験結果（計量証明書）を提出するものとする。

試験名	対象工種名	検体数
六価クロム溶出試験		
タンクリーチング試験		

なお、試験方法は、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」によるものとする。

また、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合は、監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

1.3 ワンデーレスポンス

- (1) この工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。
- (2) 「ワンデーレスポンス」とは、受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するなど、工事現場において発生する諸問題に対し迅速な対応を実現することである。ただし、即日回答が困難な場合は、回答が必要な期限を受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなどの回答を「その日のうち」にすること。また、受注者は計画工程表の提出にあたり、工事の進捗状況等を把握できる工程管理の方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

1.4 その他

- (1) 各種調査・試験への協力

共通仕様書 1-1-1-18 に基づき、発注者が自ら又は発注者が指定する第3者が行う下記の調査・試験等に対して、請負者は協力すること。

①公共事業労務費調査

受注者は正確な調査が行えるように、労働基準法に従い就業規則を作成すると共に、賃金台帳を調整・保存する等、雇用している現場労働者の賃金・時間管理を適切に行うこと。

また、工事の一部を下請負契約する場合、当該下請負工事の受注者も同様の義務を負う旨を定めること。

②諸経費動向調査

③施工合理化調査（歩掛実態調査）

④施工形態動向調査

調査対象になった工種には、発注者から通知すると共に、技術管理費に当該調査に関わる調査費用を計上する。

(2) 構造改善

建設現場における福祉の改善や労働時間の短縮、又は建設産業への理解を深める事業の実施などの構造改善対策にも配慮すること。

(3) 暴力団等（暴力団、暴力団関係企業など、不当介入を行うすべての者をいう。）からの不当要求または工事妨害（以下「不当介入」という。）の排除

① 暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、所轄の警察署に届けること。

② 暴力団等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、被害届を速やかに所轄警察署に提出すること。

③ 不当介入を排除するため、発注者及び所轄警察署と協力すること。

④ 不当介入により工期の延長が生じる場合は、約款の規定により発注者に工期延長等の要請を行うこと。

(4) 遵守事項

「指導事項」（別紙－3）を遵守すること。

(5) しゅん工検査における複数検査員及び複数日検査への協力

しゅん工検査において、検査補助員を配する検査あるいは複数日の検査となる場合は、検査に協力すること。

(6) 抜き打ち検査

建設工事の抜き打ち検査が実施された場合、受注者は受検体制を含め検査員の指示に従うこと。

(7) 指導監査

施工途中において指導監査を実施する場合、受注者は受検体制を含め検査員の指示に従うこと。

(8) 不正軽油撲滅対策

軽油を燃料とする車両及び建設機械等には、ガソリンスタンド等で販売されている適正な軽油を使用すること。

県庁税務課及び各県税事務所がおこなう燃料の抜き取り調査等に協力すること。

(9) 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

法定外の労災保険への付保状況について、受注者は保険契約の証券又はこれに代わるものにより、監督員の確認を受けなければならない。

1 5 注意事項

(1) 変更請負額

設計変更に伴い算出する請負額は、次式により算出する。

$$(\text{変更請負額(税抜)}) = (\text{変更設計額(税抜)}) \times (\text{請負額(税抜)}) / (\text{設計額(税抜)})$$
 (万円未満切捨て)

(2) 工事書類簡素化ガイドライン

共通仕様書 1-1-1-27 に定める工事しゅん工書類に関して簡素化出来るものについては、「工事書類簡素化ガイドライン」によることとする。

(3) 電子納品

電子納品にあたっては、「電子納品に係る実施要領（千曲市）」によるものとする。

16 創意工夫・社会性に関する実施状況の提出について

受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は、地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。

※週休2日（土日）については、発注者が実施工程表等で実施状況を確認できれば、説明資料の作成・提出は不要とする。

創意工夫・社会性等の具体的内容がある場合は、別紙ー1「創意工夫・社会性に関する実施状況」及び、「説明資料」を提出すること。なお、用紙サイズはA4版とする。

17 工事現場の環境改善について

ー(1)目的

ー 工事現場の現場環境改善は、地域との積極的なコミュニケーションを図りつつ、そこで働く関係者の意識を高めるとともに関係者の作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。よって、受注者は施工に際し、この趣旨を理解し、発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施するものとする。ー

ー(2)現場環境改善の実施内容について

ー ① 現場環境改善費が率計上されている場合は、別紙6「現場環境改善費実施計画表」に基づき、現場着手前までに発注者へ提出し、決定するものとする。ー

決定する際は、「現場環境改善費実施計画表」の「実施する内容」の中から、原則として各計上費目（仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつの合計4つの内容を選択することとする。ー

ー ② 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率分の計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。対策を実施する場合は①同様に、別紙6「現場環境改善費実施計画表」に基づき、現場着手前までに発注者への提出により決定するものとする。ー

ー ③ 現場環境改善費が①の他に積上計上されている場合は、発注者の指示に従い実施のこと。ー

ー(3)工事完了時には、現場環境改善の実施写真を提出するものとする。ー

ー(4)本工事は、「建設工事における「快適トイレ」設置の試行要領（長野県建設部）」を適用する工事です。ー

18 質問回答について

公告文を参照すること。

19 設計表示数値

適用する設計表示数値は、長野県が適用している国土交通省「土木工事数量算出要領（案）」の最新版に準拠している。

§ 2 特記仕様書

1 一般事項

(1) 採用単価に関する情報

別添「資材単価等について」、「刊行物単価等」を添付しています。

(2) 地下埋設物に関する対応

施工区間内における地下埋設物については、上下水道の管理者と協議の上、試掘により位置や施工影響等を確認することとしているが、隣接する家屋への引込管・排水管についても位置確認及び施工影響を確認すること。また、地元個人で管理している農業用取水管が浅い位置に埋設されているため、地元説明時に確認し、対応を発注者と協議すること。

(2) 施工計画について

現道通行止めによる沿線住民への影響を小さくできるように配慮すること。

(3) 建設発生土の処分場について

他工事との調整により、発生土の運搬先を変更する場合があります。

(4) 雨水の対策について

側溝工や舗装等の施工時には、民地等へ市道から雨水が流出しないように留意して施工し、別途対応が必要と考えられる場合は発注者と協議すること。

(5) 耕作地への配慮について

工事現場への材料搬入時等に近隣の耕作地へ悪影響を及ぼさないように注意すること。対応が必要となった場合は発注者と協議の上実施すること。

(6) 構造物撤去について

既設構造物撤去時には、その構造物の寸法及び材質を記録し、適切に撤去及び処分を行うこと。

(7) 工種の追加について

現場再精査等により、新たな工種が必要となった場合には、発注者と協議の上、施工範囲または設計数量の変更、工種の追加を行う場合があります。

(8) 購入土について

他工事等との調整により変更となる場合があります。

2 中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

(1) 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）の調達に必要な経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更を行う対象工事である。

(2) 調達検討資材は監督職員と協議するものとする。

協議にあたり以下の書類を添付すること。

- ・ナフサ由来製品であることが確認できる資料（カタログ、メーカー資料等、メーカー聞き取りでも可）

(3) 別途調達経費が必要となり設計変更を行う場合とは、以下を想定している。

- ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
- ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
- ③ 調達検討資材を調達した場合（別途調達経費を含む）

(4) 受注者は、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

(別紙－１)

創意工夫・社会性に関する実施状況

工事名	令和〇〇年度	〇〇	工事	請負者名	〇〇建設
項 目	評価内容	番 号	実施内容（説明資料の実施内容を複写）		
□創意工夫 項目数 _____ 項目	□施工		（例） ・災害等での臨機の処置 ・施工状況（条件）の変化に対応した自発的提案 ・ＩＣＴ活用工事の取組み ※ＩＣＴ活用工事については、発注者が事前協議資料や施工計画書等で実施状況を確認できれば、説明資料の作成・提出は不要 ・測量・位置出し ・施工に伴う機械、器具、工具、装置類の工夫 ・二次製品、代替製品の利用の工夫 ・施工方法の工夫 ・施工環境の改善 ・仮設計画の工夫 ・施工管理の工夫 ・写真管理の工夫 ・その他		
	□品質		（例） ・使用材料、施工方法、品質確保の工夫 ・集計ソフトの活用 ・その他		
	□安全衛生（※）		（例） ・安全施設・仮設備の配慮・工夫 ・安全教育・講習会・パトロールの工夫 ・作業環境の改善 ・交通事故防止・被害軽減対策・交通確保の工夫 ・その他		
	□働き方改革		（例） ・若手（40歳未満）や女性技術者の登用 ・週休2日（土日）の達成 ※週休２日（土日）については、発注者が実工程表等で実施状況を 確認できれば、説明資料の作成・提出は不要 ・その他		
	□その他		（例） ・リサイクル推進 ・生産性向上の取組み ・その他		
	□社会性等 （地域社会や住民 に対する貢献）	□地域への貢献 （※）		（例） ・地域の自然環境保全 ・作業現場の周辺地域との調和	

項目数 _____項目			<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民とのコミュニケーション ・ ボランティア活動への積極的な参加 ・ その他
----------------	--	--	--

実施状況の提出は、創意工夫、社会性等それぞれ7項目を上限とする。

※ 現場環境改善費で実施した内容については評価しない。

創意工夫・社会性等に関する実施状況 説明資料

工事名			番号	
項 目		評価内容		
実施内容				
(説 明)				
(添付図)				

○作成にあたっての注意事項

本実施状況の提出は、創意工夫、社会性それぞれ7項目を上限とする。

【別添様式】について

1. 該当する項目に□に、レ点マーク記入。
 2. 該当項目以外にも評価できる内容がある場合には、その他として項目を設けるものとする。
 3. 具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を説明資料に整理。
 4. 提案内容1件毎に番号を付し、説明資料の右上に対応する番号を記入する。
- 「説明資料」については、簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

(別紙－２)

排出ガス対策型建設機械について

本工事においては、(表－１)に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス対策型建設機械の使用を原則とする。

本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成３年１０月８日付建設省経機発第２４９号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。排出ガス対策型建設機械を使用出来ない場合は、平成７年度建設技術評価制度募集課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において、使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出するものとする。

(表－１) 排出ガス対策型建設機械を原則使用とする機種

機 種	備 考
一般工事用建設機械 ・ バックホウ ・ トラクタショベル(車輪式) ・ ブルドーザ ・ 発動発電機(可搬式) ・ 空気圧縮機(可搬式) ・ 油圧ユニット (以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの； 油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機) ・ ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ ホイールクレーン	ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kw以上260kw以下)を搭載した建設機械に限る。 <u>(閲覧設計書等で2次基準値と表示している機種については、2次基準値を標準とする工種である。)</u>

指導事項

(１) 建設産業における生産システムの合理化指針の遵守等について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システムの合理化指針」において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。

(２) 建設工事の適正な施工の確保について

- 一 建設業法（昭和２４年５月２４日法律第１００号）及び公共工事の入札契約の促進に関する法律（平成１２年１１月２７日法律第１２７号）に違反する一括下請負その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。
- 二 建設業法第２６条の規定により、受注者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者又は専任の監理技術者については、適切な資格、技術力等を有する者（工事現場に常駐して、専らその職務に従事する者で、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。）を配置すること。
なお、主任技術者または監理技術者の専任を要しない期間の留意事項は、以下のとおりとする。
 - ・請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて決める。
 - ・工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付けのみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。
- 三 受注者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の監理技術者のうち、当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合の監理技術者は、建設業法第１５条第２号イに該当する者又は同号ハの規定により建設大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者で、監理技術者証の交付を受けている者を配置すること。この場合において、監理技術者の写しを契約時に提出する。また発注者から請求があったときは、資格者証を提示すること。
- 四 一、二及び三のほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。

(３) 労働福祉の改善等について

建設労働者の確保を図ること並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善に努めること。

(４) 建設業退職金共済制度について

- 一 建設業者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。
- 二 建設業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入して現物により交付すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すべきこと。
- 三 請負代金の額が８００万円以上の建設工事の請負契約を締結したときは、建設業者は、建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を工事締結後１ヶ月以内に発注者に提出すること。電子申請方式の場合は、退職金ポイントの購入時に発行される掛金収納書を、工事契約締結後４０日以内に発注者へ提出すること。なお、工事契約締結当初は工場制作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合においては、あらかじめその理由及び共済証紙の購入予定時期を書面により申し出ること。

- 四 建設業者は、三の申し出を行った場合、請負代金額の増額変更があった場合等において、共済証紙を追加購入したときは、当該共済証紙に係る収納書を工事完成時までに提出すること。なお、三の申し出を行った場合又は請負代金額の増額変更があった場合において、共済証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出ること。
- 五 共済証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、共済証紙の受払い簿その他関係資料の提出を求めることがあること。
- 六 建退共制度に加入せず、又は共済証紙の購入若しくは貼付が不十分な建設業者については、指名等において考慮することがあること。
- 七 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者に建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。

(5) ダンプトラック等による過積載、不正改造等の防止について

- 一 積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 二 過積載、不正改造等を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- 三 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等に当たっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- 四 さし枠装着車、物品積載装置、リヤバンパー等を不正改造したダンプカー及び不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。
- 五 過積載車両、さし枠装着車、リヤバンパーの切断・取り外し改造車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載、不正改造等を助長することのないようにすること。
- 六 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、リヤバンパーの切断・取り外し改造車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- 七 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- 八 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- 九 以上のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。
- 十 上記の対策について、施工計画書に具体的に記載すること。

(6) 不法無線局及び違法無線局対策について

受注者は、電波法令を遵守し、不法無線局（不法アマチュア局、外国製無線機など）及び無線局の違法な運用（アマチュア局を使用した業務連絡など）を行ってはならない。

(別紙－４)

長野県産土木用材産地証明書発行基準

1 (目的)

長野県県産間伐材供給センター協議会規約第4条(3)により、県産土木用材産地証明書(以下証明書という)を発行するための基準を示すものである。

2 (発行対象者)

(1) 長野県県産間伐材供給センター協議会(以下供給センターという)を構成する者及びその構成員。

(2) 供給センターの認めた者。

3 (発行者)

証明書の発行は、次の地区協議会が行う。

証明書の発行を求めるものは次の事務局へ、次の書類を提出する。

(発行所)

- ① 東信地区協議会 小諸市甲鞍掛4747(東信木材センター協同組合連合会内)
(Tel 0267-23-0887)
- ② 南信地区協議会 上伊那郡辰野町伊那富後山5892-1
(長野県森林組合連合会 南信木材センター内)
- ③ 中信地区協議会 安曇野市三郷温4000
(長野県森林組合連合会 中信木材センター)
- ④ 北信地区協議会 長野市大字穂保字中ノ配342-1
(長野県森林組合連合会 北信木材センター内)

(提出書)

(1) 証明書発行申請書(様式1)

(2) 素材丸太にあつては、その生産者の、加工品にあつてはその加工製造業者の「出荷証明書」
(書式は特に定めないが、①工事名 ②施工主 ③元請 ④品種(県産材使用を明記する)
⑤製造日又は伐採日 ⑥製造者又は伐採者を明記し、その発行者の押印のあるもの)

4 (証明書の書式)

証明書の書式は、(様式2)とする。

5 (申請者の責務)

- ① 申請書記載事項等に虚偽があり、その責務を問われた場合、その責務は申請者に帰するものとする。
- ② 協議会から長野県産間伐材を使用していることを証明する資料を求められた場合速やかに従う責務を負う。

(様式 1)

長野県産土木用材産地証明書発行申請書

令和 年 月 日

県産間伐材供給センター協議会長 様

(申請者)
会社名
代表者名

下記使用について確かに長野県産材を使用したので長野県産土木用材産地証明書を発行してください。

記

工事名：令和 年度 工事 線 市 字
発注者：長野県 事務所長
品 種：県産からまつ間伐材使用
2.0m×8～12cm 皮むき丸太 500 本
製造者：
製造日： 令和 年 月 日
添付書類： 出荷証明書
その他：

(様式 2)

県産土木用材産地証明書

様

令和 年 月 日

長野県岡田町 30-16
県産間伐材供給センター協議会
会 長 ○○○○

下記の土木用材は長野県産であることを証明します。

記

納 材 者 氏名又は名称 及び代表者名			
樹 種	規格・仕様	数	量

千曲市長 様

令和 年 月 日

県 外 産 資 材 使 用 報 告 書

受注者名 :
(現場代理人)

工事名

本工事において県内産を使用しない材料は、以下のとおりです。

資材名	規格	使用数量	製造者名・製造工場名・ 購入先等（県名及び市町村名）	県内産資材を使用しない理由

※報告が必要な資材を「生コン」、「砕石」、「加熱アスファルト合材」、「コンクリート二次製品」に限定します。

※「県内産」とは、県内企業が「生産」した製品とします。

※県内産資材を使用しない理由には、「工事予定期間に製品の納入が困難」「大規模災害の発生により製造が間に合わない」「構造的に使用ができる製品がない」などの具体的な内容を記載してください。

(別紙6)

現場環境改善費実施計画表

計上費目	チェック欄	実施する内容	現場で実施する内容
率計上分			
現場環境改善 (仮設備関係)		1 昇降設備の充実	
		2 環境負荷の低減	
		3 ICT設備の充実	
		4 作業負荷の低減	
		その他	
現場環境改善 (営繕関係)		1 現場事務所の快適化 (女性用更衣室の設置を含む)	
		2 労働宿舍の快適化	
		3 現場休憩所の快適化 (交通誘導警備員待機室を含む)	
		4 衛生設備・厚生施設の充実等	
		その他	
現場環境改善 (安全関係)		1 工事標識・照明等安全施設の充実	
		2 盗難防止対策	
		3 健康関連施設の充実	
		4 野生生物・害虫対策等	
		その他	
地域連携		1 広報活動等 (完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等)	
		2 見学会・イベント等の開催 (見学施設等設置・管理運営等含む)	
		3 社会貢献・地域対策費等 (地域行事等の経費含む)	
		4 現場景観向上 (美装化・デザイン看板等)	
		その他	
積上計上分			
		1 熱中症対策・防寒対策	

電子納品に係る実施要領

(令和6年5月1日制定)

(目的)

第1 この要領は、千曲市の建設工事及び建設工事に係る測量設計業務等（以下、「工事等」という。）における電子納品を進めるための実施方法等を定め、公共工事におけるCALS/ECの推進を図ることを目的とする。

(電子納品の定義)

第2 「電子納品」とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することで、業務の次段階における活用を容易にし、品質の向上や業務の効率化を図ることをいう。ここでいう電子データとは、各電子納品要領（案）等に表示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

(対象工事等)

第3 原則として全ての工事等を対象とする。ただし、発注者が不要と認めた場合はこの限りでない。

(対象成果品)

第4 電子納品の対象となる成果品は、次に規定される成果品とする。

- ・土木工事共通仕様書（施工管理基準、写真管理基準等を含む）
- ・測量業務共通仕様書
- ・地質・土質調査共通仕様書
- ・設計業務共通仕様書
- ・用地調査等共通仕様書（第3章～第3章の7に該当するもの）

(経費の取り扱い)

第5 電子納品の作成に係る経費の取り扱いは以下のとおりとする。なお、第11で規定する成果品の提出部数によらない場合は、特記仕様書に明示するほか、別途、必要経費を考慮するものとする。

- 1) 工事：共通仮設費率に含まれるものとする。
- 2) 業務：各分野の積算基準で定める「電子成果品作成費」を計上するものとする。

(要領・基準)

第6 千曲市の電子納品は、特に記載のない限り国土交通省の電子納品要領及び関連基準（以下「要領・基準類」という。）を準用する。【別記】

(運用に関する手引き)

第7 千曲市の電子納品に関する下記事項等の運用については、別に定める「運用の手引き」による。【別記】これに定めのない事項については、国土交通省の「電子納品等運用ガイドライン[土木工事編]、電子納品運用ガイドライン[業務編]」に準じて受発注者間で協議して定めることとする。

- ・要領・基準類の千曲市での読み替え
- ・受発注者間で協議確認する際に使用する「チェックシート」
- ・電子納品対象書類の範囲

- ・電子ファイルのアプリケーションソフト、バージョン
- ・施工中の書類の取り扱い
- ・電子成果品の保管管理
- ・千曲市工事では、完成図面（100%出来形展開図等）、工事写真を電子納品の対象とし、原則1枚の納品媒体に格納することとします。格納された各データは、1つの工事管理ファイル（index_c.xml、index_d.xml）により管理されるものとします。

（協議確認事項）

第8 電子納品の実施にあたり、受発注者間で協議・確認すべき内容をチェックシートにより行う。

○事前協議

工事等の着手時に、期間中の電子納品に関する疑問を解消し円滑に電子納品を実施するため、「事前協議チェックシート」を用いて受発注者間で電子納品の対象書類やファイル形式について協議。

（納品媒体）

第9 納品する電子媒体は基本的にCD-RもしくはDVD-Rとする。CD-Rの論理ファイルフォーマット形式はJoliet※とし、DVD-Rの論理ファイルフォーマット形式は、UDF（UDF Bridge）とする。なお、中途における情報のやり取りについては、受発注者協議の上、他の電子媒体を認めることとする。

（納品物のチェック）

第10 受注者は、電子成果物を納品する前に、必ず国土交通省から提供される最新版の「電子納品チェックシステム」によりチェックを行い、エラーを解消させることとする。また、ウィルスチェックを行い、ウィルスが検出されないことを確認することとする。

（工事等完成図書の提出部数）

第11 建設工事電子データにより納品する成果品については、電子データを格納した電子媒体をもって原図・原稿及び製本に代えるものとし、提出部数は以下のとおりとする。

①工事完成図書

電子納品対象書類	電子媒体（CD-R・DVD-R）	2部（正・副）
	紙媒体 工事写真のうち「着手前・完成」	1部（その他協議による）
上記以外	紙媒体	1部

②業務完成図書書類	電子媒体（CD-R・DVD-R）	2部（正・副）
	紙媒体	1部

・電子媒体ラベルへの記載項目のうち、工事等名称については、路河川名及び市町村名、字名を含むものとする。

（電子納品の検査）

第12 電子成果品の書類検査は、電子データで検査することを原則とし、必要がある場合に限り紙での出力により対応する。検査に必要な機器の準備は、原則として受注者が行う。機器の操作は、受注者が主に行い、発注者は操作補助を行う。

（適用）

第13 この要領は、令和6年5月1日以降に入札公告を行う工事等から適用する。

※ J o l i e t (ジョリエット)

マイクロソフト社が設計した、ISO9660 の拡張規格であり、1 文字 2 バイトで表現する Unicode を採用し、128 バイト (64 文字) までの長いファイル名に対応しています。流通しているほとんどの OS が対応しており、Joliet を利用できないシステムでも ISO 9660 レベル 1 として読み込めるようになっていることから、ワープロソフト等で一般的になった 4 文字の拡張子に対応するため、電子納品に関する要領・基準での標準として採用しました。

(国土交通省電子納品運用ガイドラインによる)

【別記】千曲市が準用する「要領・基準類」及び「運用に関する手引き」等

(令和8年4月1日現在)

○国土交通省「要領・基準類」は以下のとおり。

要領・基準

・工事完成図書の電子納品等要領	令和5年3月
・土木設計業務等の電子納品要領	令和6年3月
・CAD製図基準	令和7年12月
・デジタル写真管理情報基準	令和5年3月
・測量成果電子納品要領	令和7年12月
・地質・土質調査成果電子納品要領	平成28年10月

ガイドライン類

・電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】	令和6年3月
・電子納品運用ガイドライン【業務編】	令和6年3月
・CAD製図基準に関する運用ガイドライン	令和7年12月
・電子納品運用ガイドライン【測量編】	令和7年12月
・電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】	平成30年3月

○納品時に使用するチェックシステムは以下のとおり。

- ・国土交通省から提供される電子納品チェックシステムの最新版
- ・OCFの「SXF確認機能検定」に合格したソフトウェア
(CAD製図基準に基づいて作成された図面を見る場合)

○千曲市工事では、完成図面(100%出来形展開図等)、工事写真を電子納品の対象とし、原則1枚の納品媒体に格納することとします。格納された各データは、1つの工事管理ファイル(index_c.xml、index_d.xml)により管理されるものとします。

<参考資料>

- 国土交通省「電子納品に関する要領・基準 要領・基準一覧表」
https://www.cals-ed.go.jp/cri_point/
- 国土交通省「電子納品に関する要領・基準 ガイドライン一覧表」
http://www.cals-ed.go.jp/cri_guideline/
- 国土交通省「電子納品に関する要領・基準 電子納品チェックシステム」
http://www.cals-ed.go.jp/edc_download/

建設工事における「快適トイレ」設置の試行要領

千曲市

(令和8年7月1日一部改定)

1 目的

建設現場を働きやすい環境とする取組の一環として、男女ともに快適に使用できる仮設トイレ（以下、「快適トイレ」という。）を導入し、現場環境の改善を図ることを目的とする。

2 試行対象

○対象工事

千曲市が発注する建設工事（建築工事は除く）

○対象金額

全ての工事 → 受注者の希望により実施

3 快適トイレの仕様

受注者は、現場に以下の（１）～（１１）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。（１２）～（１７）については、満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- （１）洋式（洋風）便器
- （２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- （３）臭い逆流防止機能
- （４）容易に開かない施錠機能
- （５）照明設備
- （６）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を 5kg 以上とする

【付属品として備えるもの】

- （７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- （９）サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- （１０）鏡と手洗器
- （１１）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- （１２）室内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- （１３）擬音装置（機能含む）
- （１４）着替え台
- （１５）臭気対策機能の多重化
- （１６）室内温度の調節が可能な設備
- （１７）小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

4 実施方法

- ・受注者は、快適トイレを設置する場合、様式－１「快適トイレチェックシート」に必要事項を記入し、パンフレット等の資料とともに監督員に工事打合せ簿にて提出するものとする。
- ・工事現場に新たにトイレを設置する場合に適用する。（現場事務所等を間借りした建物とした際に既設トイレが快適トイレの仕様を満たしている場合には適用しない。）
- ・標準仕様を満たすトイレを男女別でそれぞれ設置することを標準とする（女性が現場にいない場合は、この限りではない）
- ・「快適トイレとして活用するために備える付属品」については、受注者は必ず備えるものとする。備えていないトイレは、快適トイレとしては扱わないこととする。
- ・原則として、試行対象工事に適用するが、設置基数を現場毎に必要性を協議の上、決定することから、当初は金額を計上せず、変更契約時に計上する方法とする。
- ・ただし、快適トイレの流通の関係上、仕様を満たすトイレを手配できない場合は、監督員と協議のうえ、快適トイレを導入しないものとする。

5 積算について

- ・快適トイレの費用は、57,000 円／基・月を上限に「積算上の差額」※を計上するものとし、設置基数は、現場毎に必要性を協議の上、決定する。
※「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から 10,000 円（従来品）を引いた額
- ・計上費用は、「積算上の差額」と「57,000 円／基・月」を比較し、どちらか安い方の費用を共通仮設費（営繕費）に計上するものとする。
- ・ハウス型等の場合、入口が別になっている場合に限り、入口別に 57,000 円／基・月上限まで計上可能とする。
- ・積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、積算計上しない。

6 快適トイレの導入にあたっての配慮事項

建設現場で働く女性の活躍をサポートする取り組みとして、快適トイレを導入する際は、以下の（１）～（８）に配慮することとする。

（１）原則

女性が現場にいる場合は、女性トイレを設置する事を標準とする。

（２）全般

女性トイレの設置にあたっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く。

（３）設置位置

女性トイレと、男性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保

する。

(4) 動線の配慮

男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の動線の配慮をする。

(5) ドアの向き

トイレのドアは、開けたら真正面ということのないよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする。

(6) 照明

窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に移り込むことのないよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする。

(7) 室温

トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする。

(8) 性別の徹底

混雑等を理由に、男性が女性トイレを使用することのないよう徹底する。

7 その他

- ・従来行ってきた「女性用トイレ」を現場に設置する場合は、原則として快適トイレを設置するものとする。なお、快適トイレが手配できないなどの理由によりこれによりがたい場合は、受発注者協議のうえ決定する。
- ・災害時に避難所で使用する快適トイレが不足する場合は、避難所へ優先配備できるよう、可能な範囲で協力するものとする。

【具体的な計上方法例】

- ① 実際に導入した快適トイレ費用 70,000 円／基・月の場合（積算上の差額 60,000 円）
積算で計上する費用：57,000 円／基・月
- ② 実際に導入した快適トイレ費用 40,000 円／基・月の場合（積算上の差額 30,000 円）
積算で計上する費用：30,000 円／基・月

8 適用

本試行要領は、令和4年11月1日以降に起工起案する工事から適用する。

本試行要領は、令和8年7月1日以降に起工起案する工事から適用する。

材料の一括承認一覧表 材料承認願を施工計画書に記載することにより省略できるもの：市土木工事(国補・市単共) 令和8年4月 千曲市役所

路盤・基礎材料

(R8.4～R9.3)

	中部興業(有)	北信地区 砕石協同組合			長埴石産(株)	株式会社 SHIOSAWA
		飯山陸送(株) 松代工場	(株)信越建商 高山工場	藤森砕石(株) 高山工場		
粒調砕石 25mm	◎	◎	◎	◎		◎
粒調砕石 40mm	◎	◎	◎	◎		◎
クラッシャーラン 25mm		◎	◎	◎	◎	◎
クラッシャーラン 40mm	◎	◎	◎	◎	◎	◎

加熱アスファルト(新材)

(R8.4～R9.3)

	高沢産業(株) 更埴工場	高沢産業(株) 長野工場	長野本工場(株) 工場久	上田本工場(株) 工場久	アレスコ の	ア塩 スコン 沢
粗粒度As(20)	◎	◎	◎	◎	◎	◎
密粒度As(20)	◎	◎	◎	◎	◎	◎
密粒度As(13)	◎	◎	◎	◎	◎	◎
細粒度As(13)	◎	◎	◎	◎	◎	◎
密粒度As(20F)	◎	◎	◎	◎	◎	◎
密粒度As(13F)	◎	◎	◎	◎	◎	◎
細粒度As(13F)	◎	◎	◎	◎	◎	◎
開粒度As(13)			◎	◎	◎	◎
加熱安定処理材				◎		
改質Ⅱ型密粒度As(20F)				◎		◎
改質Ⅱ型密粒度As(13F)				◎		◎

加熱アスファルト(再生材)

(R8.4～R9.3)

	高沢産業(株) 更埴工場	高沢産業(株) 長野工場	長野本工場(株) 工場久	上田本工場(株) 工場久	アレスコ の	ア塩 スコン 沢
粗粒度As(20)	◎	◎	◎	◎	◎	◎
密粒度As(20)	◎	◎	◎	◎	◎	◎
密粒度As(13)	◎	◎	◎	◎	◎	◎
細粒度As(13)	◎	◎	◎	◎	◎	◎
密粒度As(20F)	◎	◎	◎	◎	◎	◎
密粒度As(13F)	◎	◎	◎	◎	◎	◎
細粒度As(13F)	◎	◎	◎	◎	◎	◎
加熱安定処理材	◎	◎	◎	◎	◎	◎

※再生材混入率30%

生コンクリート

(R8.4～R9.3)

	信州生コン(株)	(有)柳沢建材	上小生コン 事業協同組合	
			上田生コン(株)	株式会社 シナノ生コ ン上田工場
21-8-20N (W/C=60以下)			◎	
21-8-25N (W/C=60以下)				
21-8-40N (W/C=60以下)			◎	
24-8-20N (W/C=60以下)				◎
24-8-40N (W/C=60以下)				◎
21-8-20BB (W/C=60以下)			◎	
21-8-25BB (W/C=60以下)	◎	◎		
21-8-40BB (W/C=60以下)	◎	◎	◎	
24-8-20BB (W/C=60以下)				◎
24-8-40BB (W/C=60以下)				◎
24-8-20N (W/C=55以下)			◎	
24-8-25N (W/C=55以下)				
24-8-40N (W/C=55以下)			◎	
24-12-20N (W/C=55以下)			◎	
24-12-25N (W/C=55以下)				
24-12-40N (W/C=55以下)			◎	
27-8-20N (W/C=55以下)				◎
27-8-40N (W/C=55以下)				◎
27-12-20N (W/C=55以下)				◎
27-12-40N (W/C=55以下)				◎
24-8-20BB (W/C=55以下)			◎	
24-8-25BB (W/C=55以下)	◎	◎		
24-8-40BB (W/C=55以下)	◎	◎	◎	
24-12-20BB (W/C=55以下)			◎	
24-12-25BB (W/C=55以下)	◎	◎		
24-12-40BB (W/C=55以下)	◎	◎	◎	
27-8-20BB (W/C=55以下)				◎
27-8-40BB (W/C=55以下)				◎
27-12-20BB (W/C=55以下)				◎
27-12-40BB (W/C=55以下)				◎
捨-8-40N			◎	◎
捨-8-40BB	◎	◎	◎	◎

※生コンクリートの使用にあたっては、一括承認されている場合でも施工計画書に「配合計画書」を添付してください。

※水セメント比の選択については、長野県土木事業設計基準第5章第1節に準拠する。

各生コン工場の工場適用配合は次の通りです。(指定規格と製品規格が異なるもの、同等品)

信州生コン

指定	工場適用配合
18-8-25BB (W/C=60%以下)	21-8-25BB
18-8-40BB (W/C=60%以下)	21-8-40BB

柳沢建材

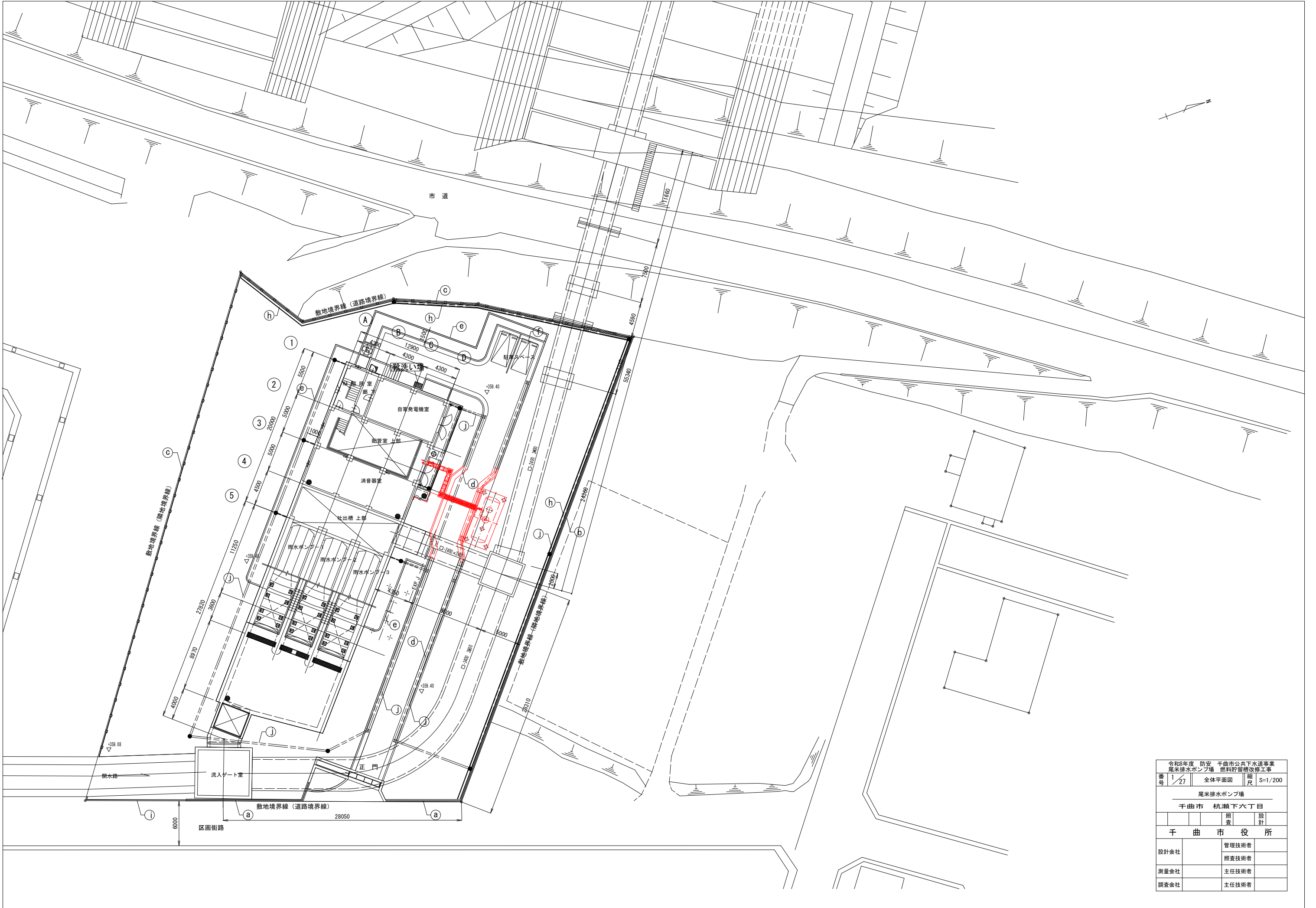
指定	工場適用配合
18-8-25BB (W/C=60%以下)	21-8-25BB
18-8-40BB (W/C=60%以下)	21-8-40BB

上田生コン

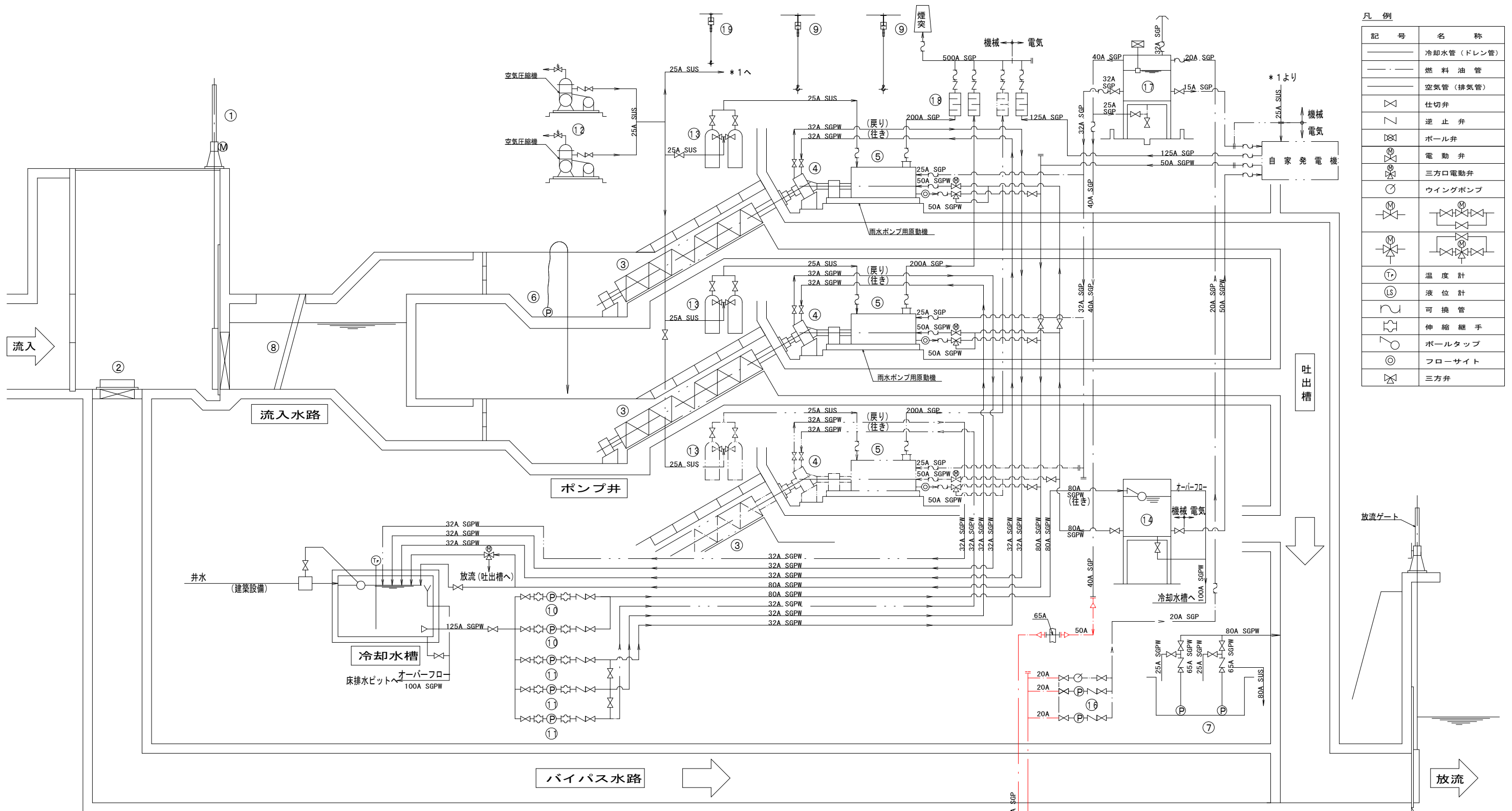
指定	工場適用配合
18-8-25(20)N (W/C=60%以下)	21-8-20N
21-8-25(20)N (W/C=60%以下)	
18-8-40N (W/C=60%以下)	21-8-40N
21-8-40N (W/C=60%以下)	
18-8-25(20)N (W/C=55%以下)	24-8-20N
21-8-25(20)N (W/C=55%以下)	
24-8-25(20)N (W/C=55%以下)	
18-8-40N (W/C=55%以下)	24-8-40N
21-8-40N (W/C=55%以下)	
24-8-40N (W/C=55%以下)	
18-8-25(20)BB (W/C=60%以下)	21-8-20BB
21-8-25(20)BB (W/C=60%以下)	
18-8-40BB (W/C=60%以下)	21-8-40BB
21-8-40BB (W/C=60%以下)	
18-8-25(20)BB (W/C=55%以下)	24-8-20BB
21-8-25(20)BB (W/C=55%以下)	
24-8-25(20)BB (W/C=55%以下)	
18-8-40BB (W/C=55%以下)	24-8-40BB
21-8-40BB (W/C=55%以下)	
24-8-40BB (W/C=55%以下)	
18-12-25(20)N (W/C=55%以下)	24-12-20N
21-12-25(20)N (W/C=55%以下)	
24-12-25(20)N (W/C=55%以下)	
18-12-40N (W/C=55%以下)	24-12-40N
21-12-40N (W/C=55%以下)	
24-12-40N (W/C=55%以下)	
18-12-25(20)BB (W/C=55%以下)	24-12-20BB
21-12-25(20)BB (W/C=55%以下)	
24-12-25(20)BB (W/C=55%以下)	
18-12-40BB (W/C=55%以下)	24-12-40BB
21-12-40BB (W/C=55%以下)	
24-12-40BB (W/C=55%以下)	

シナノ生コン

指定	工場適用配合
18-8-25(20)N (W/C=60%以下)	24-8-20N
21-8-25(20)N (W/C=60%以下)	
24-8-25(20)N (W/C=60%以下)	
18-8-25(20)N (W/C=55%以下)	27-8-20N
21-8-25(20)N (W/C=55%以下)	
24-8-25(20)N (W/C=55%以下)	
27-8-25(20)N (W/C=55%以下)	
18-8-40N (W/C=60%以下)	24-8-40N
21-8-40N (W/C=60%以下)	
24-8-40N (W/C=60%以下)	
18-8-40N (W/C=55%以下)	27-8-40N
21-8-40N (W/C=55%以下)	
24-8-40N (W/C=55%以下)	
27-8-40N (W/C=55%以下)	
18-8-25(20)BB (W/C=60%以下)	24-8-20BB
21-8-25(20)BB (W/C=60%以下)	
24-8-25(20)BB (W/C=60%以下)	
18-8-25(20)BB (W/C=55%以下)	27-8-20BB
21-8-25(20)BB (W/C=55%以下)	
24-8-25(20)BB (W/C=55%以下)	
27-8-25(20)BB (W/C=55%以下)	
18-8-40BB (W/C=60%以下)	24-8-40BB
21-8-40BB (W/C=60%以下)	
24-8-40BB (W/C=60%以下)	
18-8-40BB (W/C=55%以下)	27-8-40BB
21-8-40BB (W/C=55%以下)	
24-8-40BB (W/C=55%以下)	
27-8-40BB (W/C=55%以下)	
18-12-25(20)N (W/C=55%以下)	27-12-20N
21-12-25(20)N (W/C=55%以下)	
24-12-25(20)N (W/C=55%以下)	
27-12-25(20)N (W/C=55%以下)	27-12-40N
18-12-40N (W/C=55%以下)	
21-12-40N (W/C=55%以下)	
24-12-40N (W/C=55%以下)	
27-12-40N (W/C=55%以下)	27-12-20BB
18-12-25(20)BB (W/C=55%以下)	
21-12-25(20)BB (W/C=55%以下)	
24-12-25(20)BB (W/C=55%以下)	
27-12-25(20)BB (W/C=55%以下)	27-12-40BB
18-12-40BB (W/C=55%以下)	
21-12-40BB (W/C=55%以下)	
24-12-40BB (W/C=55%以下)	
27-12-40BB (W/C=55%以下)	



令和8年度 防災 千曲市公共下水道事業 尾米排水ポンプ場 燃料貯留槽改修工事			
番号	1/27	全体平面図	縮尺 S=1/200
尾米排水ポンプ場			
千曲市 杭瀬下六丁目			
		照査	設計
千曲市役所			
設計会社		管理技術者	
		照査技術者	
測量会社		主任技術者	
調査会社		主任技術者	

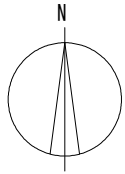


凡 例	
記 号	名 称
—	冷却水管 (ドレン管)
—	燃 料 油 管
—	空気管 (排気管)
⋈	仕切弁
⋈	逆 止 弁
⋈	ボール弁
⋈	電 動 弁
⋈	三方口電動弁
⋈	ウイングポンプ
⋈	温度計
⋈	液 位 計
⋈	可 換 管
⋈	伸 縮 継 手
⋈	ボールタップ
⋈	フローサイト
⋈	三方弁

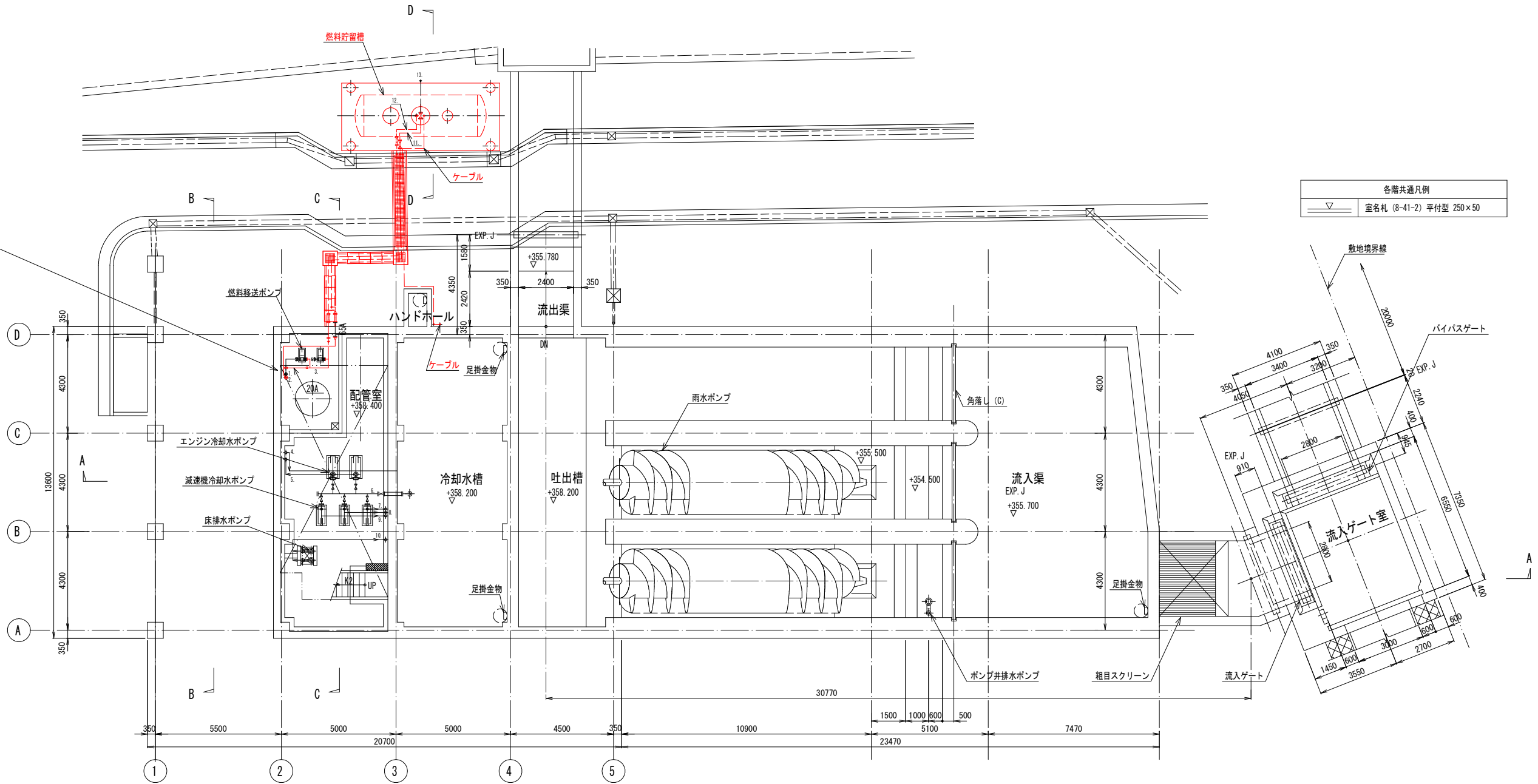
機器番号	1 1	1 2	1 3	1 4	1 5	1 6	1 7	1 8	1 9
機器名称	減速機冷却水ポンプ	空気圧縮機	始動空気槽	減圧水槽	燃料貯留槽	燃料移送ポンプ	燃料小出槽	消音器	機器搬出入吊上げ機
型 式	横軸片吸込渦巻ポンプ	立形2段空冷式	鋼板製円筒形	鋼板製角形水槽	鋼板製角形タンク	横軸歯車ポンプ	鋼板製角形タンク	鋼板製円筒形	手動式ギヤードローリフチェーンブロック
仕 様	φ40x0.06m 3/分 x1.4m	12.9m ³ /hr x2.94MPa (30kg/cm ²)	容量 150 ↓	容量 1.5m ³	容量 13000 ↓	φ20x35 ↓/分 x0.294MPa	容量 490 ↓	60dB (A) 以下	1.0ton x5m
電動機出力	0.75kW	2.2kW	—	—	—	0.4kW	—	—	—
数量	3	2 (1)	6 (3)	1	1	2 (1)	1	3	1
備 考					地下埋設式防水蓋	(3kg/cm ²)			I 1 ーム建築工事

機器番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
機器名称	流入ゲート	バイパスゲート	雨水ポンプ	雨水ポンプ用減速機	雨水ポンプ用原動機	ポンプ井排水ポンプ	床排水ポンプ	粗目スクリーン	保守用吊上げ機	エンジン冷却水ポンプ
型 式	電動式鋼板製ローラーゲート	電動式鋼板製ローラーゲート	スクリュウポンプ	軸同形斜交軸歯車減速機	4サイクルディーゼル機関	水中汚水ポンプ	水中ポンプ	鋼板製バスクリーン	手動式ギヤードローリフチェーンブロック	横軸片吸込渦巻ポンプ
仕 様	3400W x 2200H	3400W x 2200H	φ2700 x 148m 3/分 x4.1m	伝達容量 162kW (220PS)	162kW x 1000min ⁻¹ (220PS)	φ80 x 0.5m 3/分 x6m	φ65 x 0.35m 3/分 x10m	3400W x 3900H 設置角度60° x 目巾200mm	7.5ton x 7m	φ80 x 0.6m 3/分 x10m
電動機出力	1.5kW	1.5kW	1.5kW	0.4kW	0.75kW	3.7kW	1.5kW	—	—	2.2kW
数量	1	1	3	3	3	1	2 (1)	1	2	2 (1)
備 考	2連式	2連式	グリースポンプ	減速機潤滑油ポンプ	エンジン潤滑油ポンプ			熊手及びSUS製コンテナ付	I 1 ーム建築工事	

令和8年度 防災 千曲市公共下水道事業 尾米排水ポンプ場 燃料貯留槽改修工事			
番号	2/27	フローシート(更新)	縮尺 NONE
尾米排水ポンプ場			
千曲市 杭瀬下六丁目			
		照 査	設 計
千 曲 市 役 所			
設計会社		管理技術者	
測量会社		照査技術者	
調査会社		主任技術者	

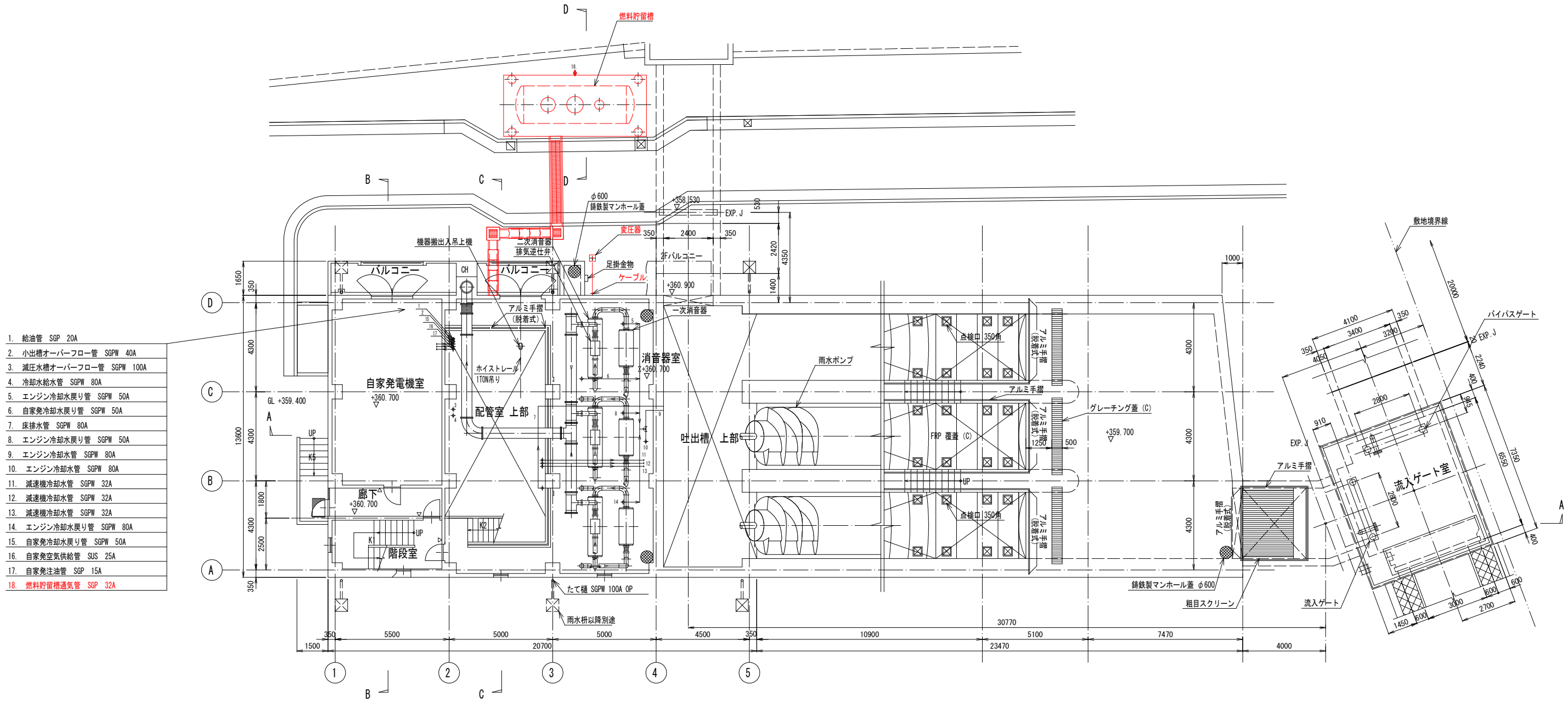
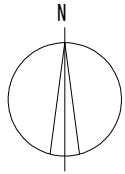


1. 給油管 SGP 20A
2. 小出槽オーバーフロー管 SGPW 40A
3. 給油引抜管 SGP 40A
4. 減圧水槽オーバーフロー管 SGPW 100A
5. 冷却水給水管 SGPW 80A
6. 冷却水引抜管 SGPW 125A
7. 減速機冷却水管 SGPW 32A
8. 減速機冷却水管 SGPW 32A
9. 減速機冷却水管 SGPW 32A
10. 床排水管 SGPW 80A
11. 小出槽オーバーフロー管 SGPW 50A
12. 給油引抜管 SGP 40A
13. 燃料貯留槽通気管 SGP 32A

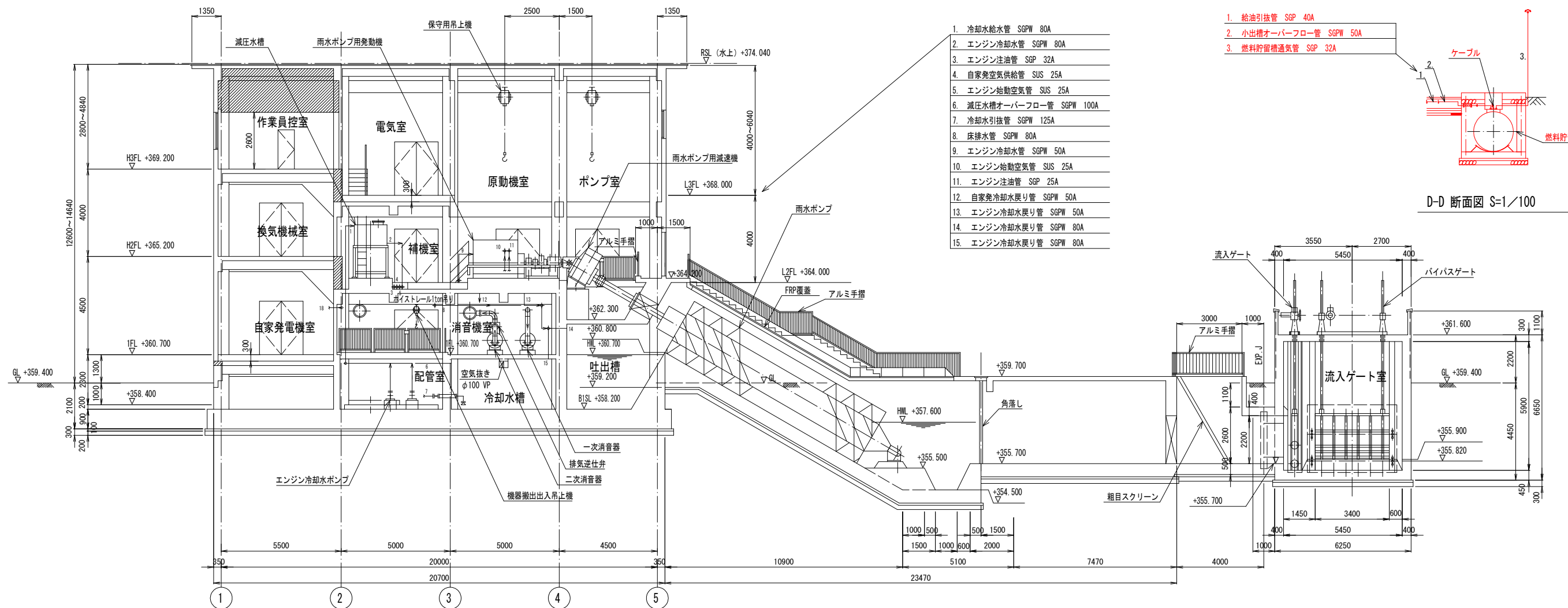


BF 平面図 S=1/100

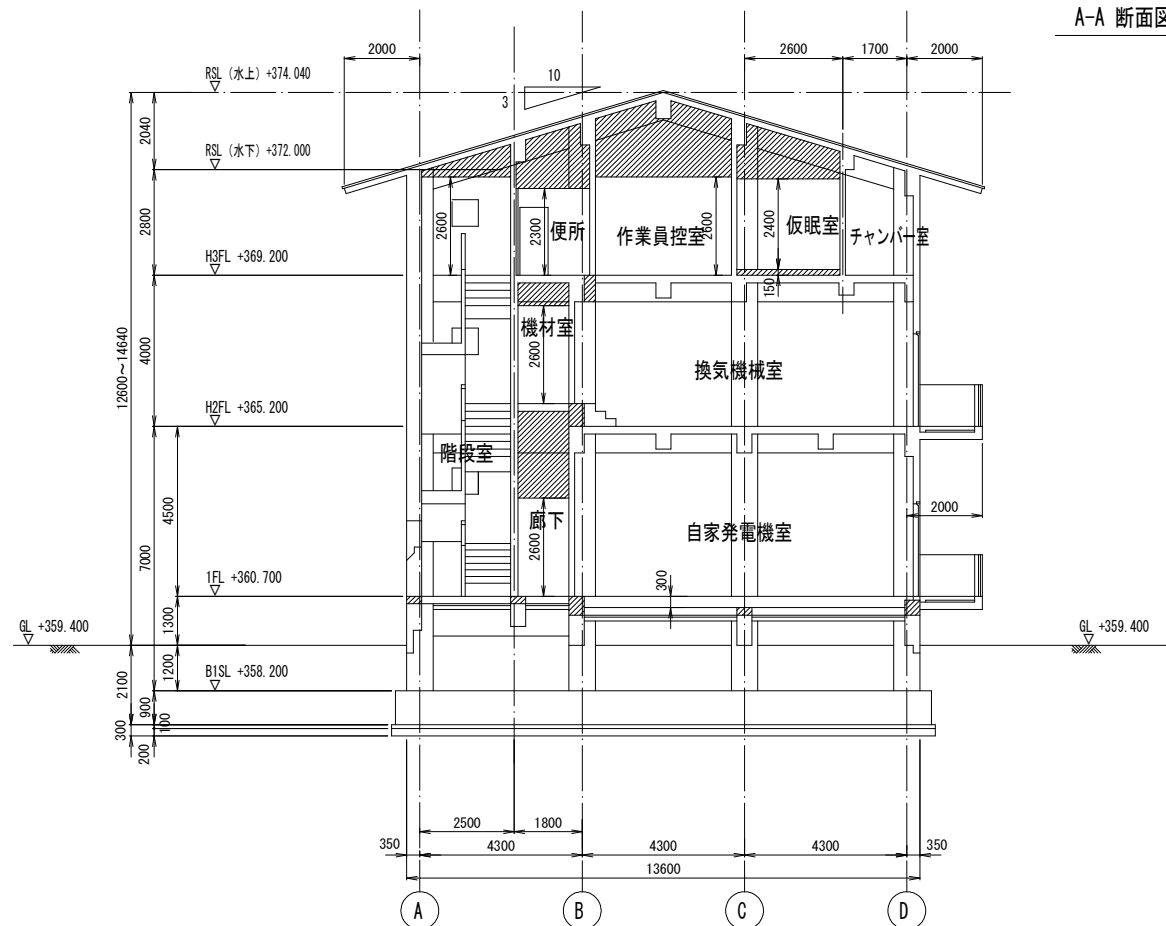
令和8年度 防災 千曲市公共下水道事業			
尾米排水ポンプ場 燃料貯留槽改修工事			
番号	3/27	平面図 (1) (更新)	縮尺 S=1/100
尾米排水ポンプ場			
千曲市 杭瀬下六丁目			
		照査	設計
千曲市役所			
設計会社		管理技術者	
		照査技術者	
測量会社		主任技術者	
調査会社		主任技術者	



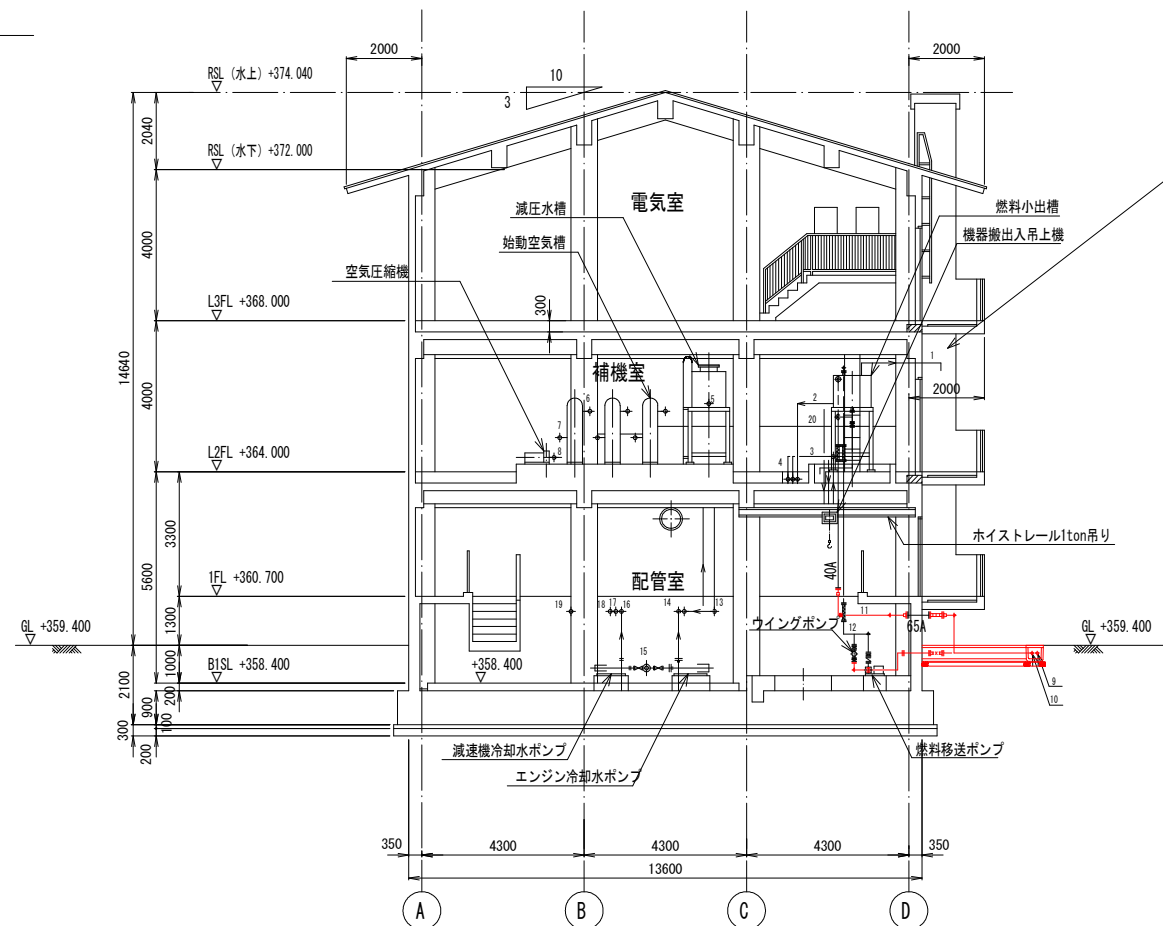
令和8年度 防災 千曲市公共下水道事業				
尾米排水ポンプ場 燃料貯留槽改修工事				
番号	4/27	平面図 (2) (更新)	縮尺	S=1/100
尾米排水ポンプ場				
千曲市 杭瀬下六丁目				
		照査	設計	
千曲市役所				
設計会社		管理技術者		
測量会社		照査技術者		
調査会社		主任技術者		
		主任技術者		



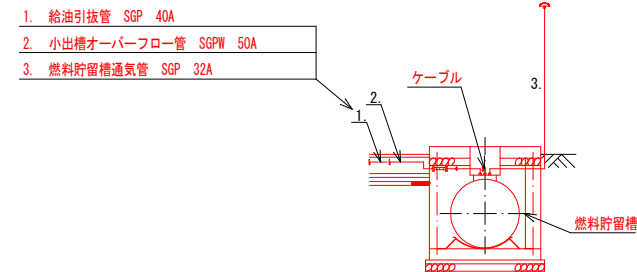
A-A 断面図 S=1/100



B-B 断面図 S=1/100



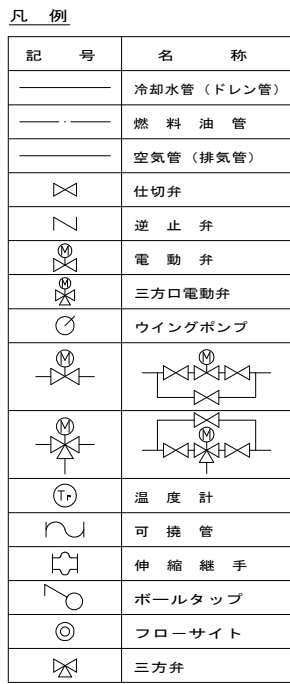
C-C 断面図 S=1/100



D-D 断面図 S=1/100

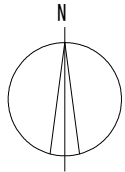
1. 給油引抜管 SGP 40A
2. 小出槽オーバーフロー管 SGPW 50A
3. 燃料貯留槽通気管 SGP 32A
4. 減圧水槽
5. 雨水ポンプ用発動機
6. 保守用吊上機
7. 作業員控室
8. 電気室
9. 原動機室
10. ポンプ室
11. 換気機械室
12. 自家発電機室
13. 配管室
14. 空気抜き
15. 冷却水槽
16. 一次消音器
17. 排気逆仕弁
18. 二次消音器
19. 機器搬出入吊上機
20. 雨水ポンプ
21. アルミ手摺
22. FRP覆蓋
23. 吐出槽
24. 角落し
25. 粗目スクリーン
26. 流入ゲート
27. バイパスゲート
28. 流入ゲート室
29. アルミ手摺
30. Exp. J
31. 燃料小出槽
32. 機器搬出入吊上機
33. ホイストレール1ton吊り
34. ウイングポンプ
35. 減速機冷却水ポンプ
36. エンジン冷却水ポンプ
37. 燃料移送ポンプ

令和8年度 防災 千曲市公共下水道事業 尾米排水ポンプ場 燃料貯留槽改修工事			
番号	5/27	断面図(更新)	縮尺 S=1/100
尾米排水ポンプ場			
千曲市 杭瀬下六丁目			
		照査	設計
千曲市役所			
設計会社		管理技術者	
測量会社		照査技術者	
調査会社		主任技術者	

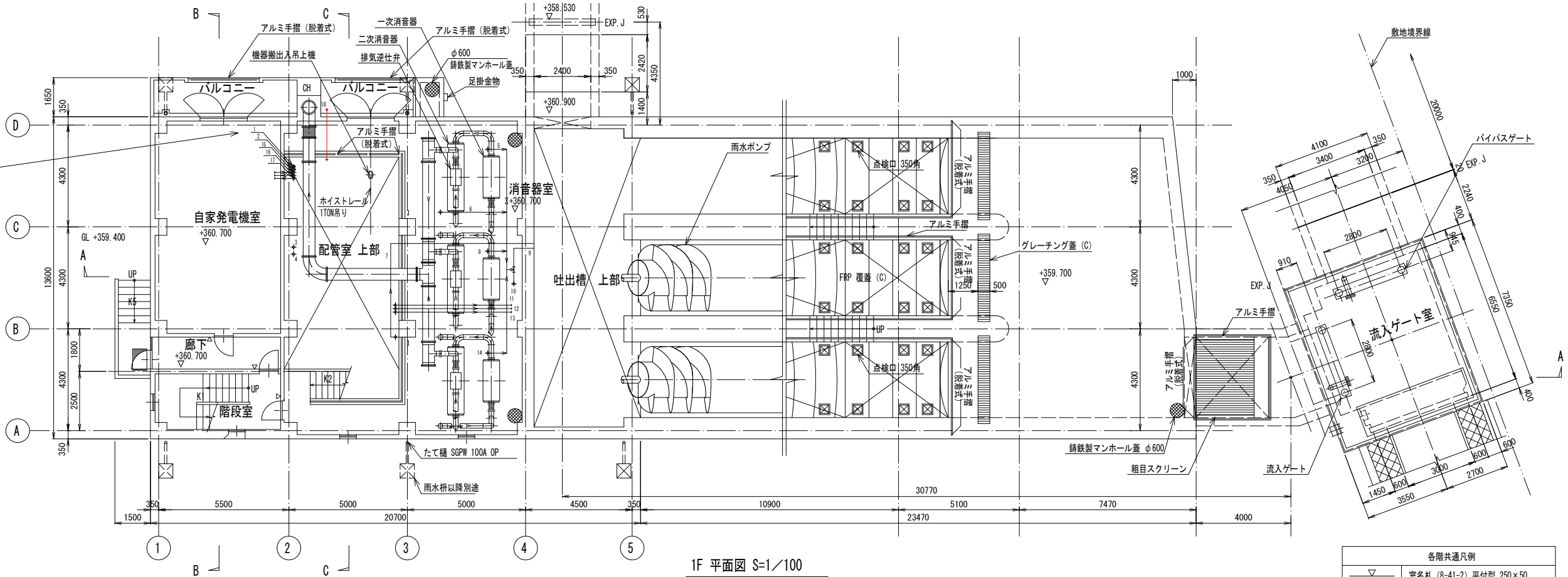


機器番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
機器名称	流入ゲート	バイパスゲート	雨水ポンプ	雨水ポンプ用減速機	雨水ポンプ用原動機	ポンプ併排水ポンプ	床排水ポンプ	粗目スクリーン	保守用吊上げ機	エンジン冷却水ポンプ
型式	電動式鋼板製ローラーゲート	電動式鋼板製ローラーゲート	スクリーンポンプ	軸動形多相軸歯車減速機	4サイクルディーゼル機関	水中汚水ポンプ	水中ポンプ	鋼板製バースクリーン	手動ギヤードドラフト・リフティング	横軸片吸込渦巻ポンプ
仕様	3400W×2200H	3400W×2200H	φ2700×148mm 3/4 x 4. 1m	伝送容量 162kW (220PS)	162kW×1000min ⁻¹ (220PS)	φ80×0. 5m 3/4 x 6m	φ65×0. 35m 3/4 x 10m	3400W×3900H 設置角度60° x 目巾200mm	7. 5ton×7m	φ80×0. 6m 3/4 x 10m
電動機出力	1. 5kW	1. 5kW	1. 5kW	0. 4kW	0. 75kW	3. 7kW	1. 5kW	-	-	2. 2kW
数量	1	1	3	2	2	1	2	1	2	2
備考	2連式	2連式	グリースポンプ	減速機潤滑油ポンプ	エンジン潤滑油ポンプ			熊手製SUS製コンテナ付	I ビーム建築工事	

令和8年度 防災 尾末排水ポンプ場		千曲市公共下水道事業 燃料貯留槽改修工事	
番号	6/27	フローシート(撤去)	縮尺 NONE
尾末排水ポンプ場			
千曲市 杭瀬下六丁目			
		照査	設計
千曲市役所			
設計会社	管理技術者		
	調査技術者		
測量会社	主任技術者		
調査会社	主任技術者		

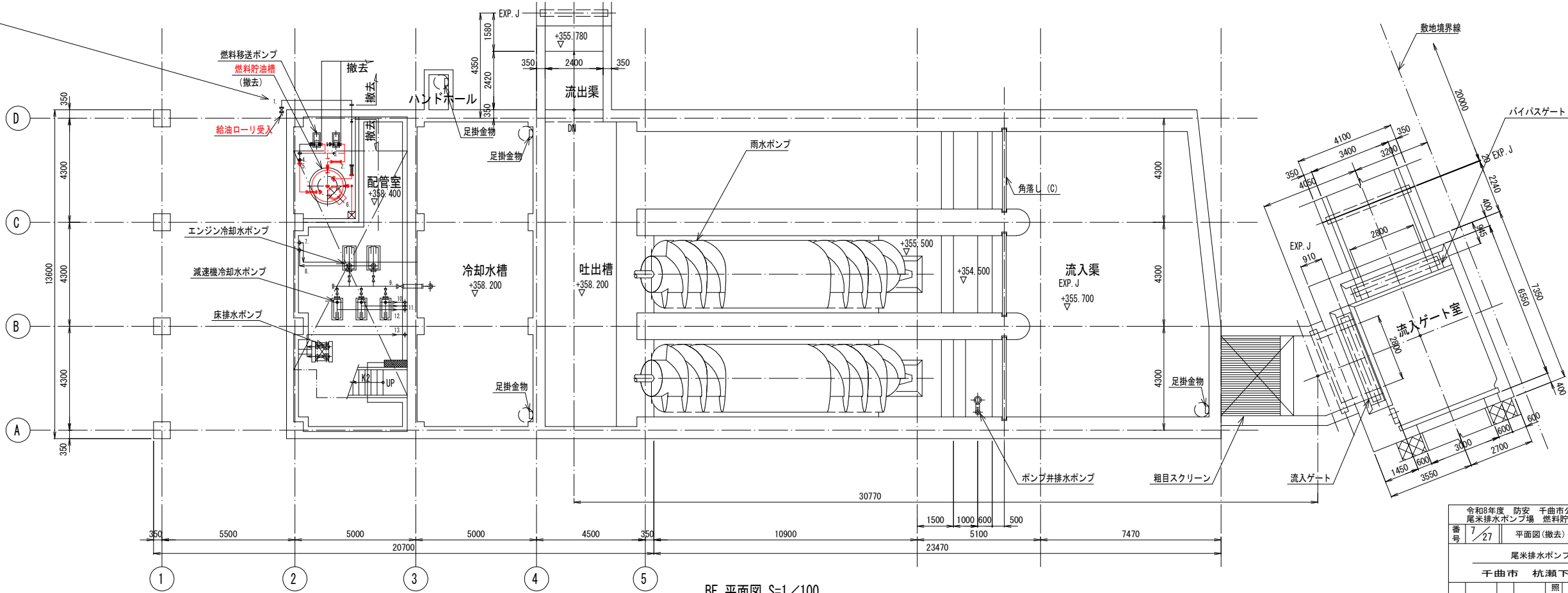


- 給油管 SGP 20A
- 小出槽オーバーフロー管 SGW 40A
- 減圧水槽オーバーフロー管 SGW 100A
- 冷却水給水管 SGW 80A
- エンジン冷却水戻り管 SGW 50A
- 自家発冷却水戻り管 SGW 50A
- 床排水管 SGW 80A
- エンジン冷却水戻り管 SGW 50A
- エンジン冷却水管 SGW 80A
- エンジン冷却水管 SGW 80A
- 減速機冷却水管 SGW 32A
- 減速機冷却水管 SGW 32A
- 減速機冷却水管 SGW 32A
- エンジン冷却水戻り管 SGW 80A
- 自家発冷却水戻り管 SGW 50A
- 自家発空気供給管 SUS 25A
- 自家発注油管 SGP 15A
- 燃料貯油槽通気管 SGP 32A (撤去)

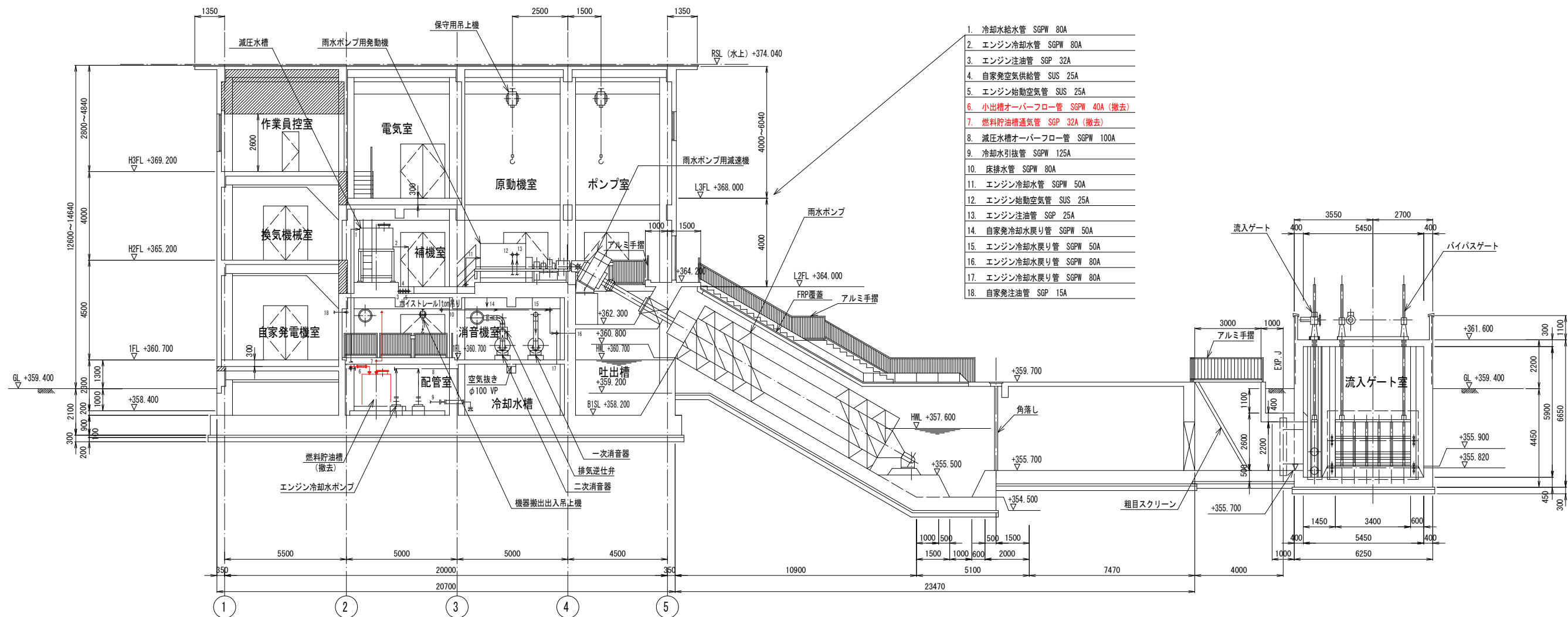


各階共通凡例	
▽	室名札 (8-41-2) 平付型 250×50

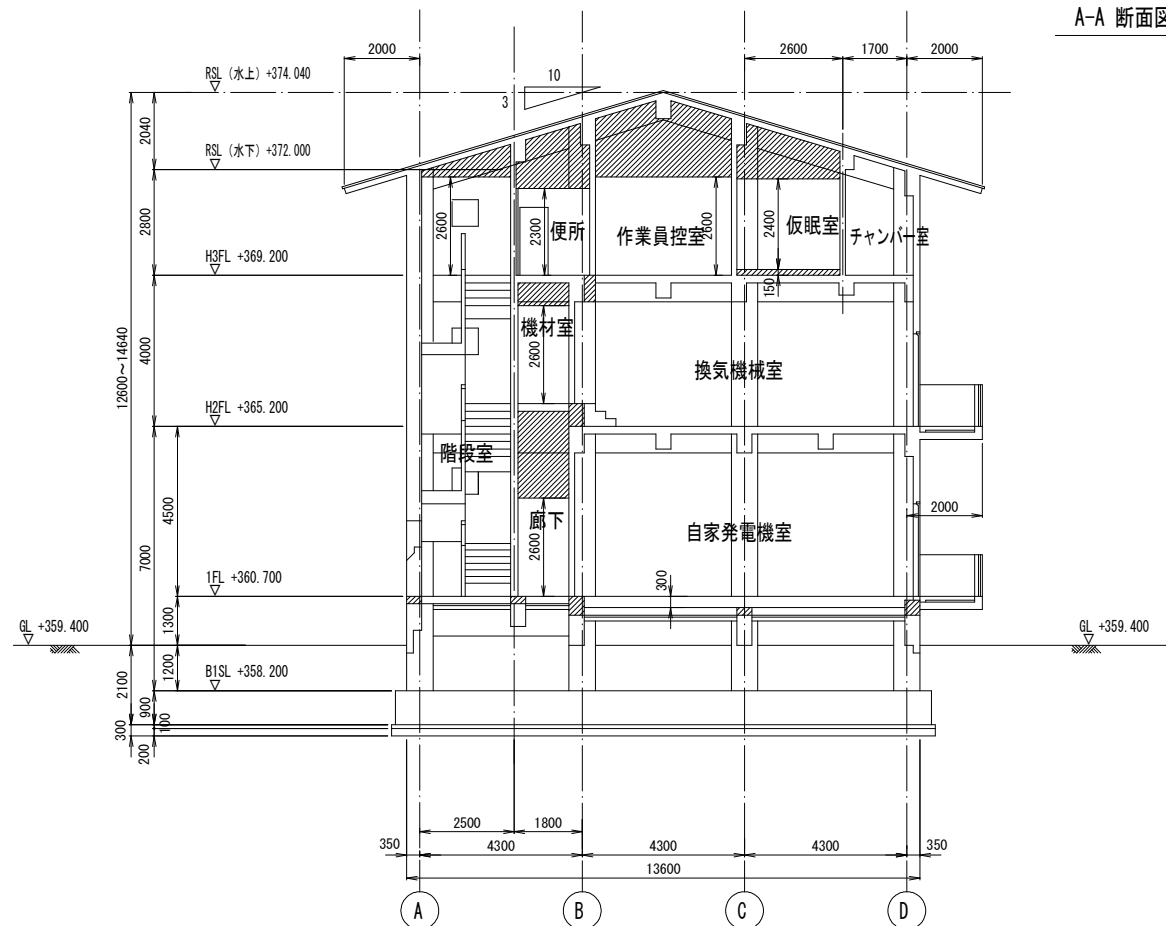
- 燃料給油管 SGP 65A (撤去)
- 給油引抜管 SGP 20A (撤去)
- 燃料貯油槽通気管 SGP 32A (撤去)
- 給油管 SGP 20A
- 小出槽オーバーフロー管 SGW 40A (撤去)
- ドレン管 SGP 25A (撤去)
- 減圧水槽オーバーフロー管 SGW 100A
- 冷却水給水管 SGW 80A
- 冷却水引抜管 SGW 125A
- 減速機冷却水管 SGW 32A
- 減速機冷却水管 SGW 32A
- 減速機冷却水管 SGW 32A
- 床排水管 SGW 80A



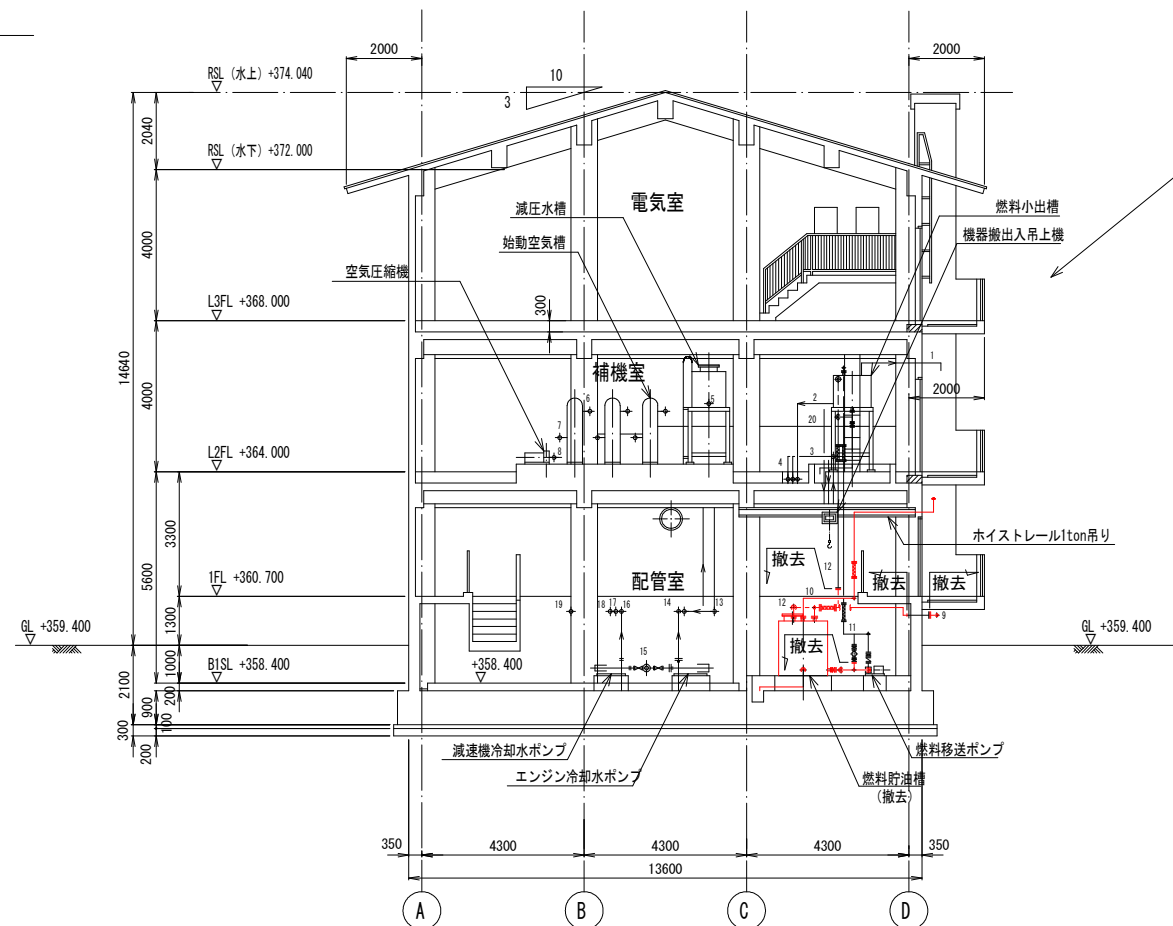
令和8年度 防災 千曲市公共下水道事業			
尾米排水ポンプ場 燃料貯留槽改修工事			
番号	7/27	平面図 (撤去)	縮尺 S=1/100
尾米排水ポンプ場			
千曲市 杭瀬下六丁目			
		照査	設計
千曲市役所			
設計会社		管理技術者	
測量会社		照査技術者	
調査会社		主任技術者	
		主任技術者	



A-A 断面図 S=1/100



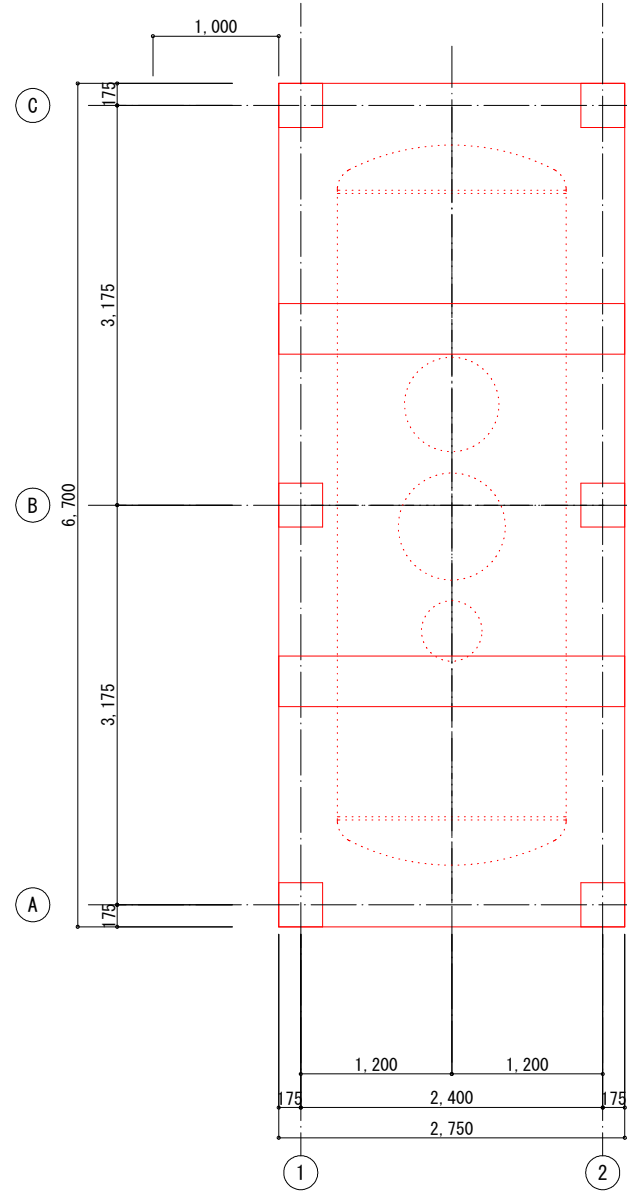
B-B 断面図 S=1/100



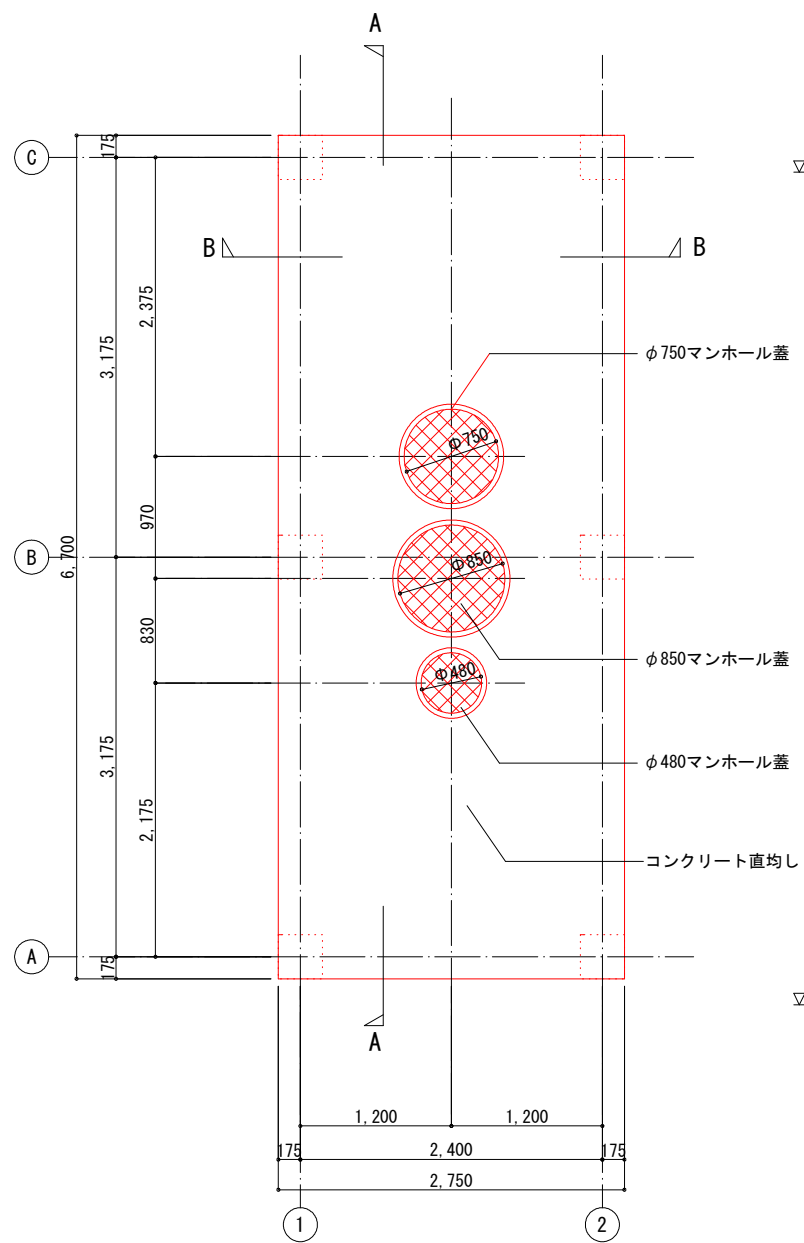
C-C 断面図 S=1/100

1. 燃料小出槽通気管 SGP 32A
2. エンジン注油管 SGP 32A
3. 自家発冷却水戻り管 SGW 50A
4. 自家発空気供給管 SUS 25A
5. エンジン冷却水管 SGW 80A
6. エンジン始動空気管 SUS 20A
7. エンジン始動空気管 SUS 20A
8. 自家発空気供給管 SUS 25A
9. 燃料給油管 SGP 65A (撤去)
10. 燃料貯油槽通気管 SGP 32A (撤去)
11. 給油管 SGP 20A
12. 小出槽オーバーフロー管 SGW 40A (撤去)
13. 減圧水槽オーバーフロー管 SGW 100A
14. 冷却水給水管 SGW 80A
15. 冷却水引抜管 SGW 125A
16. 減速機冷却水管 SGW 32A
17. 減速機冷却水管 SGW 32A
18. 減速機冷却水管 SGW 32A
19. 床排水管 SGW 80A
20. 自家発注油管 SGP 15A

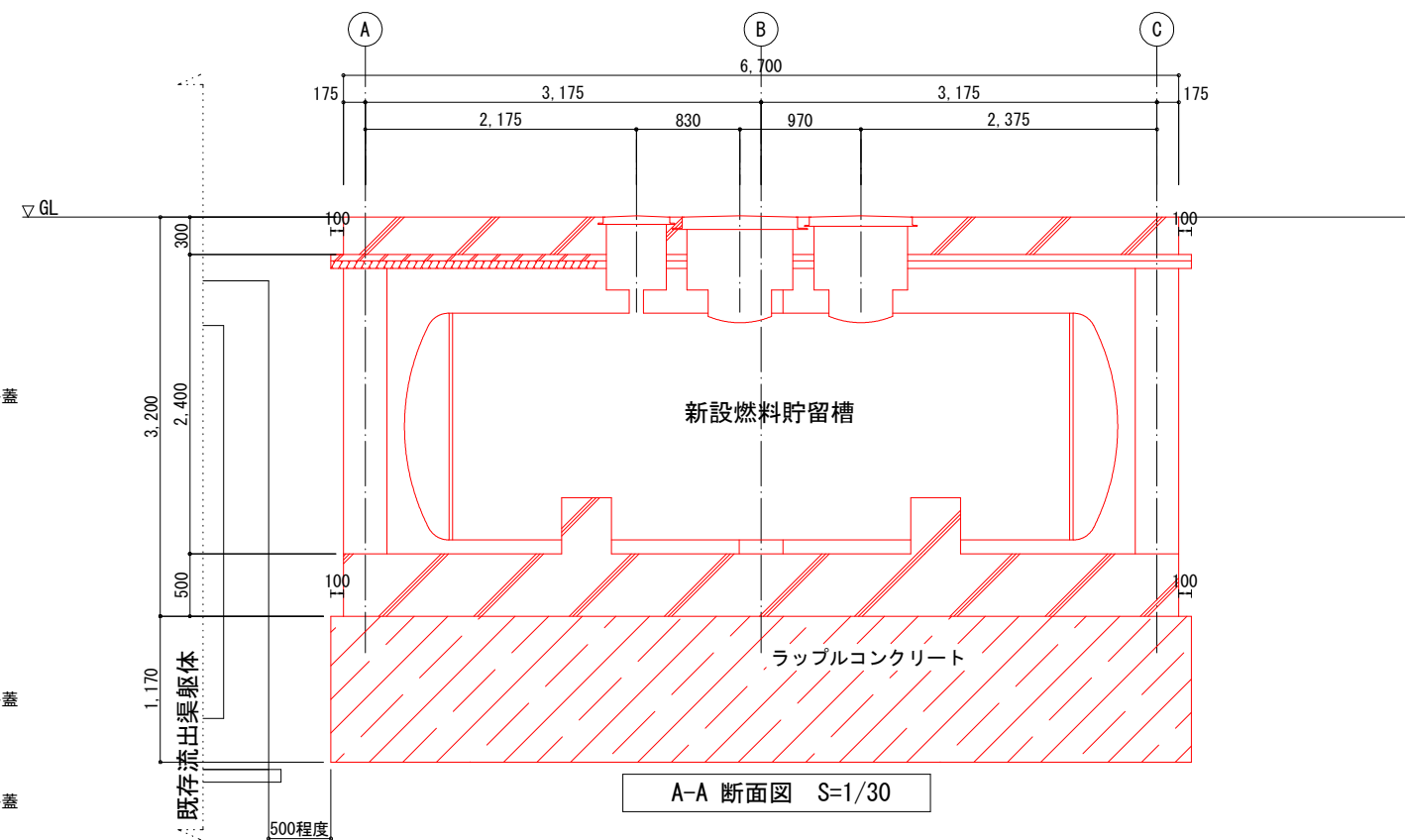
令和8年度 防災 千曲市公共下水道事業 尾米排水ポンプ場 燃料貯留槽改修工事			
番号	8 / 27	断面図 (撤去)	縮尺 S=1/100
尾米排水ポンプ場			
千曲市 杭瀬下六丁目			
		照査	設計
千曲市役所			
設計会社		管理技術者	
測量会社		照査技術者	
調査会社		主任技術者	



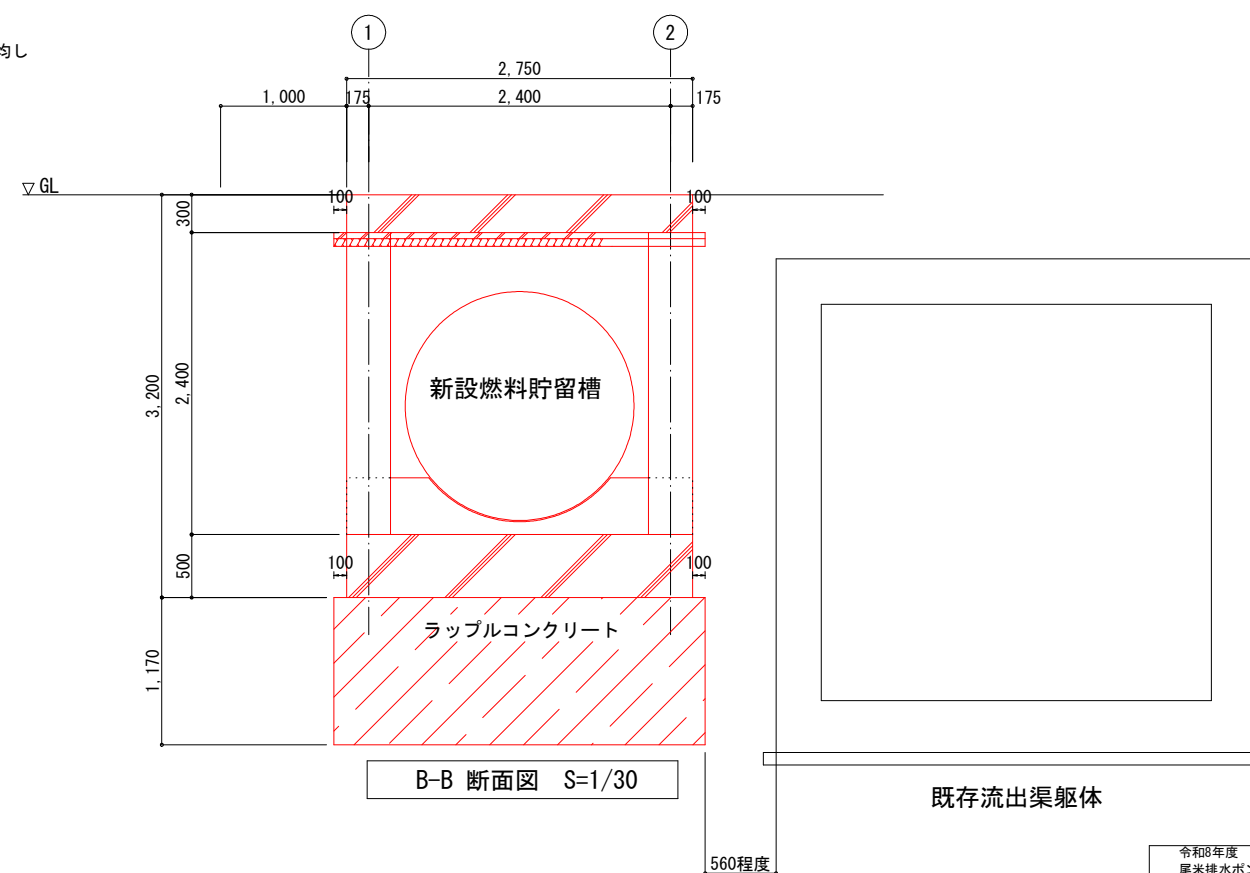
下部伏図 S=1/30



上部平面図 S=1/30



A-A 断面図 S=1/30

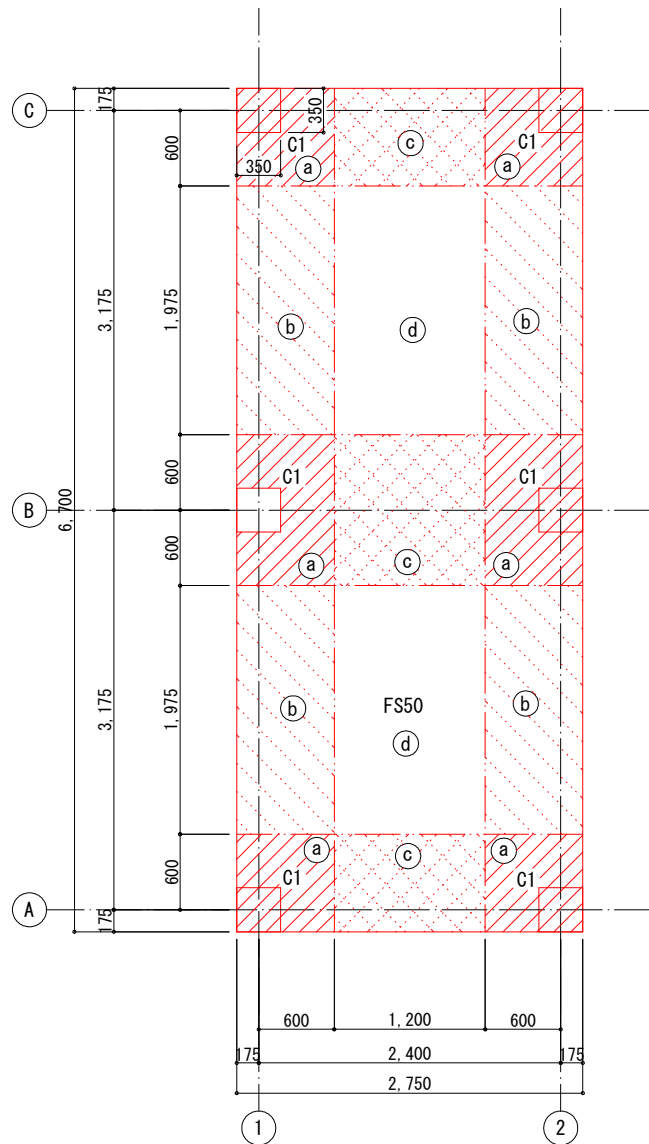


B-B 断面図 S=1/30

既存流出渠躯体

※ マンホール位置及びタンク受けの位置は機械工事と調整すること。

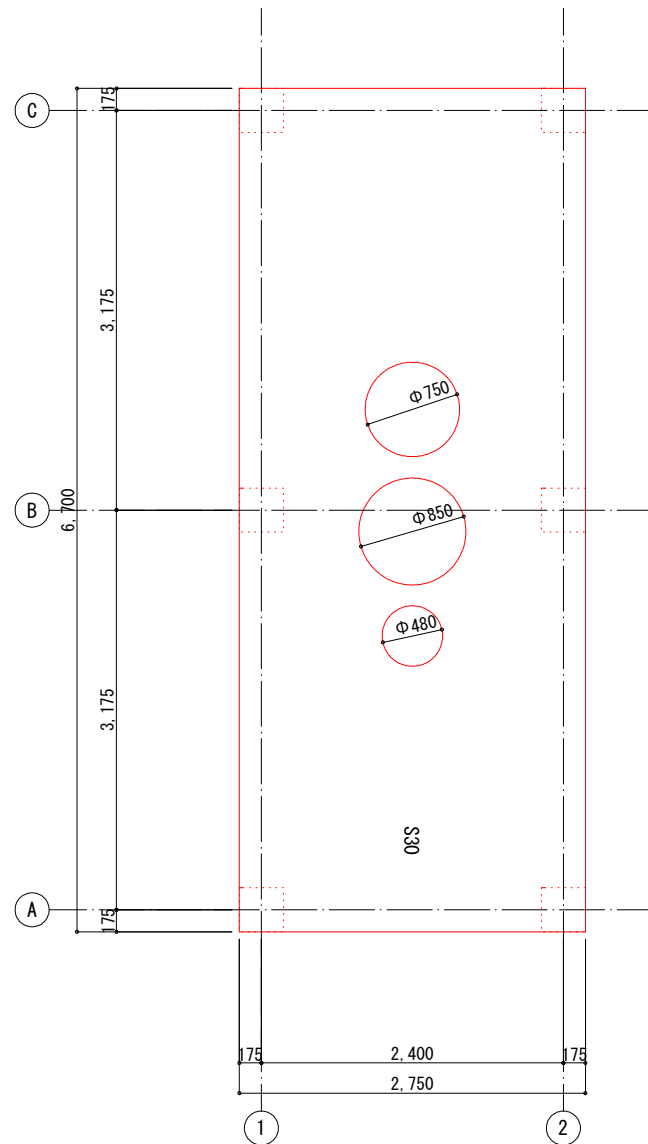
令和8年度 防安 千曲市公共下水道事業			
尾米排水ポンプ場 燃料貯留槽改修工事			
番号	9/27	燃料貯留槽 平面図、断面図	縮尺 S=1/30
尾米排水ポンプ場			
千曲市 杭瀬下六丁目			
		照査	設計
千曲市役所			
設計会社		管理技術者	
		照査技術者	
測量会社		主任技術者	
調査会社		主任技術者	



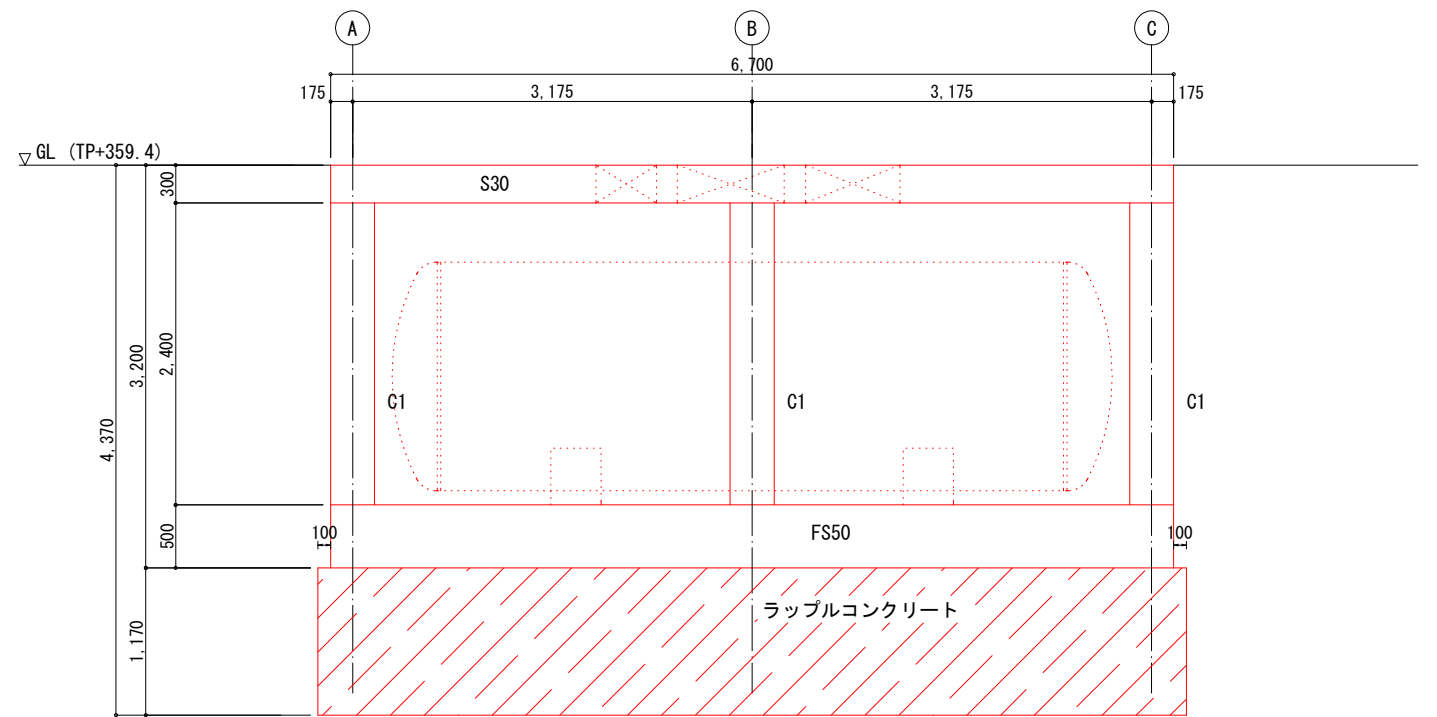
下部 伏図

注) ○印内の文字は配筋ピッチの区分けを示す。(上, 下端筋共通)

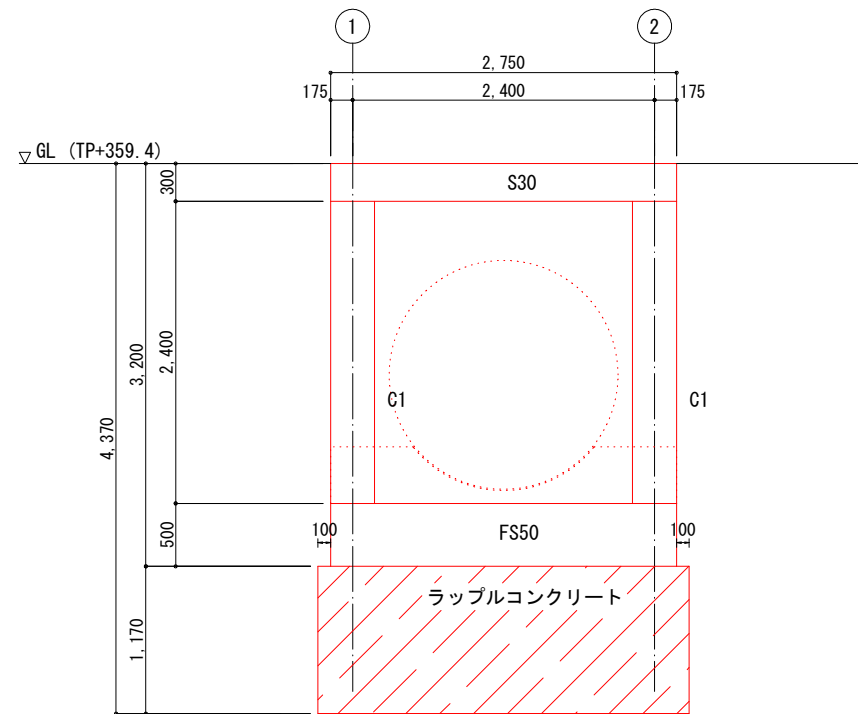
- (a) ← 方向 D19@100 , → 方向 D19@100
(b) ← 方向 D19@200 , → 方向 D19@100
(c) ← 方向 D19@100 , → 方向 D19@200
(d) ← 方向 D19@200 , → 方向 D19@200



上部床伏図

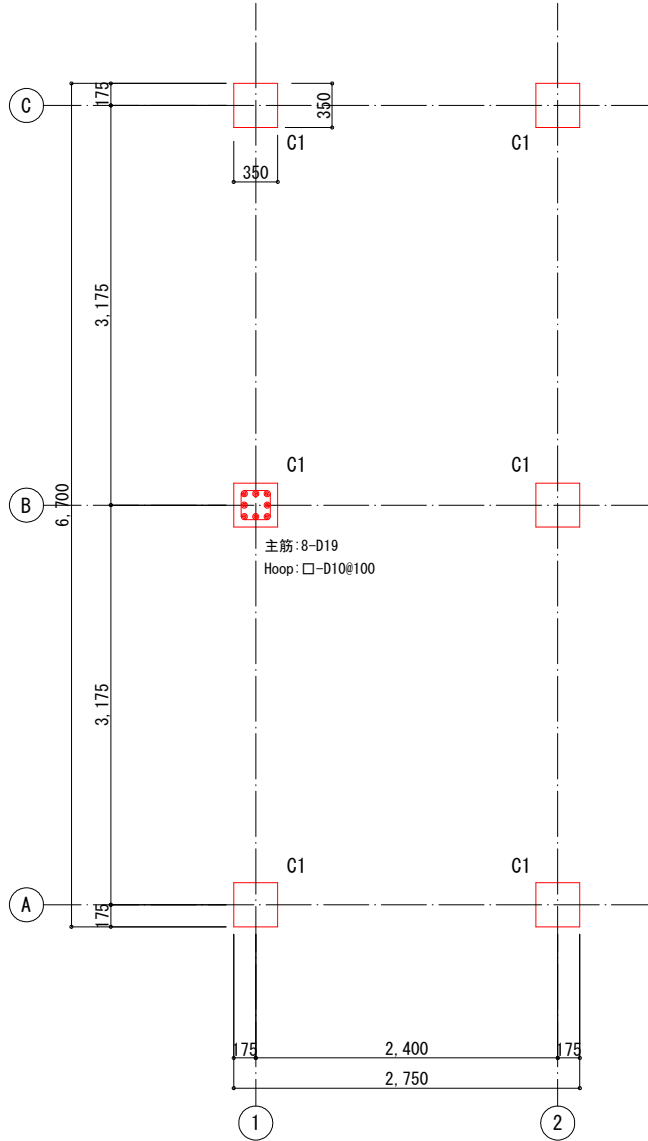


1, 2 通り軸組図



A, B, C 通り軸組図

令和8年度 防災 千曲市公共下水道事業			
尾米排水ポンプ場 燃料貯留槽改修工事			
番号	10/27	燃料貯留槽構造図	縮尺
尾米排水ポンプ場			
千曲市 杭瀬下六丁目			
		照査	設計
千曲市役所			
設計会社		管理技術者	
測量会社		照査技術者	
調査会社		主任技術者	
		主任技術者	



柱断面リスト

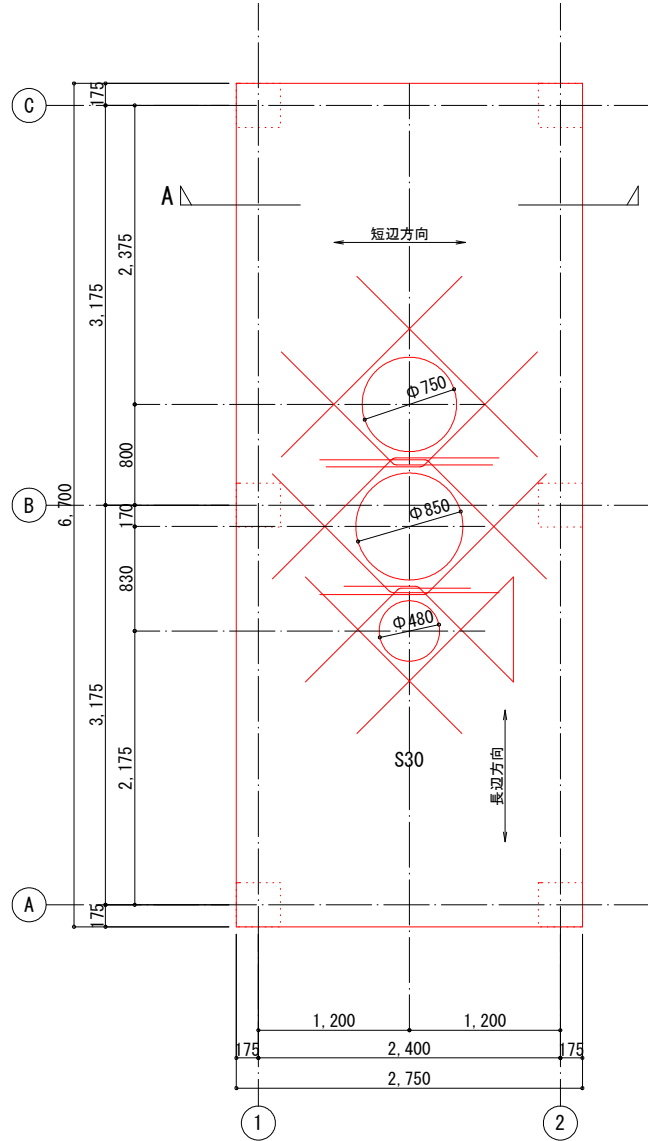
- ・コンクリート強度: 24N/mm2
- ・鉄筋種別: SD295 (D10~D16), SD345 (D19)

スラブリスト

- ・コンクリート強度: 24N/mm2
- ・鉄筋種別: SD295 (D10~D16), SD345 (D19)

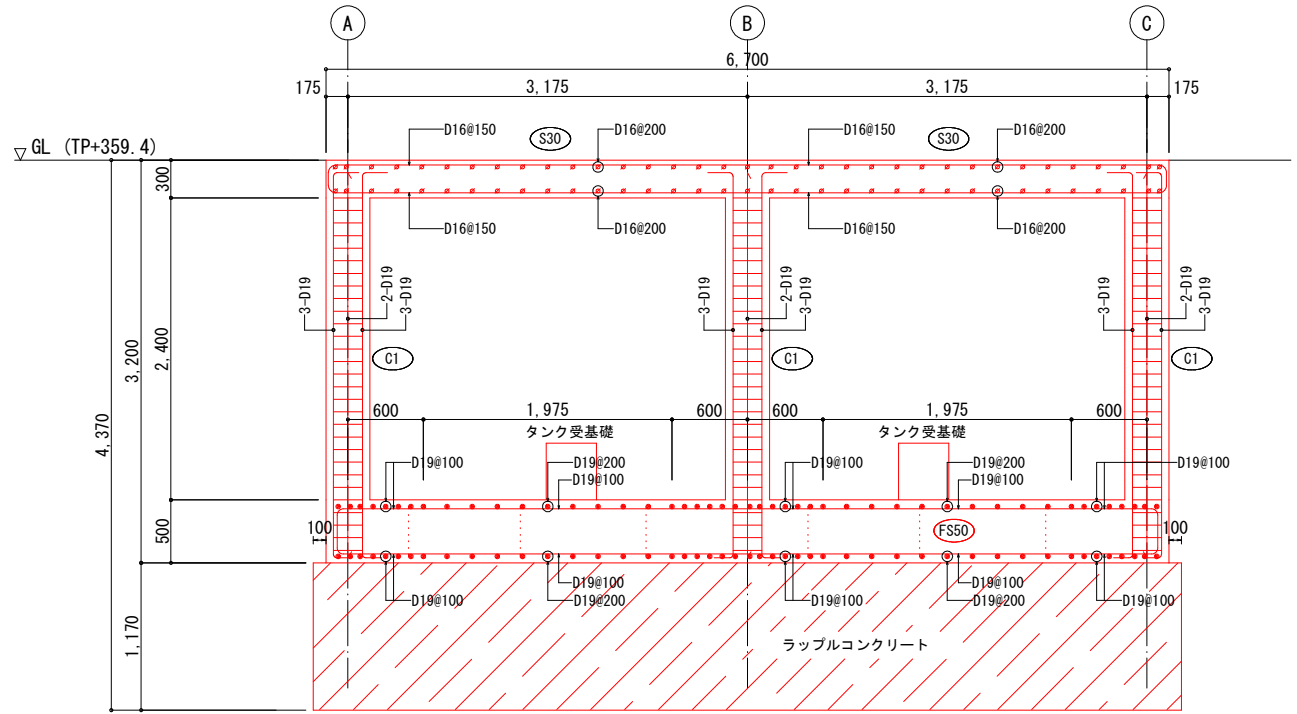
特記なき限り 幅止め筋: D13@1,000

符号	スラブ厚 (mm)	位置	配筋		備考
			短辺方向	長辺方向	
S30	300	上端筋	D16 @ 200	D16 @ 150	
		下端筋	D16 @ 200	D16 @ 150	
FS50	500	上端筋	下部伏図 参照		
		下端筋			

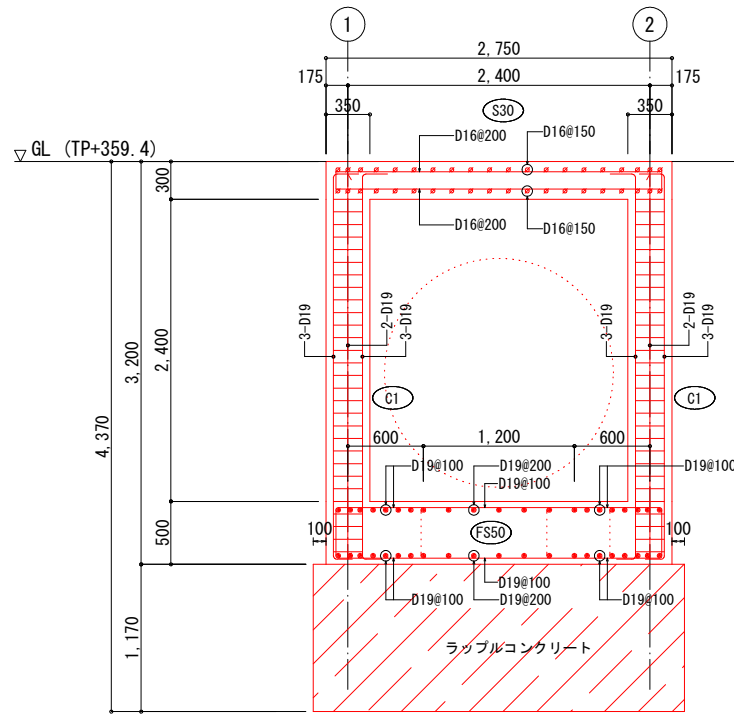


上部床開口補強図

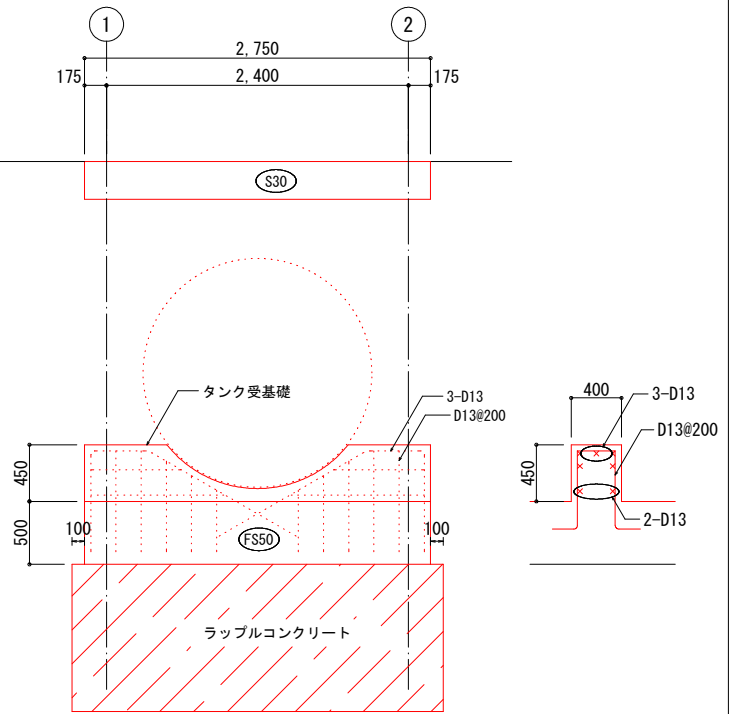
特記なき限り
開口補強斜め筋: 各4-D19



1通り配筋図



A通り配筋図



A-A間断面配筋図

タンク受け基礎配筋図

配筋詳細図 共通事項

- ・コンクリート強度: 24N/mm2 (ラップルは 18N/mm2)
- ・鉄筋種別: SD295 (D10~D16), SD345 (D19~D25)

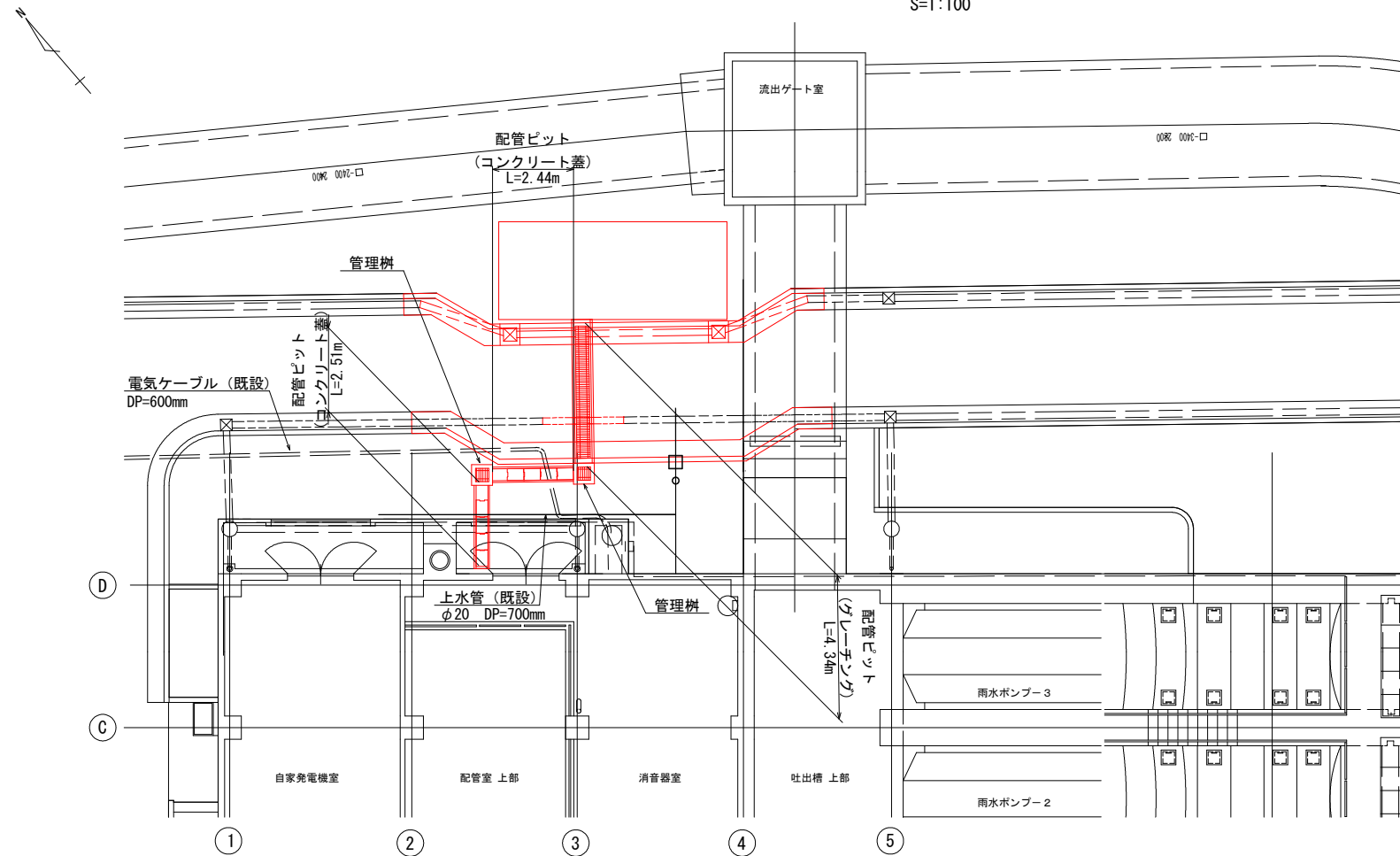
特記なき限り

- ・Hoop: □-D10@100
- ・幅止め筋: D10@1,000以内

令和8年度 防災 千曲市公共下水道事業			
尾米排水ポンプ場 燃料貯留槽改修工事			
番号	11/27	燃料貯留槽	縮尺
各リスト、断面配筋図			
尾米排水ポンプ場			
千曲市 杭瀬下六丁目			
		照査	設計
千曲市役所			
設計会社		管理技術者	
測量会社		照査技術者	
調査会社		主任技術者	

圖示

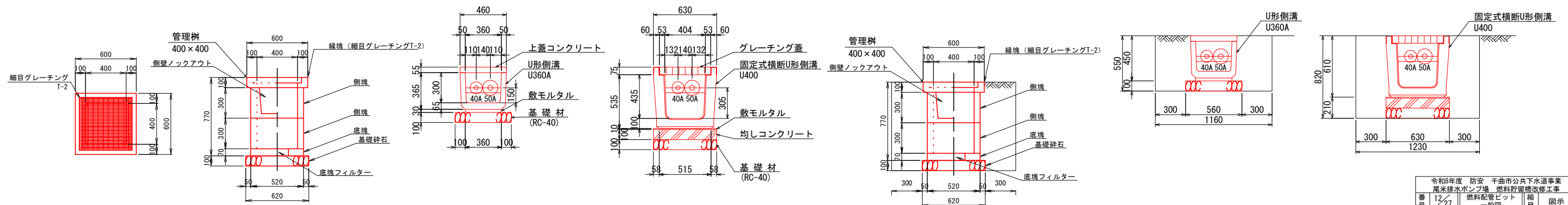
S=1 : 100



S=1:20

S=1:20

配管ピット



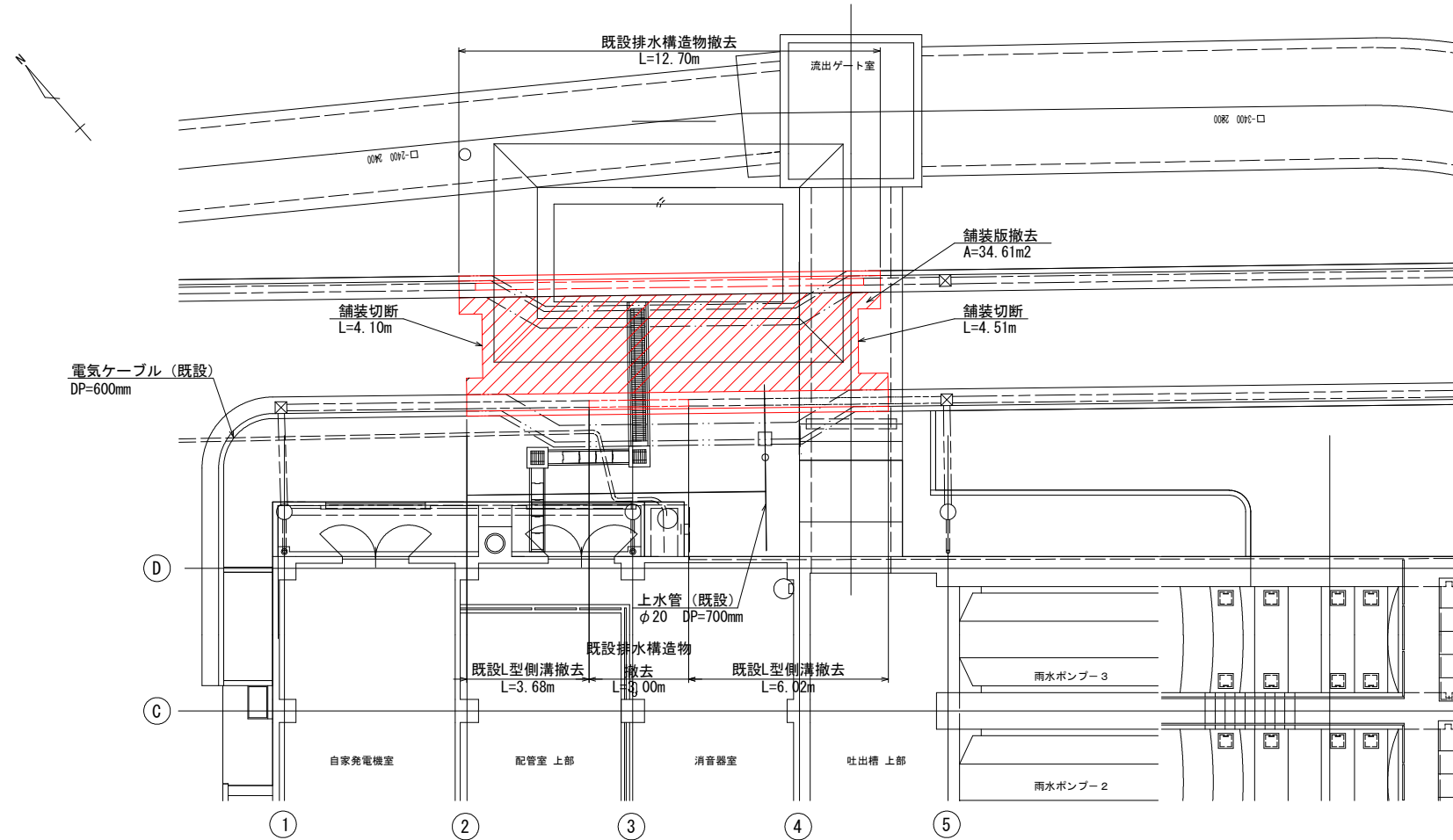
令和8年度 防災 千曲市公共下水道事業 尾米排水ポンプ場 燃料貯留槽改修工事				
番号	12/27	燃料配管ユニット 一般図	縮尺	図示
尾米排水ポンプ場				
千曲市 杭瀬下六丁目				
			照査	設計
千曲市役所				
設計会社	管理技術者			
	照査技術者			
測量会社	主任技術者			
調査会社	主任技術者			

既設物撤去工図
(尾米排水ポンプ場)

図 示

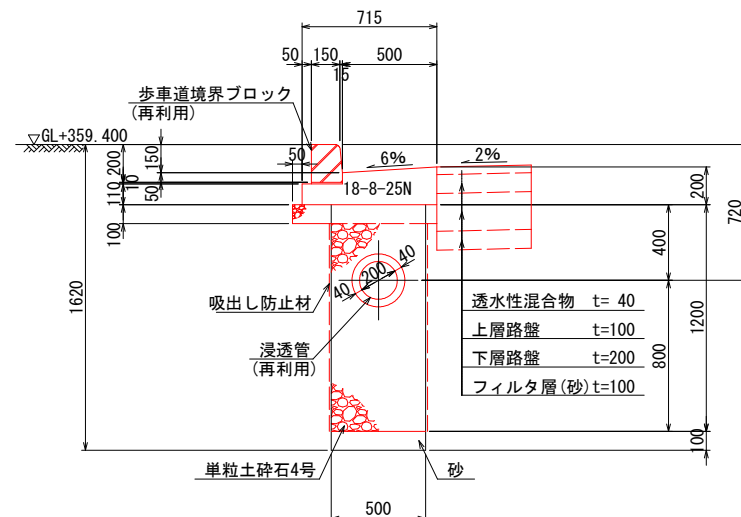
平 面 図

S=1:100



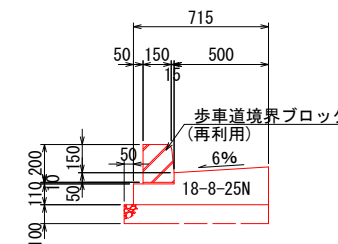
排水構造物復旧工図

S=1:20



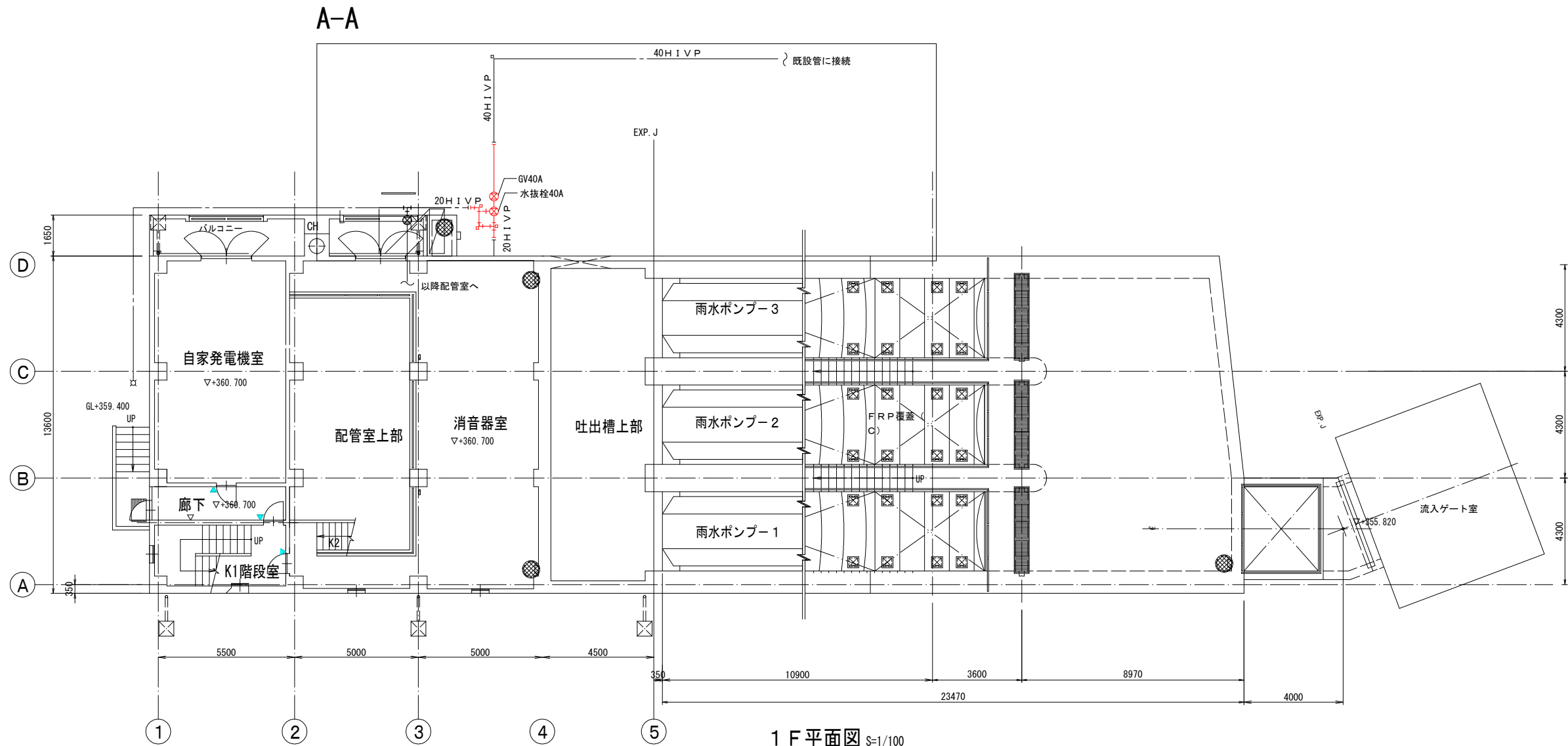
L型側溝復旧工図

S=1:20



令和8年度 防災 千曲市公共下水道事業			
尾米排水ポンプ場 燃料貯留槽改修工事			
番号	13/27	既設物撤去図	縮尺 図示
尾米排水ポンプ場			
千曲市 杭瀬下六丁目			
		照査	設計
千 曲 市 役 所			
設計会社		管理技術者	
測量会社		照査技術者	
調査会社		主任技術者	
		主任技術者	

給水設備平面図（改修後）



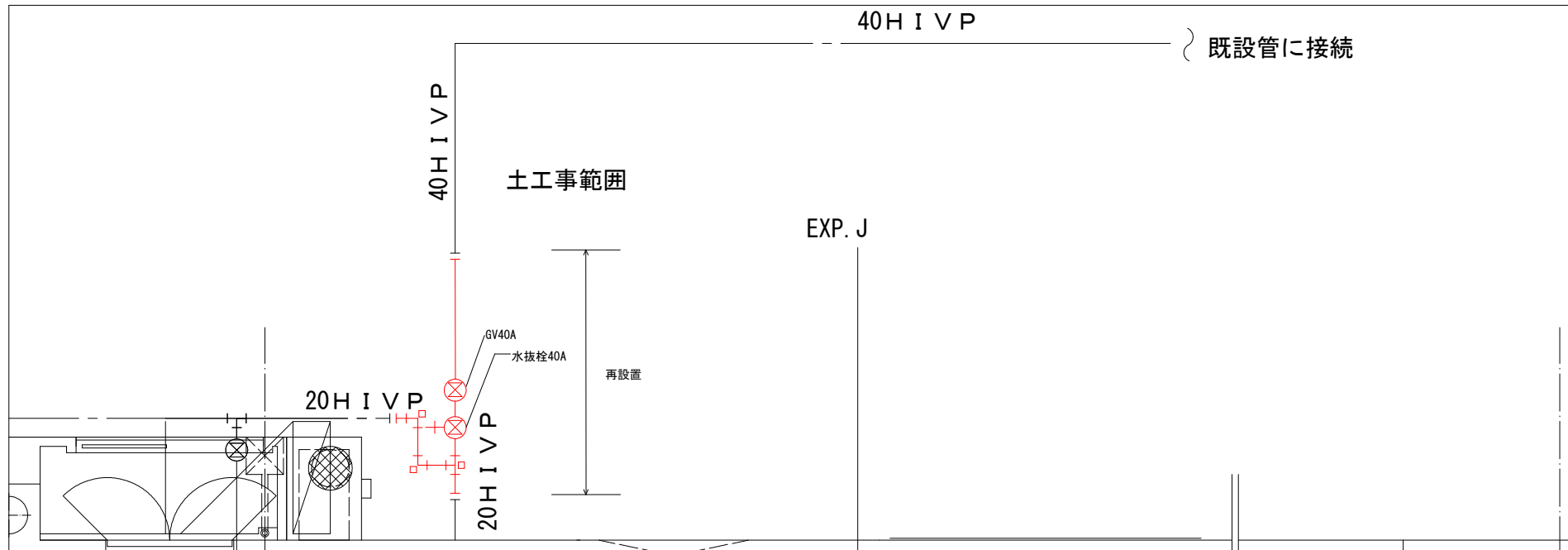
1 F 平面図 S=1/100

今回工事

＜凡例＞

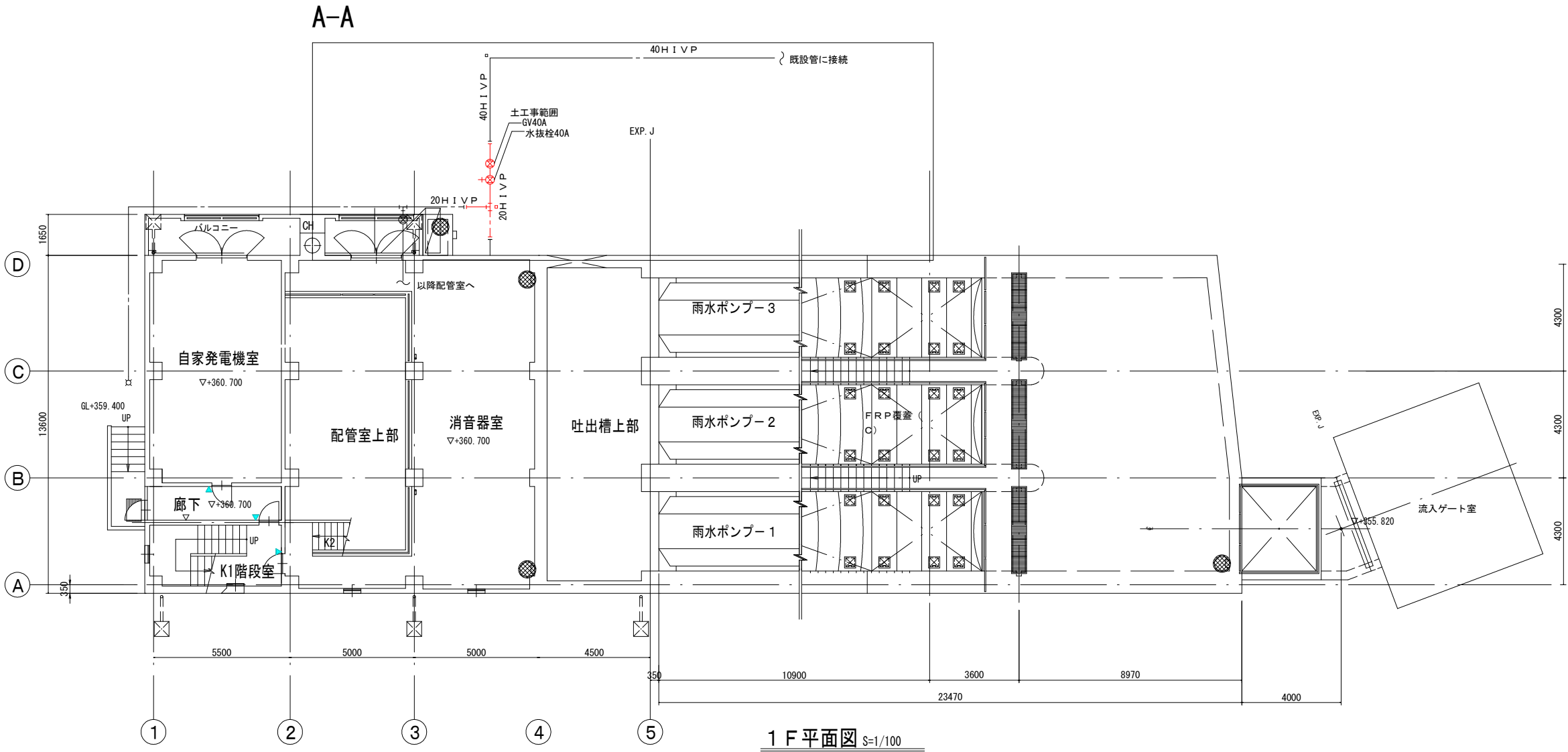
- 給水管
- 埋設弁
- 水抜栓
- チーズ
- 90° エルボ
- 配管接続箇所
- 地中埋設標

A-A 詳細図



令和8年度 防災 千曲市公共下水道事業 尾米排水ポンプ場 燃料貯留槽改修工事					
番号	15/27	給水設備平面図 (改修後)	縮尺	S=1/100	
尾米排水ポンプ場					
千曲市 杭瀬下六丁目					
		照査		設計	
千曲市役所					
設計会社		管理技術者			
測量会社		照査技術者			
調査会社		主任技術者			
		主任技術者			

給水設備平面図（改修前）

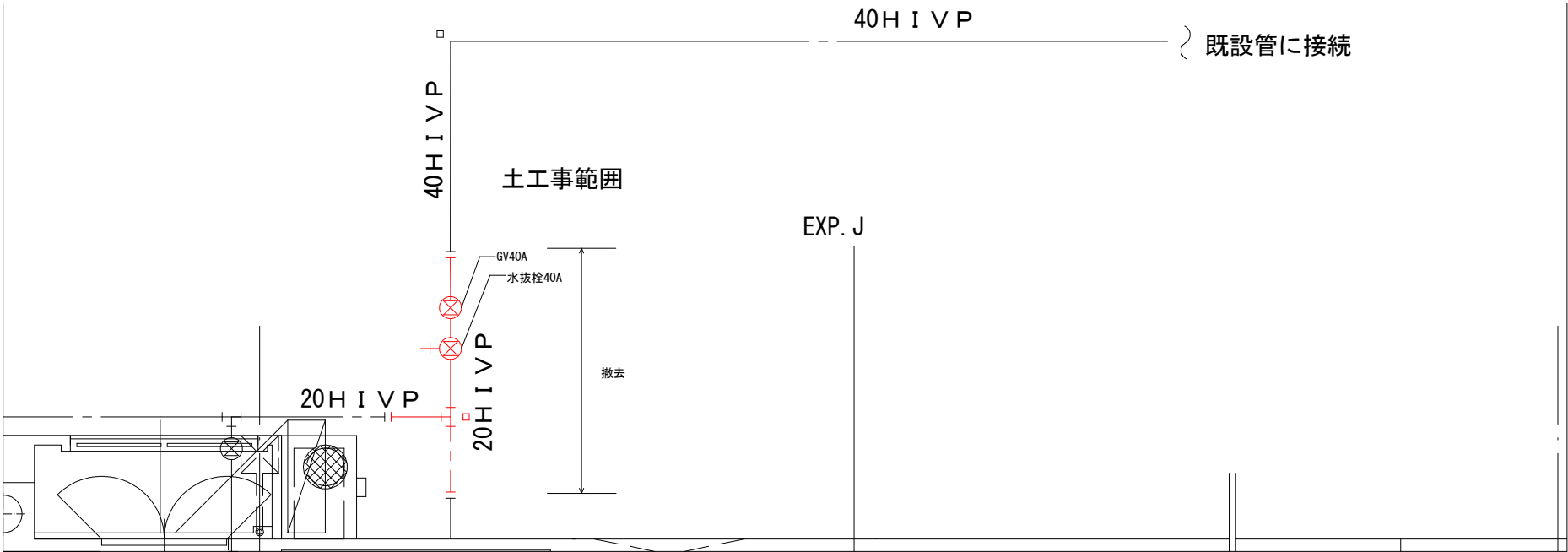


——— 今回工事

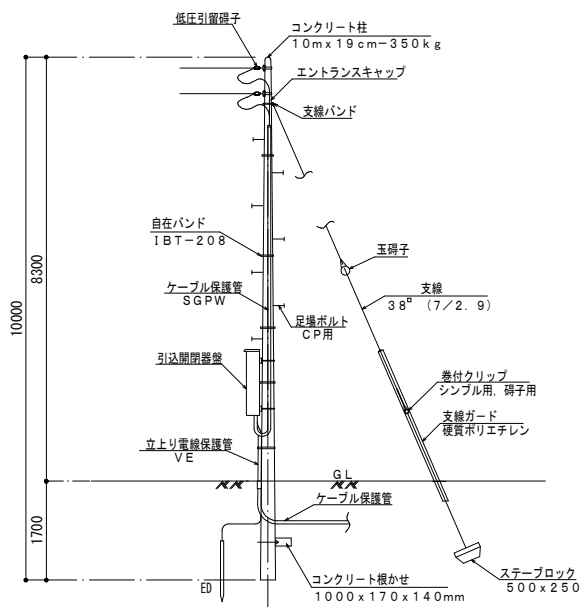
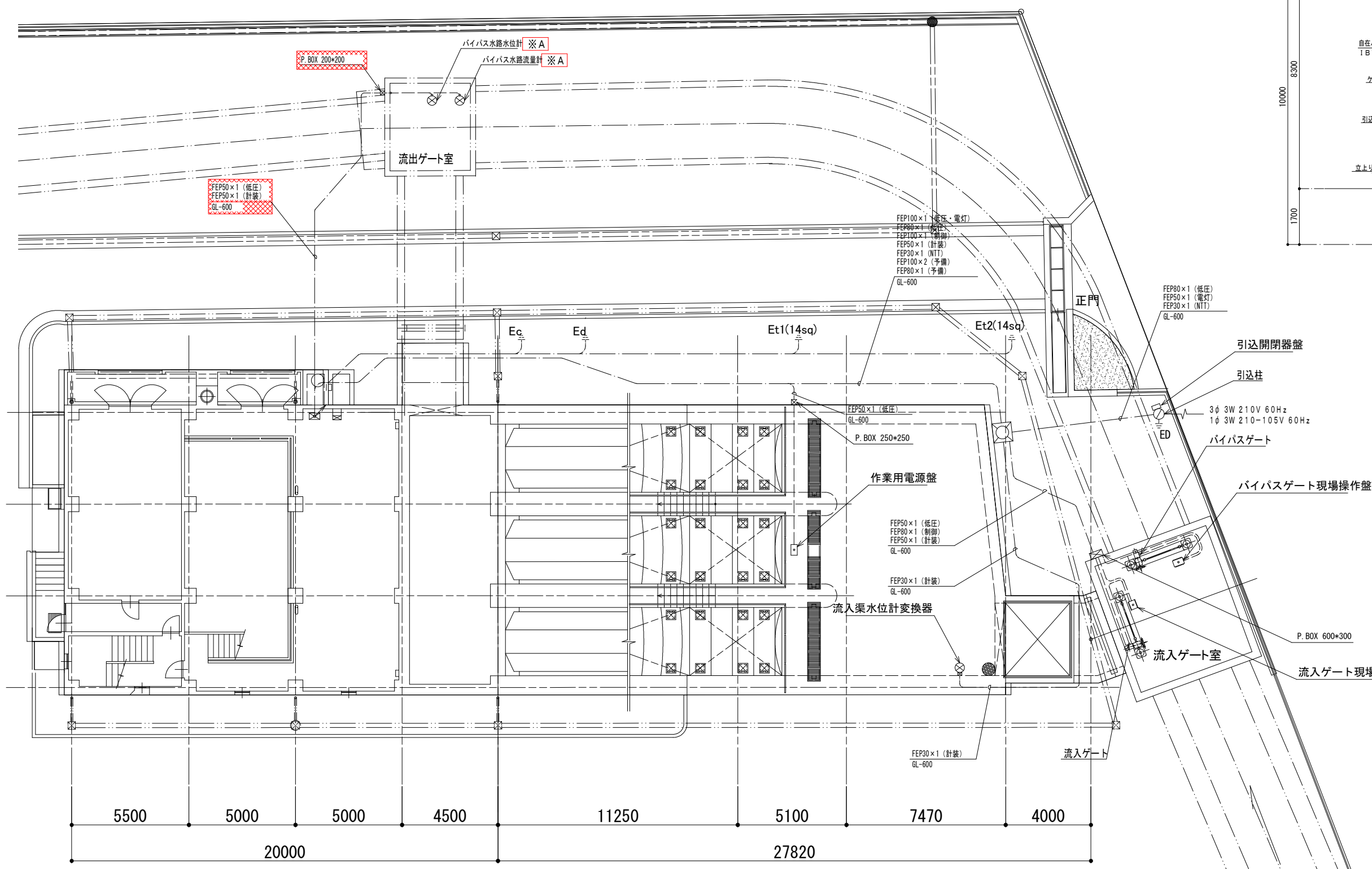
＜凡例＞

---	給水管
⊗	埋設弁
⊕	水抜栓
+	チーズ
└	90° エルボ
┌	配管接続箇所
□	地中埋設標

A-A 詳細図



令和8年度 防災 千曲市公共下水道事業 尾米排水ポンプ場 燃料貯留槽改修工事					
番号	16/27	給水設備平面図 (改修前)	縮尺	S=1/100	
尾米排水ポンプ場					
千曲市 杭瀬下六丁目					
千曲市役所					
設計会社		管理技術者			
		照査技術者			
測量会社		主任技術者			
調査会社		主任技術者			



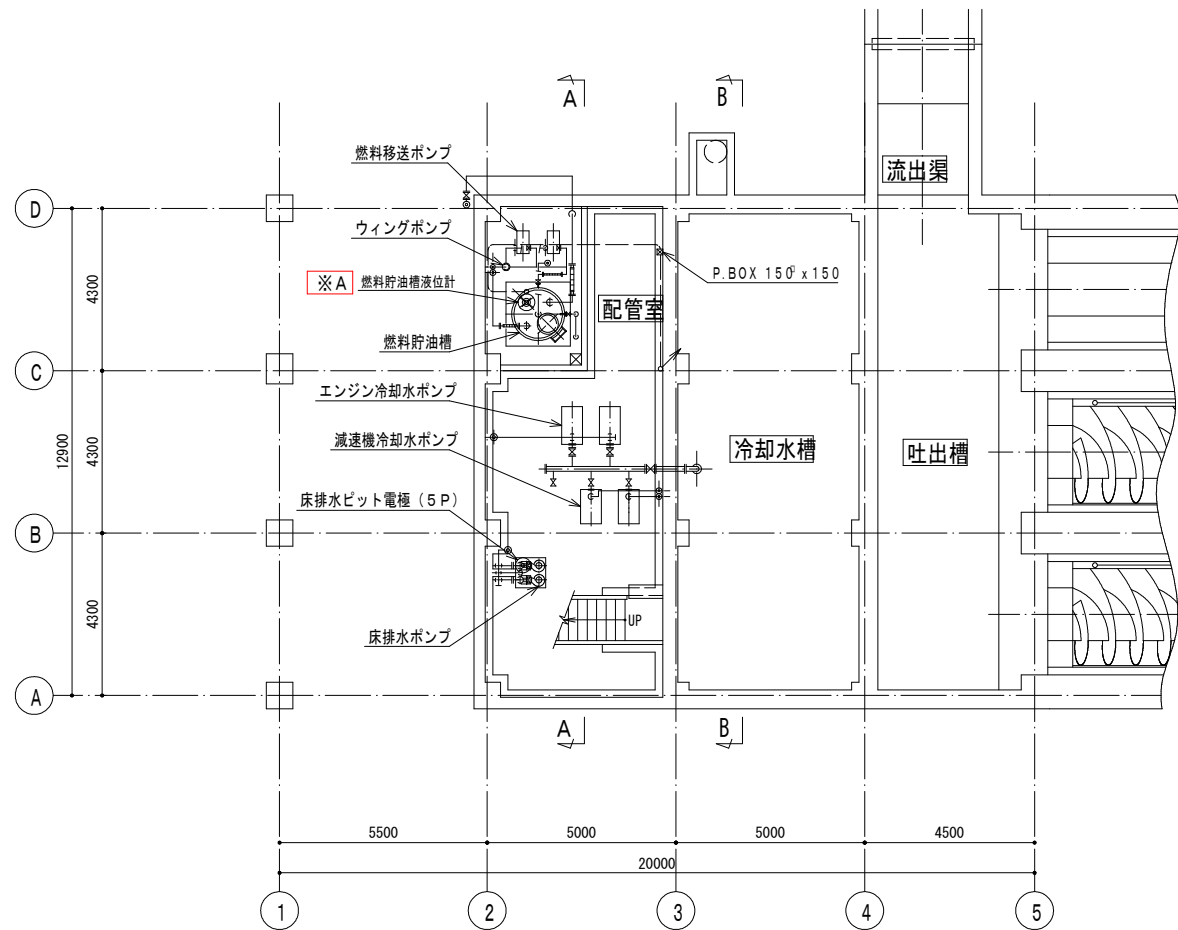
引込装柱図S-NONE

- 注 記
1. は撤去を示す。
 2. は既設を示す。
 3. ※A はケーブル・電線管の撤去を示す。

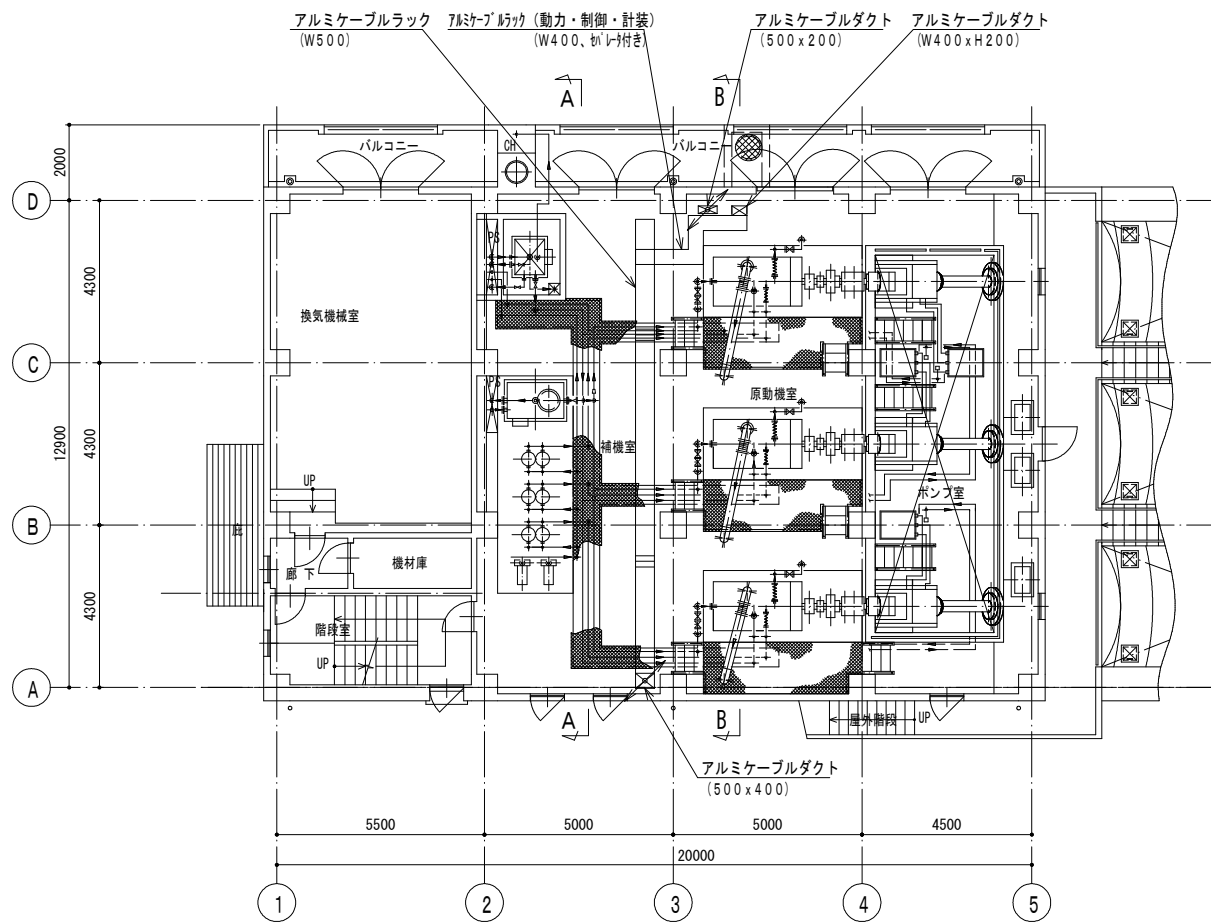
接地種別表

記 号	種 別	用 途	接 地 極	接地線	備 考
E d	D 種	低 圧 機 器 用	銅板 900 〃x1.5 t	100 〃	既 設
E c	C 種	計 装 機 器 用	〃	60 〃	〃
E t 1	—	測 定 用	接地棒 14Φx1500 〃	14 〃	〃
E t 2	—	〃	〃	〃	〃

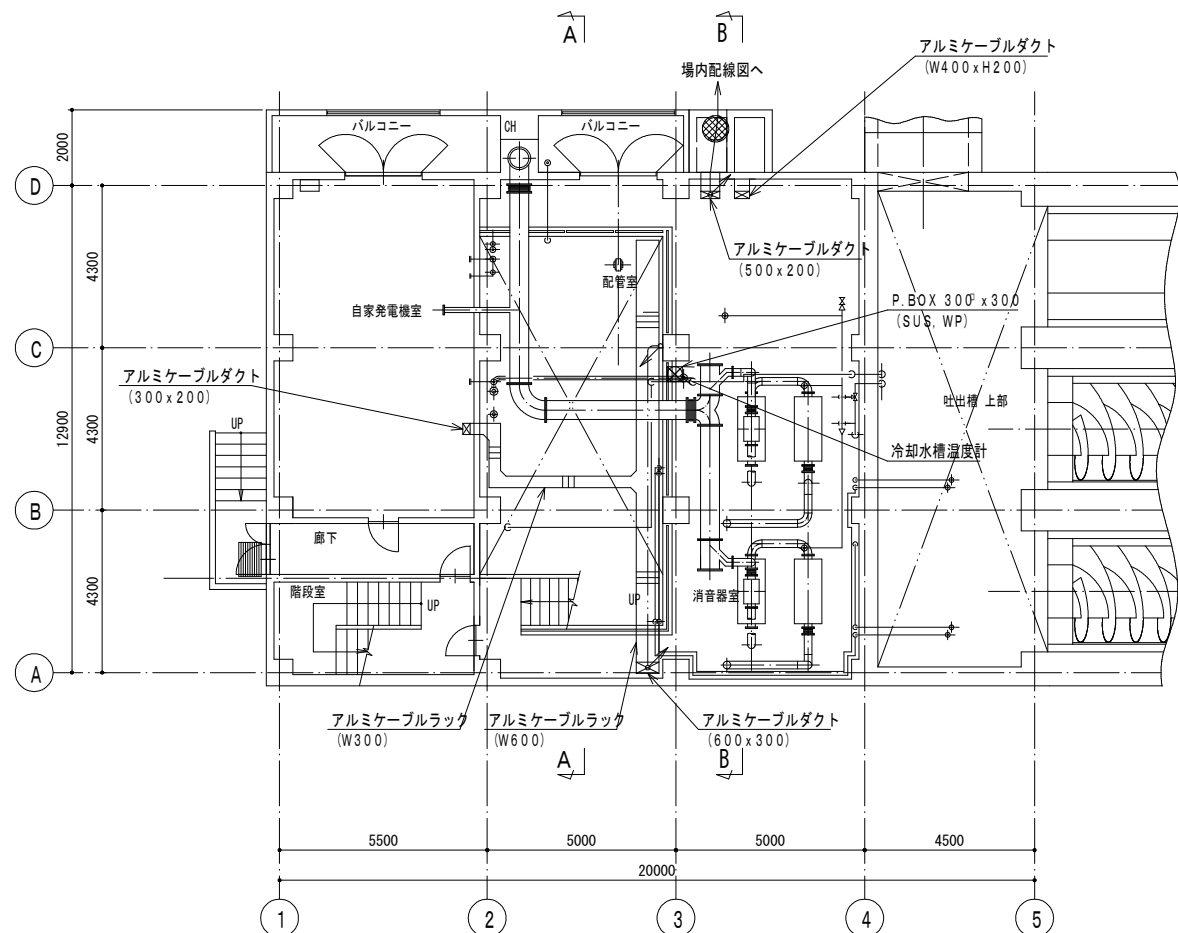
令和8年度 防災 千曲市公共下水道事業			
尾米排水ポンプ場 燃料貯留槽改修工事			
番号	17/27	屋外配線図 (撤去)	縮尺 S=1/100
尾米排水ポンプ場			
千曲市 杭瀬下六丁目			
		照 査	設 計
千 曲 市 役 所			
設計会社		管理技術者	
測量会社		照査技術者	
調査会社		主任技術者	
		主任技術者	



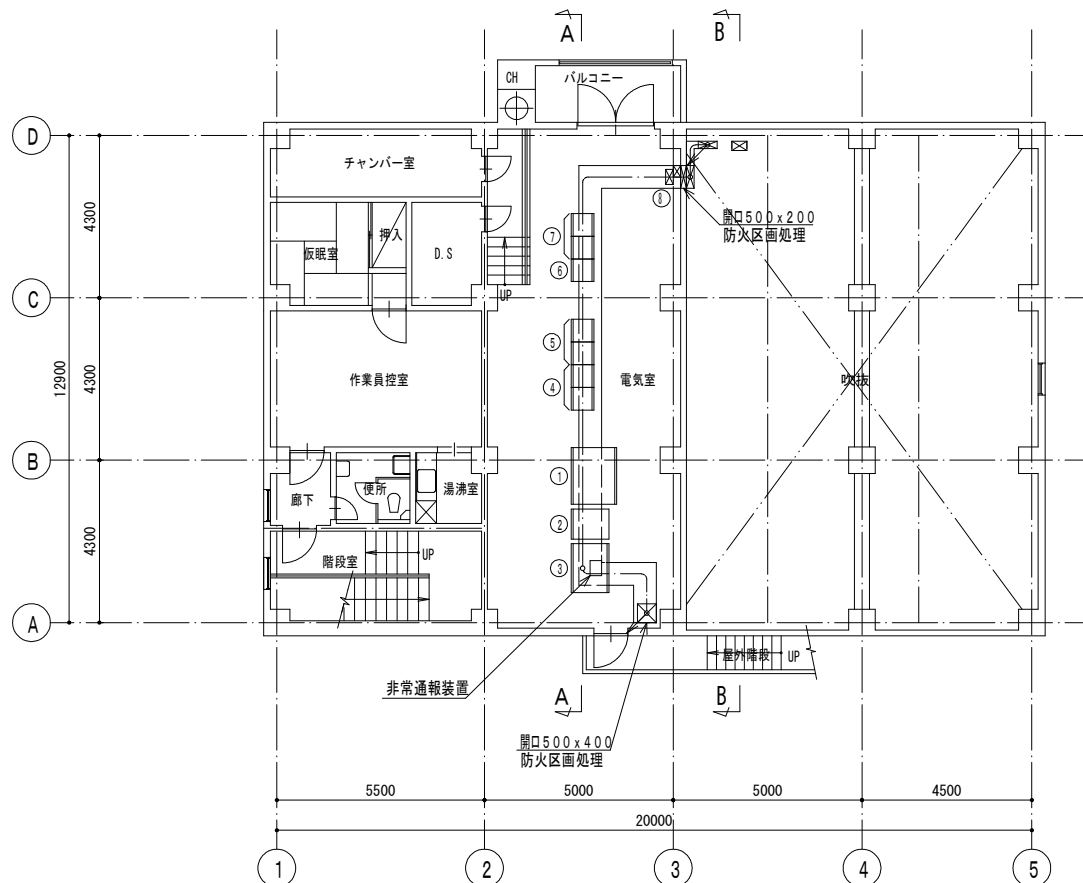
地下1階平面図 (S=1/100)



2階平面図 (S=1/100)



1階平面図 (S=1/100)

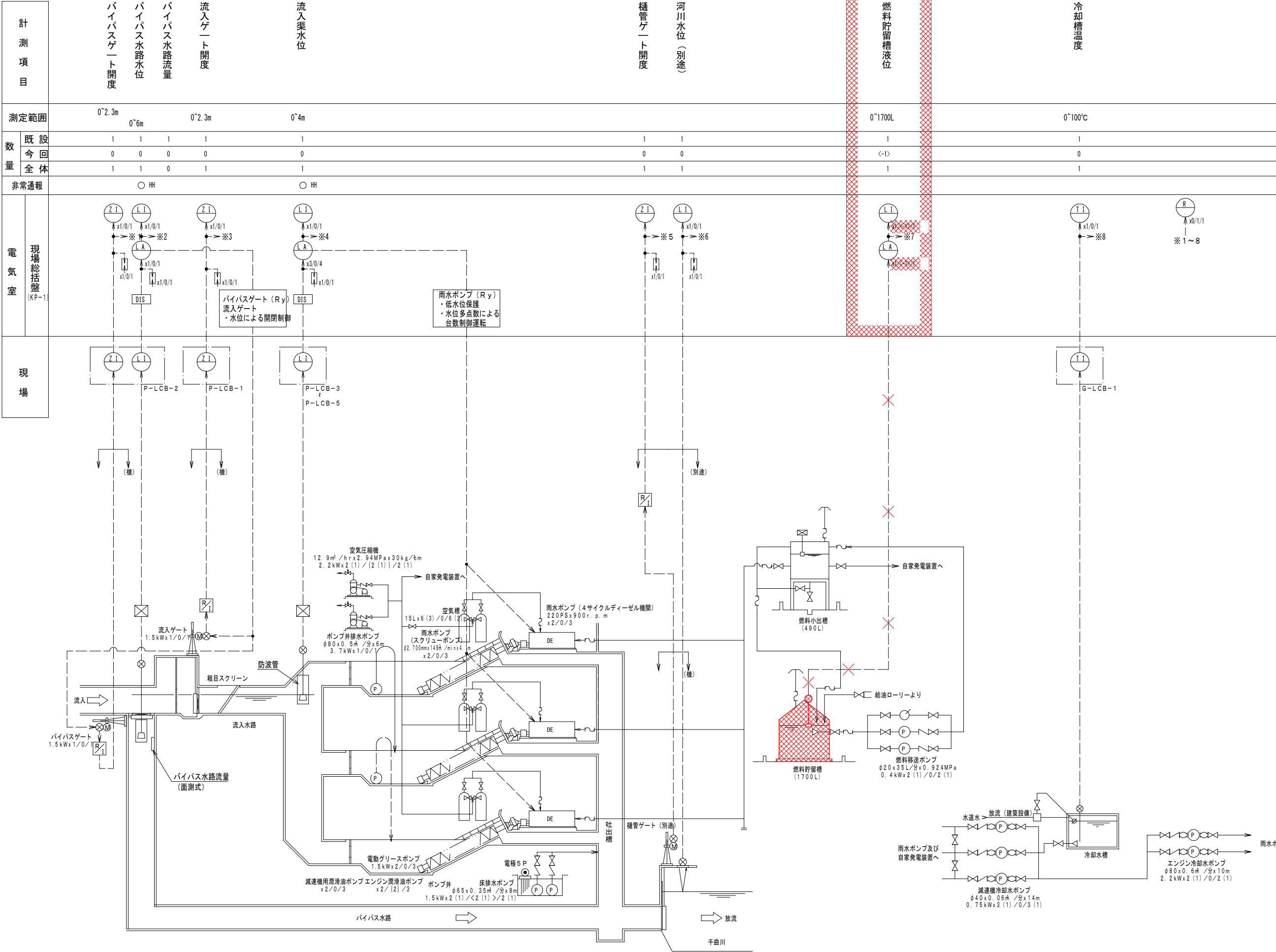


3階平面図 (S=1/100)

番号	記号	名称	備考
①	LP-1	低圧受電盤	既設
②	DC-1	直流電源装置	既設
③	KP-1	現場総括盤	既設
④	P-RY	維持管理負荷設備補助継電器盤	既設
⑤	P-CC	維持管理負荷設備コントロールセンタ	既設
⑥	G-RY	雨水ポンプ補機設備補助継電器盤	既設
⑦	G-CC	雨水ポンプコントロールセンタ	既設
⑧	ETB-1	接地端子箱	既設

- 注記
- は既設を示す。
 - ※A はケーブル・電線管の撤去を示す。

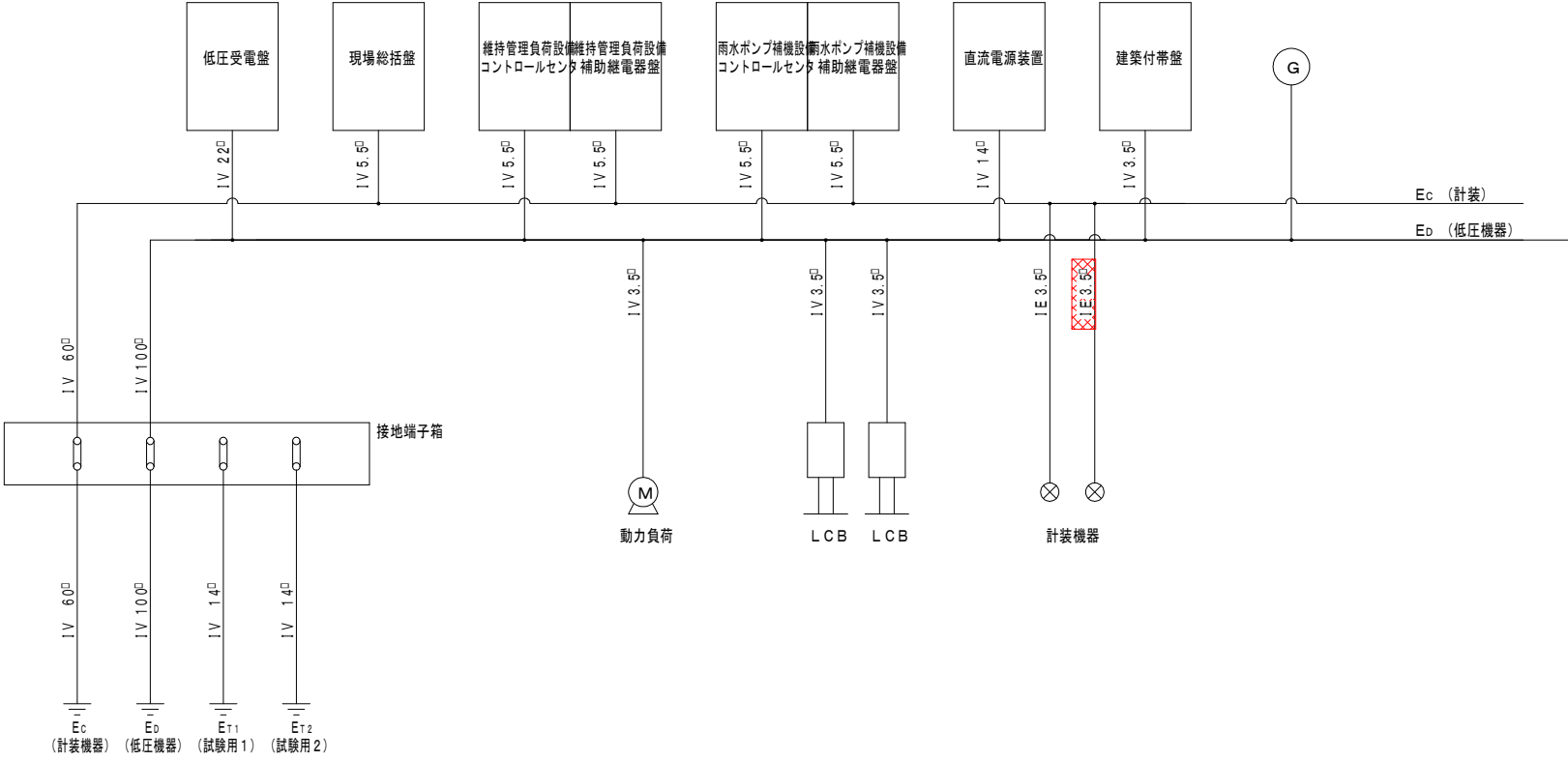
令和8年度 防災 千曲市公共下水道事業	尾米排水ポンプ場 燃料貯蔵槽改修工事
番号 18/27	地下1階、1階、2階、3階平面図(撤去) 縮尺 S=1/100
千曲市 杭瀬下六丁目	
設計	照査
千曲市役所	
設計会社	管理技術者
測量会社	照査技術者
調査会社	主任技術者



凡例		
記号	名 称	備 考
⊗	発信器	
⊗ ↑	投込式水位計	
⊗ ○	電波式水位計	
⊗ ●	電極式水位計	
⊗ ○ ↑	フリクト式水位計	
⊗ ⊗	電磁流量計	
⊗ ⊗ ⊗	オリフィス流量計	
⊗ ⊗ ⊗ ⊗	超音波式濃度計	
⊗ ⊗ ⊗ ⊗ ⊗	変換器、中継箱	
Do	溶存酸素濃度	
UV	汚濁量計	
F	流量	
L	液位	
D	濃度	
P	圧力	
Z	開度	
W	重量	
T	温度	
N	回転数	
A	警報設定器	
I	指示計	
C	調節計	
r	比率	
S	設定器	
⊗	乗算器	
⊕	加算器	
R	記録計	
Q	積算計	
OL	ワンループコントローラ	
HC	手動設定器	
⊞	アレスタ	

- 注 記
- ⊗ は撤去を示す。
 - 台数は既設/今回く更新>/全体を示す。
 - × はケーブル撤去を示す。
 - (機) は機械設備を示す。

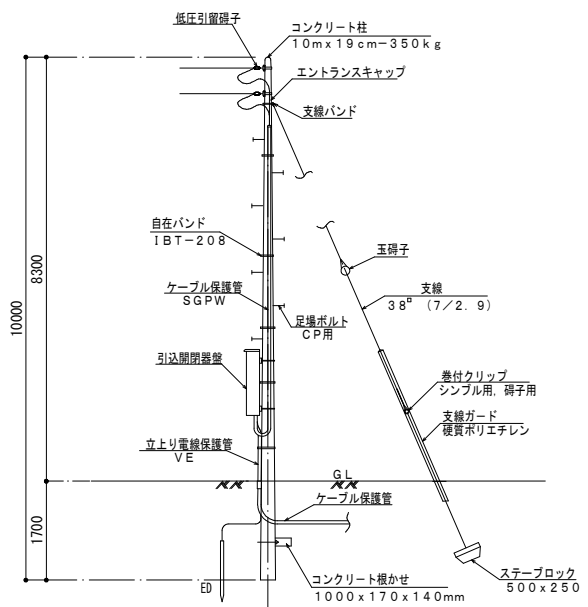
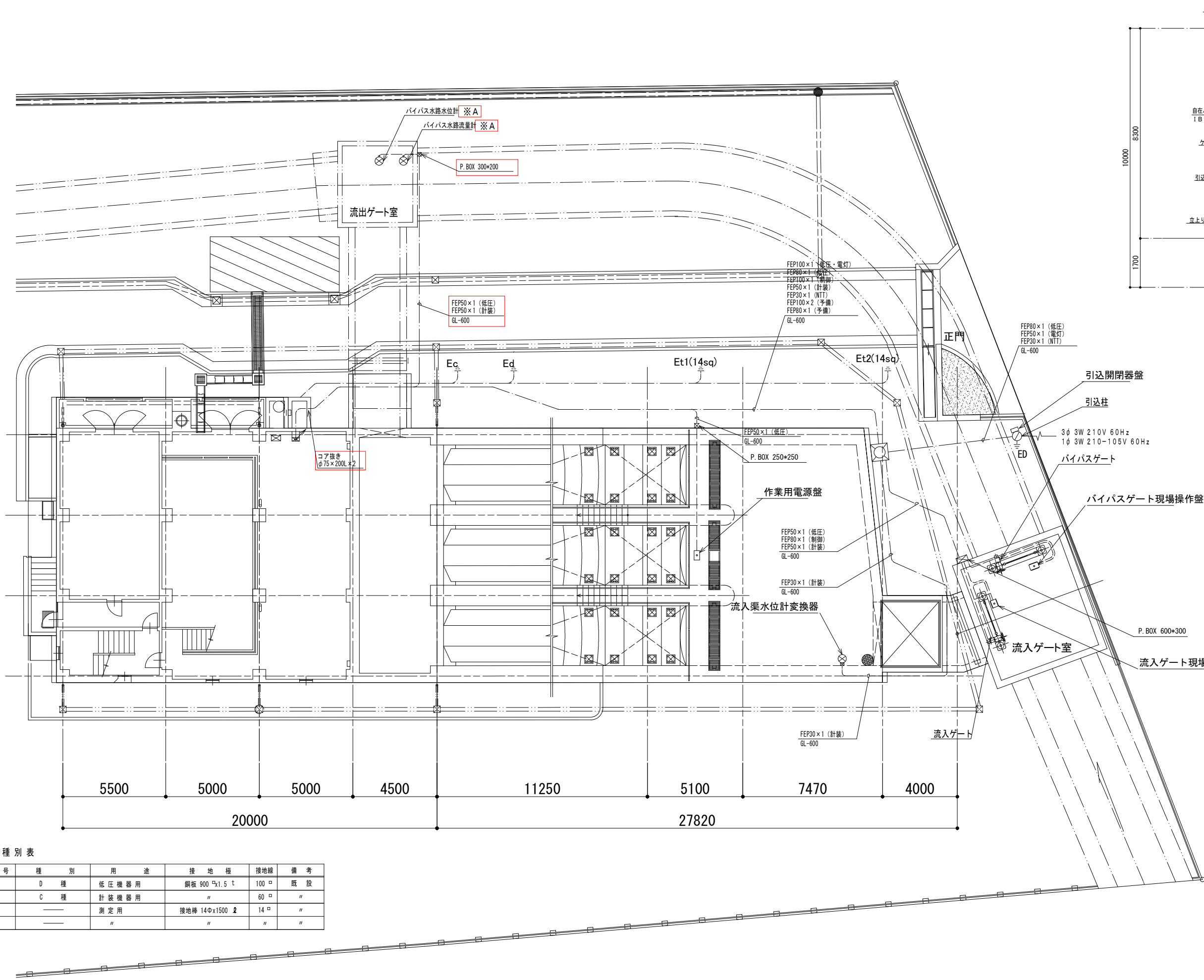
令和8年度 防災 千曲市公共下水道事業			
尾米排水ポンプ場 燃料貯留槽改修工事			
番号	19/27	計装フローシート (撤去)	縮尺 S-NONE
尾米排水ポンプ場			
千曲市 杭瀬下六丁目			
		照査	設計
千 曲 市 役 所			
設計会社		管理技術者	
測量会社		照査技術者	
調査会社		主任技術者	
		主任技術者	



接地系統図

注 記
1.  は撤去を示す。

令和8年度 防安 千曲市公共下水道事業					
尾米排水ポンプ場 燃料貯留槽改修工事					
番号	20/27	接地系統図(撤去)	縮尺	S=NONE	
尾米排水ポンプ場					
千曲市 杭瀬下六丁目					
			照査	設計	
千 曲 市 役 所					
設計会社			管理技術者		
			照査技術者		
測量会社			主任技術者		
調査会社			主任技術者		

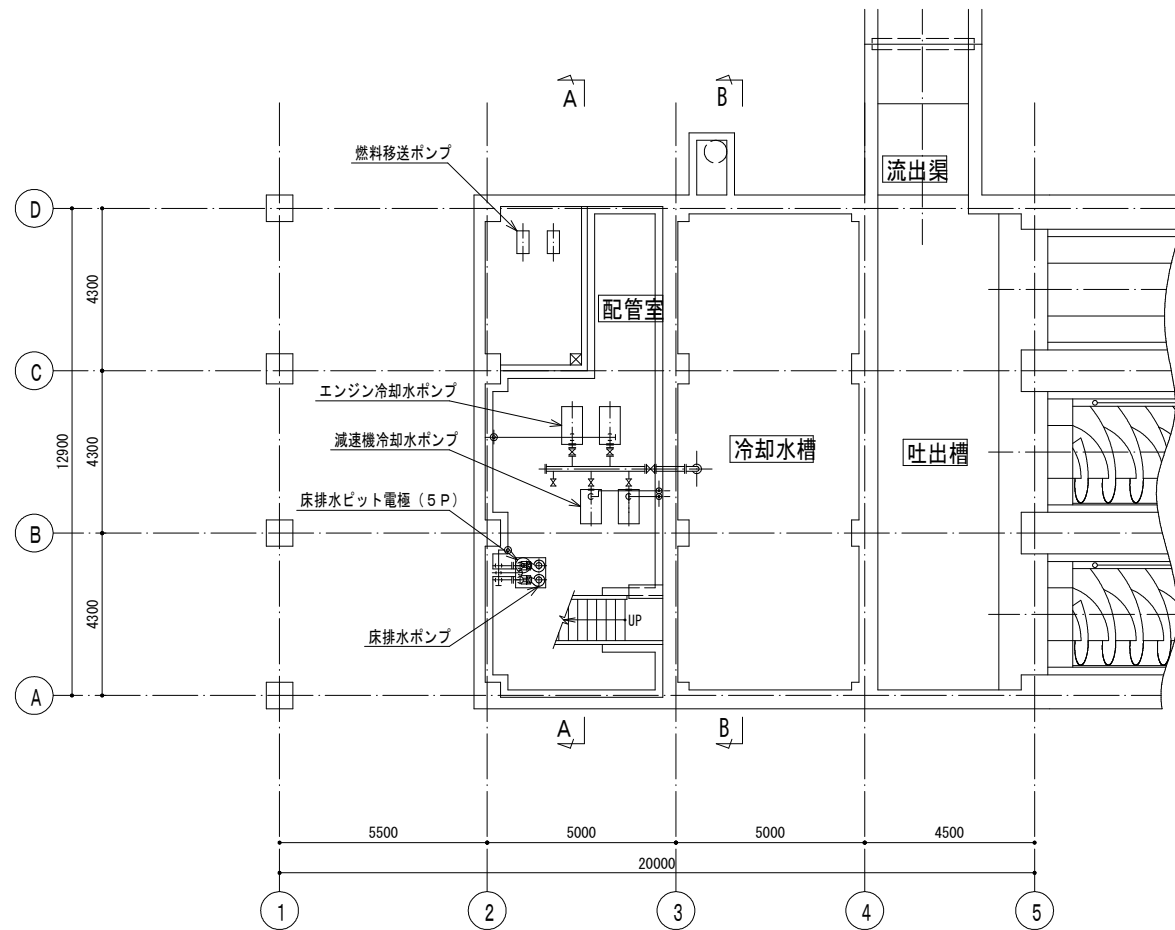


引込装柱図S-NONE

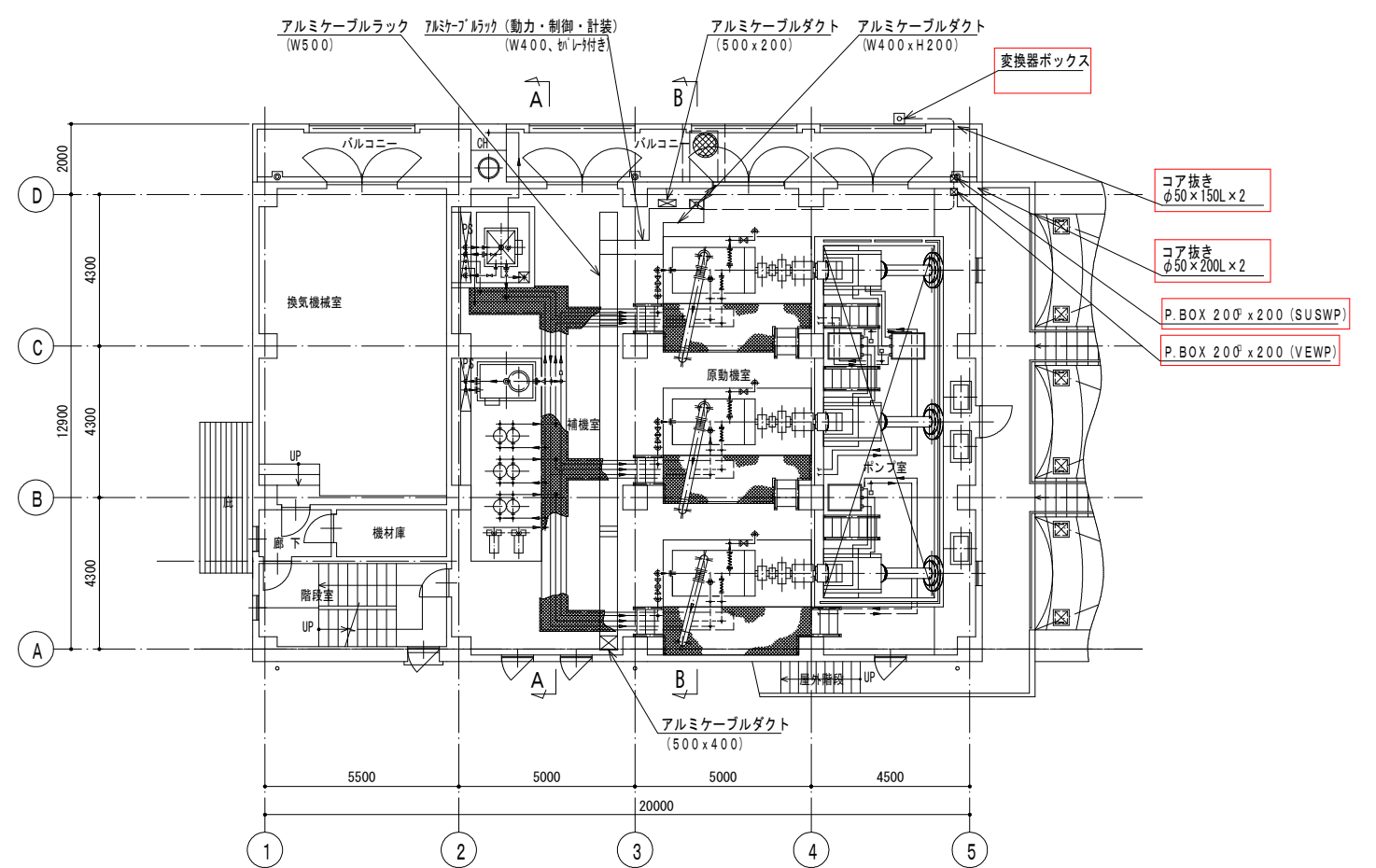
- 注 記
- 1. は今回を示す。
 - 2. は既設を示す。
 - 3. ※A はケーブル・電線管の更新を示す。

接地種別表					
記号	種別	用途	接地極	接地線	備考
Ed	D種	低圧機器用	銅板 900 $\times$ 1.5 t	100 $\square$	既設
Ec	C種	計装機器用	"	60 $\square$	"
Et1	—	測定用	接地棒 14 ϕ x1500	14 $\square$	"
Et2	—	"	"	"	"

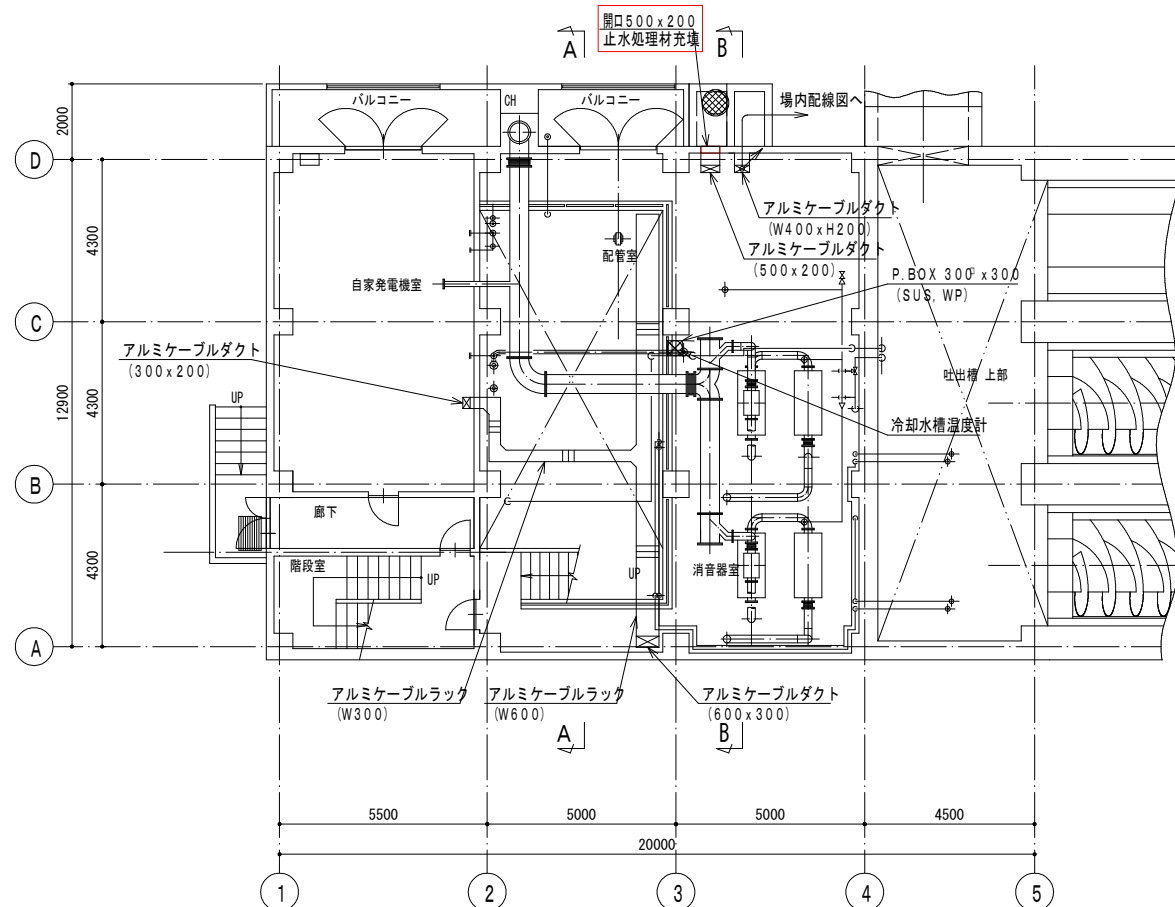
令和8年度 防災 千曲市公共下水道事業 尾米排水ポンプ場 燃料貯留槽改修工事			
番号	21/27	場内平面図	縮尺 S=1/100
尾米排水ポンプ場			
千曲市 杭瀬下六丁目			
		照査	設計
千曲市役所			
設計会社		管理技術者	
		照査技術者	
測量会社		主任技術者	
調査会社		主任技術者	



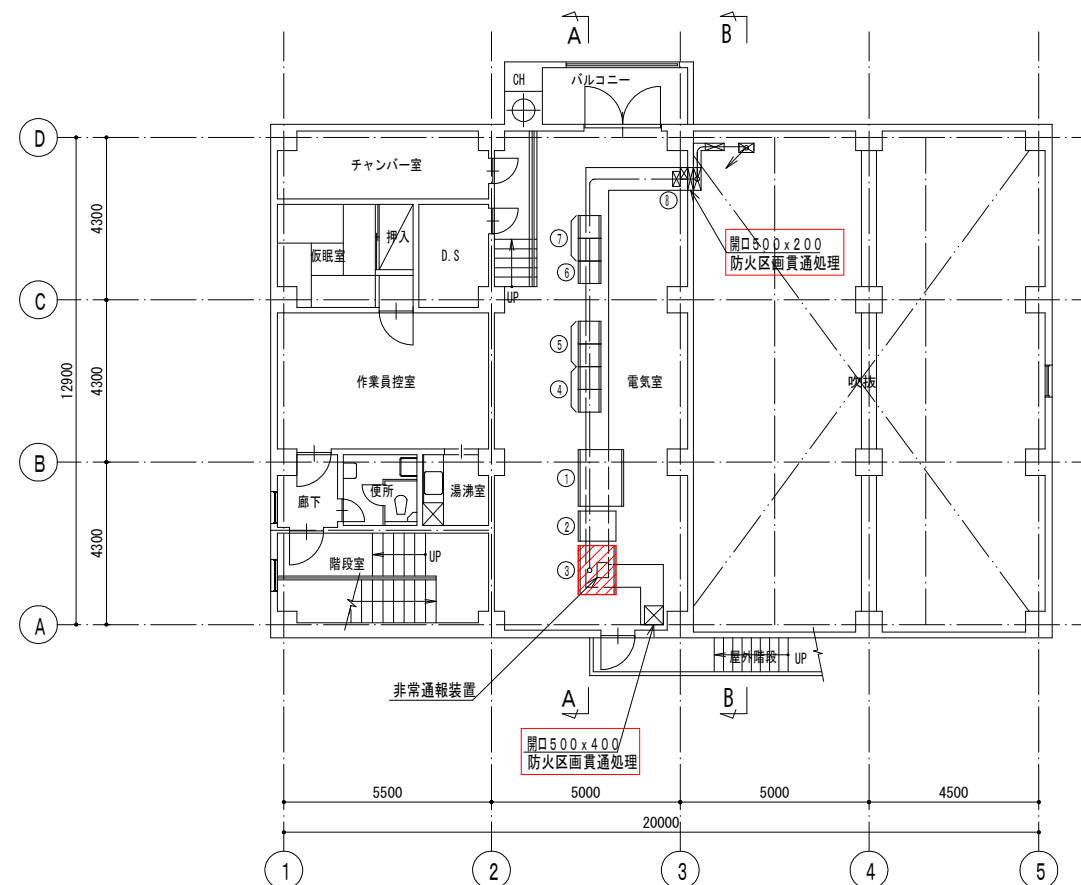
地下1階平面図 (S=1/100)



2階平面図 (S=1/100)



1階平面図 (S=1/100)



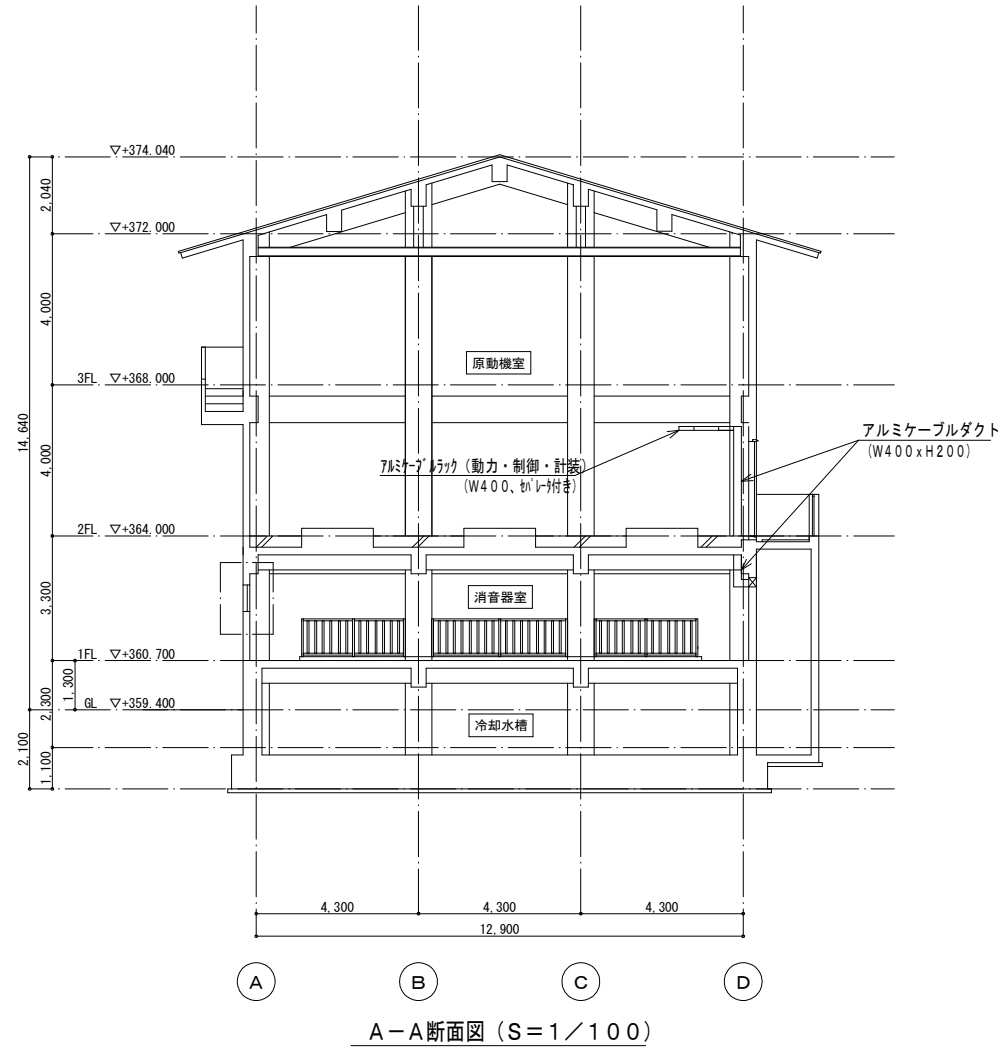
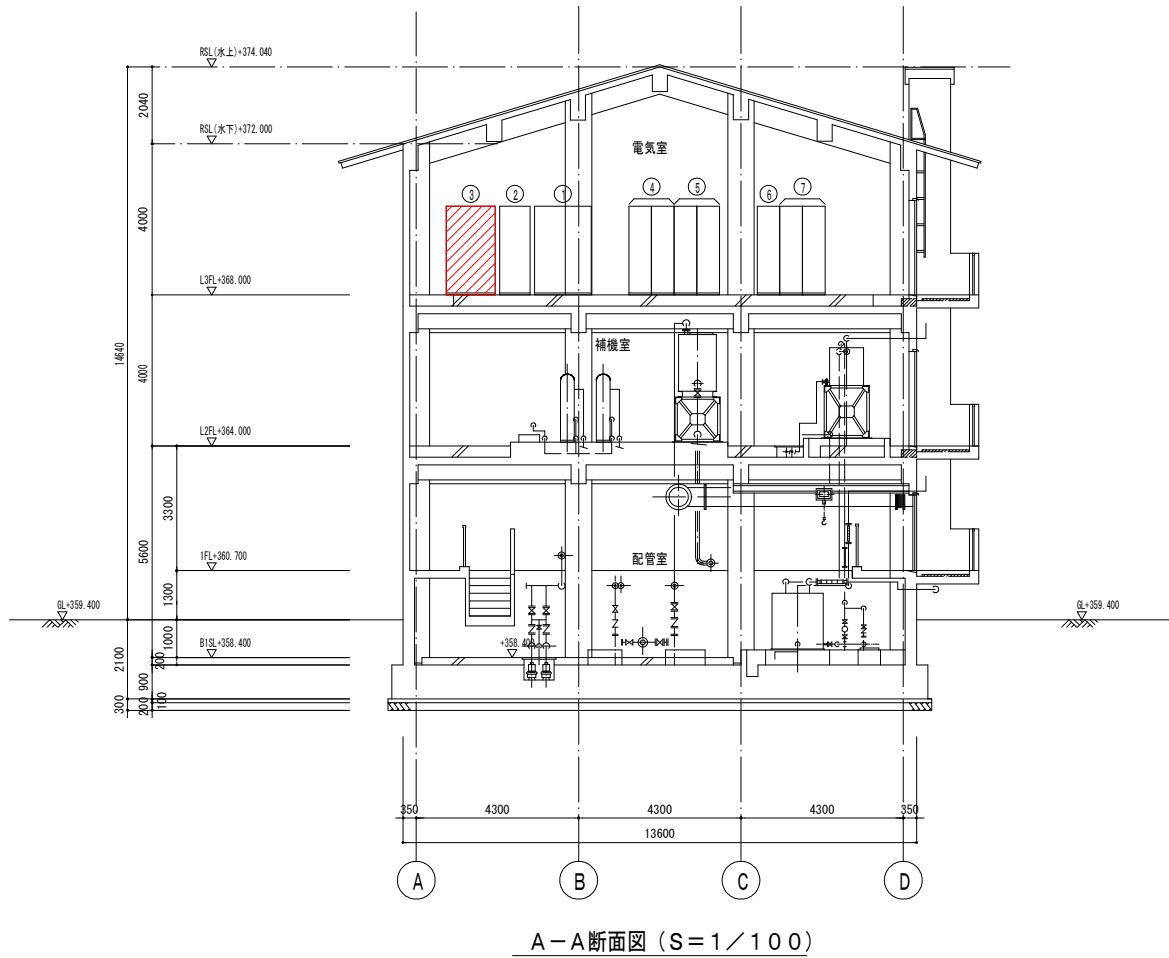
3階平面図 (S=1/100)

壁名称表			
番号	記号	名称	備考
①	LP-1	低圧受電盤	既設
②	DC-1	直流電源装置	既設
③	KP-1	現場総括盤	機能増設
④	P-RY	維持管理負荷設備補助継電器盤	既設
⑤	P-CC	維持管理負荷設備コントロールセンタ	既設
⑥	G-RY	雨水ポンプ補機設備補助継電器盤	既設
⑦	G-CC	雨水ポンプコントロールセンタ	既設
⑧	ETB-1	接地端子箱	既設

注記

- は今回を示す。
- ▨ は機能増設を示す。

令和8年度 防災 千曲市公共下水道事業			
尾米排水ポンプ場 燃料貯蔵槽改修工事			
番号	22/27	1階、2階、3階平面図	縮尺 S=1/100
尾米排水ポンプ場			
千曲市 杭瀬下六丁目			
		照査	設計
千曲市役所			
設計会社		管理技術者	
		照査技術者	
測量会社		主任技術者	
調査会社		主任技術者	

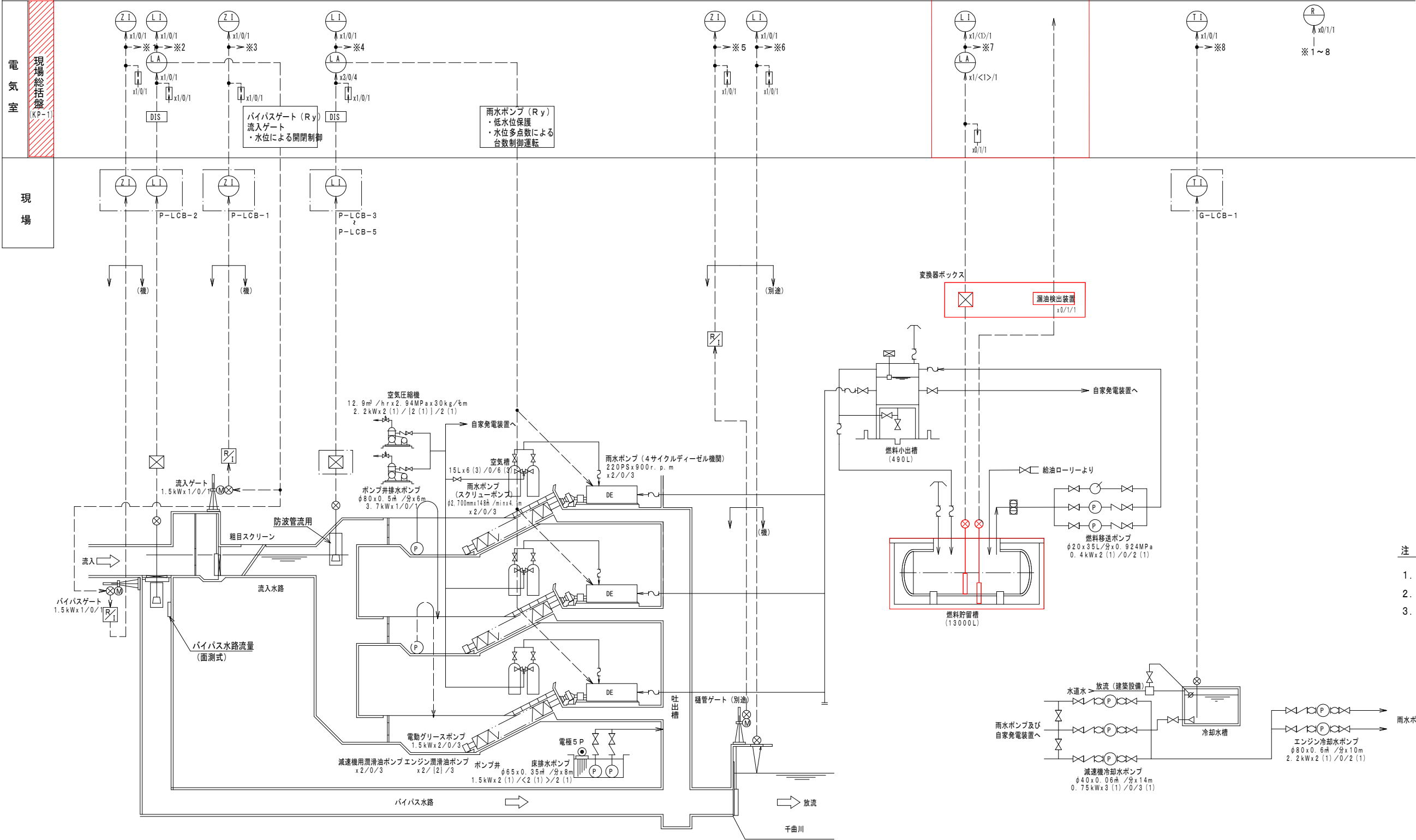


注 記

1.  は機能増設を示す。

令和8年度 防災 千曲市公共下水道事業			
尾米排水ポンプ場 燃料貯留槽改修工事			
番号	23 / 27	断面図	縮尺 S=1/100
千曲市 杭瀬下六丁目			
		照査	設計
千 曲 市 役 所			
設計会社		管理技術者	
		照査技術者	
測量会社		主任技術者	
調査会社		主任技術者	

計測項目	流入ゲート開度				流入渠水位		樋管ゲート開度		河川水位（別途）		地下燃料貯留槽油量	地下燃料貯留槽漏油（警報）	冷却槽温度	
	0°~2.3m				0°~4m						0°~16000L		0°~100℃	
	0°~6m													
数量	既設	1	1	1	1				1	1	1	0	1	
	今回	0	0	0	0				0	0	<1>	1	0	
全体		1	1	0	1	1			1	1	1	1	1	
非常通報		○ HH				○ HH								

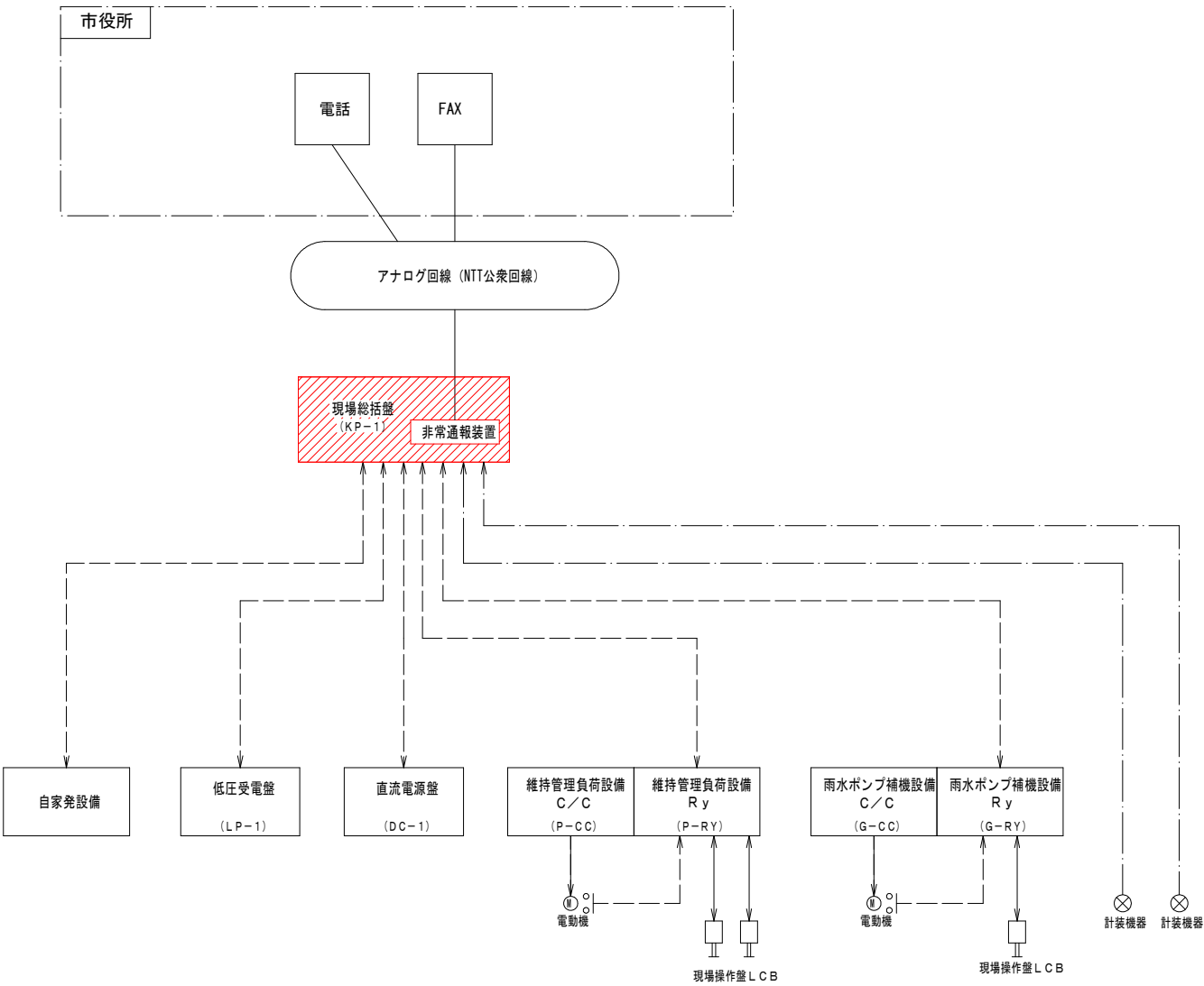


凡例		
記号	名称	備考
⊗	発信器	
⊗	投込式水位計	
⊗	電波式水位計	
⊗	電極式水位計	
⊗	フリクト式水位計	
⊗	電磁流量計	
⊗	オリフィス流量計	
⊗	超音波式濃度計	
⊗	変換器、中継箱	
Do	溶存酸素濃度	
UV	汚濁量計	
F	流量	
L	液位	
D	濃度	
P	圧力	
Z	開度	
W	重量	
T	温度	
N	回転数	
A	警報設定器	
I	指示計	
C	調節計	
r	比率	
S	設定器	
⊗	乗算器	
⊕	加算器	
R	記録計	
Q	積算計	
OL	ワンループコントローラ	
HC	手動設定器	
≡	アレスタ	

注記

1. は今回を示す。
2. は機能増設を示す。
3. 台数は既設/今回<更新>/全体を示す。

令和8年度 防災 千曲市公共下水道事業			
尾米排水ポンプ場 燃料貯留槽改修工事			
番号	24/27	計装フローシート	縮尺 S-NONE
尾米排水ポンプ場			
千曲市 杭瀬下六丁目			
		照査	設計
千曲市役所			
設計会社		管理技術者	
測量会社		照査技術者	
調査会社		主任技術者	
		主任技術者	



システム構成図

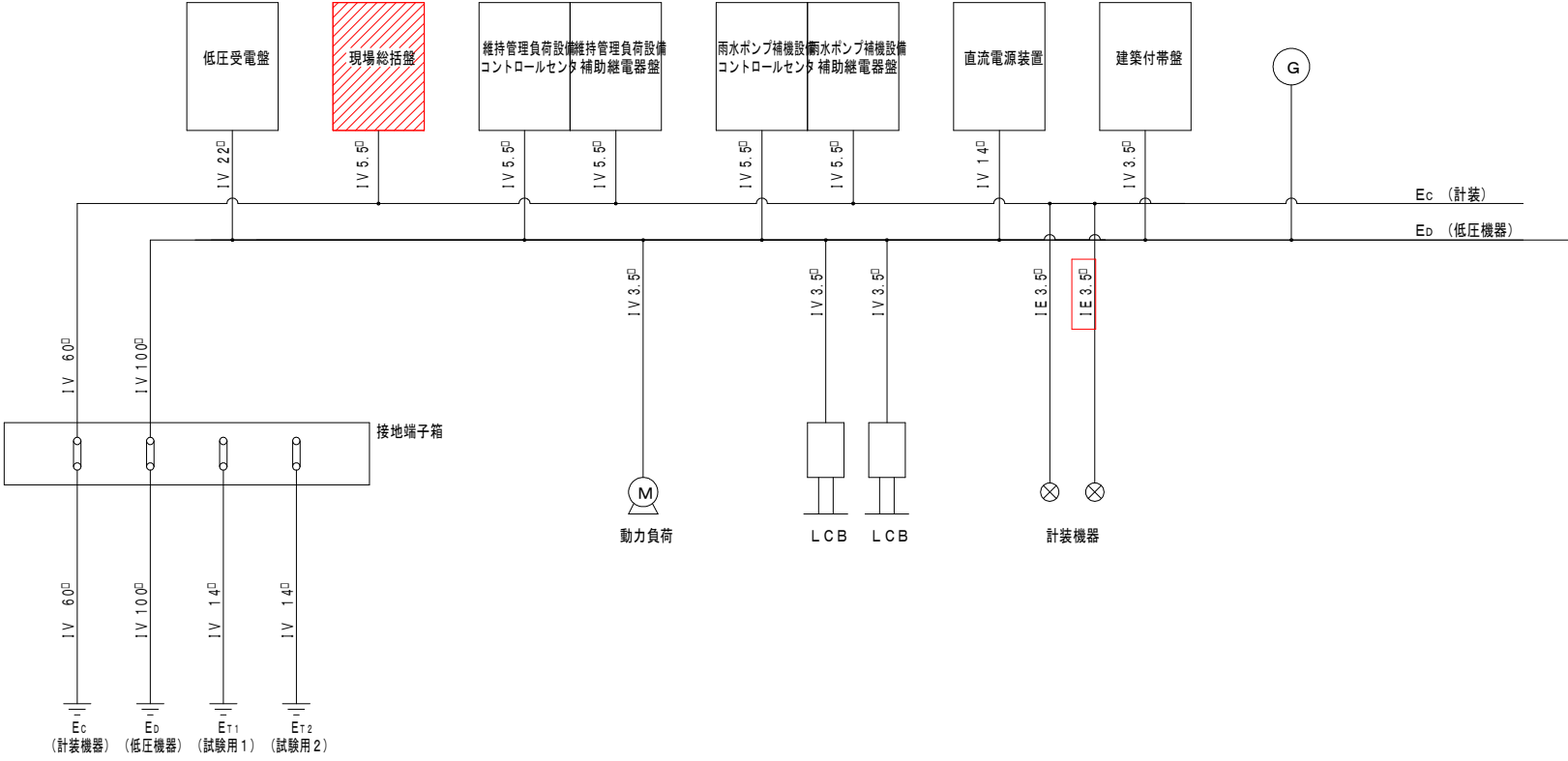
注 記

1.  は今回を示す。
2.  は機能増設を示す。

信号線種別凡例

- 直送
- - - 計装
- 伝送

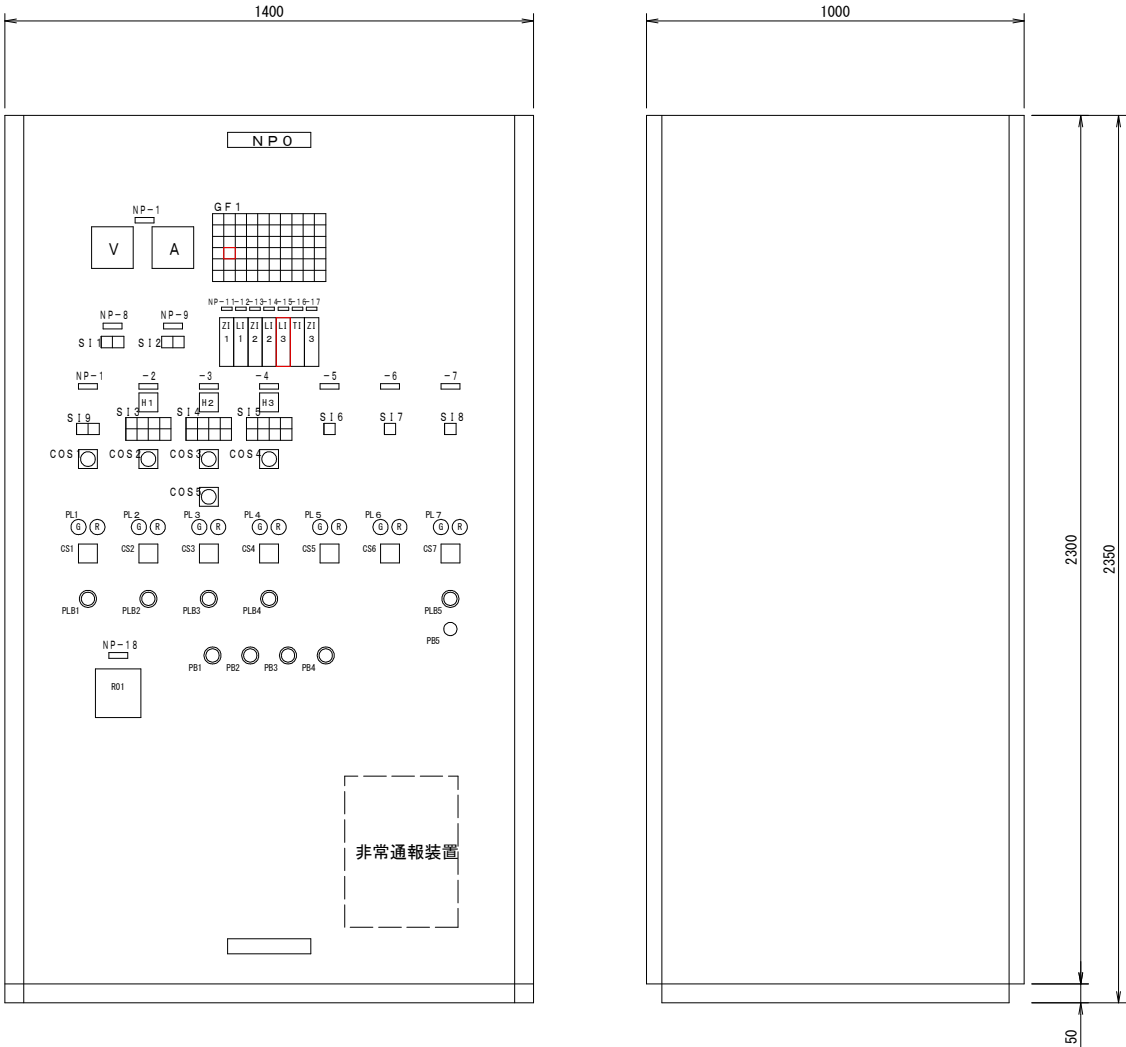
令和8年度 防安 千曲市公共下水道事業					
尾米排水ポンプ場 燃料貯留槽改修工事					
番号	25/27	システム構成図	縮尺	S=NONE	
尾米排水ポンプ場					
千曲市 杭瀬下六丁目					
			照査	設計	
千 曲 市 役 所					
設計会社			管理技術者		
			照査技術者		
測量会社			主任技術者		
調査会社			主任技術者		



接地系統図

- 注 記
- は今回を示す。
 - は機能増設を示す。

令和8年度 防安 千曲市公共下水道事業					
尾米排水ポンプ場 燃料貯留槽改修工事					
番号	26/27	接地系統図	縮尺	S=NONE	
尾米排水ポンプ場					
千曲市 杭瀬下六丁目					
			照査	設計	
千曲市			役所		
設計会社		管理技術者			
		照査技術者			
測量会社		主任技術者			
調査会社		主任技術者			



現場統括盤 (S=1/10)
(KP-1)

GF1		動力 停電	発電機 故障	直流電源 故障	流入ゲート 故障	1号 雨水ポンプ 重故障	2号 雨水ポンプ 重故障	3号 雨水ポンプ 重故障	No.1 床排水ポンプ 故障	No.2 床排水ポンプ 故障	樋管ゲート 故障
照明 停電	発電機 非常停止	ヨビ	バイパス ゲート 故障	1号 雨水ポンプ 軽故障	2号 雨水ポンプ 軽故障	3号 雨水ポンプ 軽故障	No.1 空気圧縮機 故障	No.2 空気圧縮機 故障	樋管ゲート 地絡		
200V MCCB断	ヨビ	ヨビ	流入渠 水位高	No.1エンジン 冷却水ポンプ 故障	No.2エンジン 冷却水ポンプ 故障	ヨビ	No.1 燃料移送ポンプ 故障	No.2 燃料移送ポンプ 故障	樋管ゲート 非常停止		
100V MCCB断	燃料貯留槽 漏油	ヨビ	流入渠 水位低	No.1減速機 冷却水ポンプ 故障	No.2減速機 冷却水ポンプ 故障	No.3減速機 冷却水ポンプ 故障	自家発 換気ファン 故障	自家発 給気ファン 故障	ヨビ		
P-CC 故障	燃料貯留槽 液位低	燃料小出槽 液位高	バイパス水路 水位高	床排水ピット 水位高	減圧水槽 水位高	冷却水槽 水位高	ヨビ	ヨビ	計装電源 断		
G-CC 故障	空気槽 圧力低	燃料小出槽 液位低	バイパス水路 逆流	排水ピット 水位低	減圧水槽 水位低	冷却水槽 水位低	ヨビ	ヨビ	シーケンサ 故障		

記号	名称	備考	記号	名称	備考
NP-0	現場統括盤		-11	流入ゲート開度	
-1	自家発		-12	流入渠水位	
-2	1号雨水ポンプ		-13	バイパスゲート開度	
-3	2号雨水ポンプ		-14	バイパス水路水位	
-4	3号雨水ポンプ		-15	燃料貯留槽液位	
-5	流入ゲート		-16	冷却水槽温度	
-6	バイパスゲート		-17	樋管ゲート開度	
-7	樋管ゲート		-18	記録計	
-8	動力切換MC				
-9	照明切換MC				

凡例	記号	説明
	COS1	切換スイッチ（手動－自動）
	COS2	切換スイッチ（連動－自動）
	COS3	切換スイッチ（連動－自動）
	COS4	切換スイッチ（連動－自動）
	COS5	切換スイッチ（1・2・3－2・3・1－3・1・2）
	COS6	切換スイッチ（手動－自動）
	COS7	切換スイッチ（手動－自動）

凡例	記号	説明
	CS1	操作スイッチ（停止－運転）
	CS2	操作スイッチ（停止－運転）
	CS3	操作スイッチ（停止－運転）
	CS4	操作スイッチ（停止－運転）
	CS5	操作スイッチ（閉－引いて停止－開）
	CS6	操作スイッチ（閉－引いて停止－開）
	CS7	操作スイッチ（閉－引いて停止－開）

凡例	記号	説明
	PL1～4	表示灯（停止、運転）
	PL5～7	表示灯（全開、寸開）

凡例	記号	説明
	PB1	押釦スイッチ（警報停止）
	PB2	押釦スイッチ（フリッカ停止）
	PB3	押釦スイッチ（表示復帰）
	PB4	押釦スイッチ（ランプテスト）
	PB5	押釦スイッチ（漏電リセット）

凡例	記号	説明
	PLB1	引釦スイッチ（非常停止）
	PLB2	引釦スイッチ（非常停止）
	PLB3	引釦スイッチ（非常停止）
	PLB4	引釦スイッチ（非常停止）
	PLB5	引釦スイッチ（非常停止）

SI1, 2	買電	自家発

SI3, 4, 5	操作可	準備完了	始動中	ヨビ
	運 転	停止中	ヨビ	ヨビ

SI9	操作可	準備完了

SI6, 7, 8	操作可

注 記
1. は今回を示す。
2. 寸法、形状は参考とする。

参考図

令和6年度 防災 千曲市公共下水道事業 尾米排水ポンプ場 燃料貯留槽改修工事				
番号	27/27	盤外形図	縮尺	S=1:10
尾米排水ポンプ場				
千曲市 杭瀬下六丁目				
		照査	設計	
千 曲 市 役 所				
設計会社		管理技術者		
		照査技術者		
測量会社		主任技術者		
調査会社		主任技術者		